

目次

競馬法一部改正による拂戻金算出條例制定 一頁

昭和二十五年中戸籍届事務件数について 四

出張所管區域別人口及び世帯状況について 五

競馬法一部改正による拂戻金算出條例をここに公布する

昭和二十五年中戸籍届事務件数について 四

出張所管區域別人口及び世帯状況について 五

競馬法一部改正による拂戻金算出條例をここに公布する

昭和二十五年中戸籍届事務件数について 四

出張所管區域別人口及び世帯状況について 五



No. 57 號

昭和二十六年 一月二十日 發行 (土曜日)

發行人 廣島市役所

電話 廣島市國泰町三九 中二三六一番 中三〇六六番 中二七〇五番 中二七〇五番 中三七六一番 中一六六一番 中一六五八番 (市會事務局) (秘書課) (會計課)

昭和二十五年十二月二十二日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第四十二號 競馬法一部改正による拂戻金算出條例

競馬法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二百五十九號)による勝馬投票券の拂戻金算出に關しては、同法附則第二項の規定により昭和二十六年十二月三十一日まではなお従前の例によるものとする。

附則 この條例は、公布の日から施行する。 昭和二十五年中における廣島市職員に對する年末手當の支給に關する條例をここに公布する。 昭和二十五年十二月二十三日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第四十三號 昭和二十五年中における廣島市職員に對する年末手當の支給に關する條例

第一條 本市に勤務し、本市から給與の支給を受ける者であつて、この條例施行の際現在在職し、且つ、當時勤務に服する者(以下「職員」といふ。)に對しては、昭和二十五年中において、年末手當を支給する。

(年末手當の額) 第一條 年末手當の額は、職員の給與月額に、その者の昭和二十五年中における在職期間に應じて、左の各號に掲げる割合を乗じて得た額とする。 在職期間が六月以上の場合 百分の六十

廣島市條例第四十四號 廣島市教育委員の報酬及び費用辨償條例をここに公布する。 昭和二十五年十二月十九日 廣島市長 濱 井 信 三

一 この條例は、公布の日から施行する。 二 廣島市職員臨時年末手當支給條例(昭和二十四年十二月二十六日條例第六十一號)は廢止する。 廣島市教育委員の報酬及び費用辨償條例をここに公布する。 昭和二十五年十二月十九日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第四十四號 廣島市教育委員の報酬及び費用辨償條例

第一條 教育委員會法第三十二條の規定による廣島市教育委員會(以下委員といふ。)の報酬及び費用辨償の支給については、この條例の定めるところによる。

第二條 委員の報酬は、月額四千圓とする。但し、市議會選出の委員については月額二千圓とする。

第三條 委員の費用辨償は、月額四千圓とする。但し、市議會選出の委員については月額二千圓とする。

廣島市條例第四十四號 廣島市教育委員の報酬及び費用辨償條例

第四條 報酬及び費用弁償は、當月分をその翌月上旬に支給する。

第五條 あらたに當選したものは、その月分から、退職若しくは死亡したものはその月分まで、報酬及び費用弁償の金額を支給する。

第六條 任期満了により退職したものは、その次の選挙において再び當選したときは、その報酬及び費用弁償の支給については、引續き在職したものとみなす。

第七條 委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

第八條 前各條に定めるものの外、支給については廣島市職員給與條例及び廣島市旅費條例の規定を準用する。

附則
この條例は、公布日から施行し昭和二十五年十二月一日から適用する。

規則

昭和三十五年度における廣島市職員に對する年末手當の支給に關する條例施行規則をここに公布する。

昭和二十五年十二月二十三日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第七十三號

昭和三十五年度における廣島市職員に對する年末手當の支給に關する條例施行規則

(常時勤務に服する者)

- 第一條 昭和三十五年度における廣島市職員に對する年末手當の支給に關する條例(昭和二十五年十二月二十三日條例第四十三號以下「條例」といふ)第一條に規定する「常時勤務に服する者」とは、條例施行の際、左の各號のいずれにも該當しない者をいう。
 - 一 未歸還の者
 - 二 懲戒審査に附され若しくは刑事事件に關し起訴されたための休職を命ぜられていた者又は停職處分を受けていた者又はこれらに準する處分を受けていた者
- 三 廣島市職員労働組合事務職員たる職員の身分給與等

に關する規則(昭和三十四年九月一日規則第三十三號)に規定する休暇又はこれに準する休暇を與えられていた者

四 非常勤職員の職にある者(市長の指定する者を除く)

五 日雇い入れられる者(臨時事務員、臨時技術員又は臨時従業員として昭和三十五年九月三十日以前から繼續勤務している者を除く)

六 引續き一年以上出勤している者

七 前各號に於ける者以外の常時勤務に服することを要しない者で、本市から給料(これに相當する給與を含む。)の支給を受けない者

(年末手當の額の端數計算)

第二條 條例第二條第一項の規定により計算した年末手當の額に五十銭未満の端數を生じたときは、その端數を切り捨て、五十銭以上一圓未満の端數を生じたときは、その端數を一圓に切り上げる。

(在職期間の計算)

第三條 條例第二條第一項に規定する「在職期間」は、昭和二十五年一月一日から條例施行の日までの在職期間により、月數により計算する。

2 第一條各號(第三號及び第六號を除く。)に掲げる者に引續き一月以上(一月未満の日數は切り捨てる。)該當した期間は、在職期間から除算する。

(給與月額)

第四條 年末手當の額の計算の基礎となる給與月額は、條例第二條第二項に定めるものの外、左の各號に掲げる額とする。

- 一 嘱託員にあつては、嘱託手當の月額
- 二 給與が報酬で定められている者にあつては報酬月額
- 三 給與が日額で定められている者にあつては、その十二日分に相當する額

2 前項の給與月額は、條例施行の際受くべき額(前項第三號に該當する者にあつては、最後に受けた給與の額)によつて計算する。

(支給日)

第五條 年末手當は昭和二十五年十二月末日までに支給するものとする。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

廣島市公印保管使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十五年十二月二十五日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第七十四號

廣島市公印保管使用規則の一部を改正する規則

廣島市公印保管使用規則(昭和二十三年五月十七日廣島市規則第十三號)の一部を次のように改正する。

第二條の別表に左の通り加える。

公 印 名 雛形 書体 寸法 所管課
市長印(配給證明用) (4) 楷書 方十二種 商工課

附則
この規則は、公布の日から施行する。

昭和二十六年一月五日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第七十五號

廣島市児童福利審議會規則

(目的)
第一條 廣島市児童福利審議會(以下審議會といふ)は市長の諮問に應じ本市における児童及び妊娠婦の福祉に關する事項を調査審議し、關係行政官廳に意見を具申することを目的とする。

(組織)
第二條 審議會に委員及び臨時委員を置く。

審議會の委員及び臨時委員は、児童福祉法に基き市長が委嘱又は任命する。

審議會の委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の殘任期間とする。

廣島市告示第八十五號

- 昭和二十六年一月十六日
廣島市長 濱 井 信 三
- 一、交付金 金九拾五萬五千圓
 - 二、繰越金 金貳百八拾壹萬參千六百八拾圓
 - 三、前年度繰越金 金貳百八拾壹萬參千六百八拾圓
 - 四、歳入合計 金參百七拾六萬八千八百八拾圓
 - 五、歳出
 - 一、教育費 金七拾八萬四千七百參拾圓
 - 二、選挙費 金貳百八拾八萬八千八百拾圓
 - 三、縣知事選挙公費 金六拾三萬四千貳百六圓
 - 四、縣知事選挙執行費 金貳百貳拾五萬參千九百四圓
 - 五、諸支出金 金九萬五千八百四拾圓
 - 六、第六回國民体育大會準備費 金九萬五千八百四拾圓
 - 七、大倉準備費 金參百七拾六萬八千八百八拾圓
 - 八、歳入出差引殘金なし

廣島市告示第八號

廣島市文書取扱規程の一部を改正する規程

廣島市文書取扱規程(昭和二十四年二月七日規則第七十一號)の一部を次のように改正す。

第十六條の次に、次の一條を加える。

第十六條之二 條例及び規則並びにその他の規程で公表を要するものは、當該規程の決裁を受けた後、公布用紙(第十三號様式)正副二通を淨書し、その正本に、條例及び規則にあつては市長の署名を、その他の規程で公表を要するものにあつては市長印の押なつを受けなければならぬ。

2 前項の淨書は夫々主務課において淨書するものとする。

附則
この規程は、公布の日から施行し、昭和二十五年九月一日から適用する。

昭和二十六年一月八日
廣島市長 濱 井 信 三

告示 示(甲)

廣島市告示第八十四號

十二月二十二日市議會の議決を経た昭和三十五年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但し、この豫算は即日これを施行する。

昭和二十五年十二月二十二日
廣島市長 濱 井 信 三

この規則は、公布の日から施行する。

六、歳入

昭和三十五年廣島市歳入出豫算追加
歳入 金九拾五萬五千圓

命令

民生局農水産課耕地係長を命ずる
昭和二十五年十二月二十二日
廣島市固定資産評價員に選任する
昭和二十五年十二月二十五日

- 和山 石五郎
石田 貞夫
川村 義美
本田 久一
松原 茂樹
増宮 六治
山崎 六夫
西田 敏夫
見田 義稜
菅原 道義
宮本 光夫
高田 卓男
森野 一光
木下 次宏
谷口 正六
松岡 秋三
元風 勝三
堀谷 勝三

廣島市固定資産評價補助員に選任する
昭和二十五年十二月二十七日(各通)
技術員 高橋 信雄
廣島市技術吏員に任命する
技術員 正木 勝雄
八級二號俸給する
建設局土木課勤務を命ずる
技術員 正木 勝雄
廣島市技術吏員に任命する
技術員 正木 勝雄
七級七號俸給する

建設局土木課勤務を命ずる
技術員 石突 正
廣島市技術吏員に任命する
技術員 羽尻 裕
八級一號俸給する
建設局警備課勤務を命ずる
技術員 東 重雄
廣島市技術吏員に任命する
技術員 落注 整
六級一號俸給する
建設局下水課勤務を命ずる
技術員 山脇 昌一
七級七號俸給する
建設局下水課勤務を命ずる
技術員 山脇 昌一
七級六號俸給する
水道局浄水場勤務を命ずる
昭和二十五年十二月三十一日(各通)
廣島市顧問を委嘱する
事務吏員 江口 松芳
理事に補する
民生局長を命ずる
民生局保健課長事務取扱を命ずる

報

市議會議決事件について
十二月の定例市議會において左記の通り議決された。
(十二月二十二日)
一、第百三十八號議案 競馬法一部改正による拂戻金算出
條例制定について 原案可決
一、第百二十九號議案 昭和二十五年廣島市歳入用豫算
追加 原案可決
一、第百三十號議案 昭和二十五年に於ける廣島市職員
に對する年末手当の支給に關する條
條例制定について 原案可決

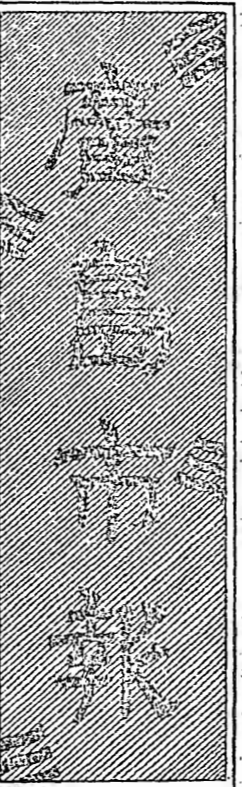
昭和二十五年中戸籍届事務件数について

Table with columns: 種別 (婚姻, 出生, 死亡, etc.), 件数 (件数), 平均 (平均), 前年同期差引増減 (前年同期差引増減)

出張所管区域別人口及び世帯状況

Table with columns: 出張所別 (牛田, 尾長, etc.), 人口 (人口), 世帯 (世帯), 同上前月との比較 (同上前月との比較)

一、發議「動物園の設置實現方要望について」 決定
(十二月二十三日)
一、第百廿一號議案 廣島市教育委員の報酬及び費用雜費
條例制定について 原案可決
一、第百廿三號議案 工事請負契約の締結承認について
原案承認
一、第百廿四號議案 工事請負契約の同意について
原案可決
一、第百廿五號議案 ギヤイブント三輪消防車購入契約締
結の同意について 原案同意
一、第百廿六號議案 水糟付消防ポンプ自動車購入契約締
結の同意について 原案同意
一、第百廿七號議案 固定資産評價員選任の同意について
原案同意
一、第百廿八號議案 廣島市危険物取締條例を改正する條
例制定について 委員會附託
一、請願(宇品小學校々地擴張方要望の件) 採擇
一、請願(廣瀬橋復舊促進方要望の件) 採擇
一、請願(北廣瀬橋架設促進方要望の件) 採擇
一、請願(職災者納骨堂建設に關する件) 採擇
一、請願(株式会社三和製氷冷蔵庫を市に買収經營方要望
の件) 委員長報告
一、舊軍用地處理調査委員會正副委員長選任について
委員長 三宅 崇吉
副委員長 村上 源次郎
一、舊軍用地處理調査委員會委員候補員補充について
寺田 豊
任都栗 司
決定



外 號

昭 和 二 十 六 年
二 月 一 日 發 行
(木 曜 日)

發 行 所 廣 島 市 役 所

廣 島 市 四 泰 寺 町 三 九
中 二 三 五 一 番
中 二 〇 九 六 番
中 三 七 〇 四 番
中 一 六 五 九 一 番
中 一 六 五 七 六 番
中 一 六 五 八 八 番
中 一 六 五 七 八 番
中 一 六 五 七 六 番
中 一 六 五 七 八 番
(市 會 事 務 局)
(秘 書 課)
(會 計 課)

◎ 教 育 委 員 會 規 則

廣 島 市 教 育 委 員 會 規 則 第 一 號

廣 島 市 教 育 委 員 會 議 規 則 を 次 の よ う に 定 め る 。
昭 和 二 十 五 年 十 二 月 一 日
廣 島 市 教 育 委 員 會

第 一 章 總 則

第 一 條 委 員 會 の 會 議 は 別 に 定 め る も の の 外 こ の 規 則 に よ る 。
第 二 條 會 議 は 委 員 長 が こ れ を 招 集 し 且 つ 閉 閉 する 。
第 三 條 委 員 長 は 招 集 さ れ た 期 日 の 開 議 時 刻 まで に 指 定 さ れ た 會 議 に 參 集 し 出 席 簿 に 捺 印 又 は 署 名 し なければ ならない。
第 四 條 委 員 長 が 選 參 缺 席 若 し く は 早 退 し よ う と する ときは そ の 旨 を 委 員 長 に 届 出 なければ ならない。
第 五 條 委 員 會 の 會 議 は 定 例 會 及 び 臨 時 會 と する 。
第 六 條 定 例 會 招 集 の 期 日 は 毎 月 二 十 日 と する 。 但 し そ の 日 が 休 日 の ときは そ の 翌 日 と する 。
第 七 條 臨 時 會 は 委 員 長 において 必 要 が ある と 認 め た 場 合 又 は 教 育 委 員 會 法 第 三 十 四 條 第 二 項 に よ る 請 求 の あ つ た 場 合 に 招 集 する 。
第 八 條 會 期 は 通 常 二 日 以 内 と する 。
第 九 條 會 期 中 に 議 事 が 終 了 でき ない ときは 又 は 特 に 必 要 が ある ときは 委 員 長 は 會 議 に ば かり 會 期 を 延 長 する こと が 得 來 る 。 こ の 場 合 委 員 長 は 直 に 委 員 及 び 教 育 長 に そ の 旨 を

通 知 し なければ ならない。

第 十 條 付 議 事 件 を 全 部 議 了 し た ときは 委 員 長 は 會 期 に ば かり 閉 會 する こと が 得 來 する 。
第 十 一 條 會 議 の 時 間 は 午 前 十 時 に 始 め 午 後 五 時 に 閉 じ る 。 但 し 委 員 長 において 必 要 と 認 め る ときは こ れ を 變 更 する こと が 得 來 する 。
第 十 二 條 會 議 の 散 會 延 會 休 憩 及 び 中 止 は 委 員 長 が こ れ を 宣 告 する 。
第 十 三 條 會 議 の 議 席 は 選 舉 後 最 初 の 會 議 の 際 抽 選 に よ り こ れ を 定 め る 。
第 十 四 條 前 項 の 抽 選 後 に 就 任 し た 委 員 の 議 席 は 委 員 長 が こ れ を 定 め る 。
第 十 五 條 委 員 の 議 席 に は 委 員 名 標 を 付 ける 。
第 十 六 條 委 員 長 及 び 副 委 員 長 が ともに 事 故 有 る ときは 年 長 者 の 委 員 が 委 員 長 の 職 務 を 代 理 する 。
第 十 七 條 委 員 の 出 席 が 定 數 に 滿 た ない ときは 又 は 會 議 中 定 數 を 缺 いた ときは 委 員 長 は 延 會 又 は 休 憩 を 宣 告 する こと が 得 來 する 。
第 十 八 條 秘 密 會 を 開 く ときは 委 員 長 は 一 般 傍 聽 人 及 び 委 員 長 が 指 定 する 者 以 外 の 者 を すべて 會 議 場 の 外 に 退 去 さ せ なければ ならない。
第 十 九 條 議 事 日 程
第 十 十 條 委 員 長 は 會 議 に 付 する 事 件 及 び そ の 順 序 並 び に 開 議 の 日 時 を 議 事 日 程 に 記 載 し 豫 め こ れ を 委 員 及 び 教 育 長 に 通 知 し なければ ならない 。 但 し 急 を 要 する ときは こ の 限 り で ない 。
第 十 一 條 委 員 長 が 必 要 と 認 め る ときは 又 は 委 員 長 が 動 議 が あ つ た ときは 委 員 長 は 討 論 を 行 わ ない 會 議 に ば かり

議 事 日 程 を 變 更 する こと が 得 來 する 。
第 十 二 條 議 事 日 程 に 記 載 さ れ た 事 件 について 委 員 會 を 開 く こと が 得 來 でき な かつ た ときは 又 は 議 事 を 終 了 する こと が 得 來 でき な かつ た ときは 委 員 長 は こ れ を 最 近 の 議 事 日 程 に 記 載 し なければ ならない。
第 十 三 條 發 議 及 び 動 議
第 十 四 條 すべて 委 員 は 議 案 を 提 出 する こと が 得 來 する 。
第 十 五 條 議 案 の 發 議 は 文 書 に よ り そ の 案 に 理 由 を 付 し て 委 員 長 に 提 出 し なければ ならない 。 但 し 委 員 長 が 急 を 要 する と 認 め た も の 又 は 簡 易 な も の は こ の 限 り で ない 。
第 十 六 條 委 員 長 は 委 員 が 提 出 し た 前 項 に よ る 議 案 を 受 理 し た ときは こ れ を 委 員 及 び 教 育 長 に 通 知 し なければ ならない 。
第 十 七 條 動 議 は 贊 成 者 が なければ 議 題 と なら ない 。
第 十 八 條 議 案 又 は 動 議 は 提 案 者 に 於 て 撤 回 又 は 變 更 する こと が 得 來 する 。 但 し 會 議 に ば かり そ の 承 認 を 得 た ときは こ の 限 り で ない 。
第 十 九 條 緊 急 動 議 及 び 議 事 の 手 續 き 採 決 の 方 法 休 憩 議 事 の 中 止 散 會 休 會 質 疑 又 は 討 論 の 終 結 等 先 決 を 要 する 動 議 は 他 の 事 件 に 先 だ つ て 討 論 を 用 意 ない 以 て そ の 可 否 を 定 め なければ ならない。
第 十 十 條 議 事
第 十 一 條 委 員 長 が 議 事 上 必 要 と 認 め た ときは 數 件 を 一 括 し て 議 題 と する こと が 得 來 する 。
第 十 二 條 議 事 の 進 行 は 報 告 說 明 質 疑 討 論 及 び 議 決 の 順 序 に よ つ て 行 う 。 但 し 委 員 長 が 必 要 と 認 め る ときは 會 議 に ば かり こ の 順 序 を 變 更 し 可 し 行 略 する こと が

(號 外)

第二十三條 委員会は、議案その他に關し教育長若しくは教育長から委任を受けたものより報告説明又は助言を求めることが出来る。

第五章 發言及び討論

第二十四條 發言しようとする者は、委員長を呼びその氏名を告げ委員長の許可を得て發言しなければならぬ。

第二十八條 委員長は質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、會議にはかり討論を行わないでこれを定めらる。

第六章 採決及び選舉

第三十一條 採決しようとするときは、委員長がこれを宣告する。

第三十二條 採決の際會議場にある委員は、表決の數に加わらなければならない。

第三十四條 採決の方法は、舉手、起立、記名投票、無記名投票の四種とし委員長において適宜これを採用する。

第七章 會議錄

第四十二條 會議錄には左の事項を記載する。

第四十一條 選舉の投票については採決の場合に準ずるものとする。

第八章 請願

第四十五條 委員會に請願しようとする者は、請願書を教育長を通じて委員長に提出しなければならない。

第四十九條 議場の秩序を亂し又は會議を妨害するものがあるときは、委員長は休職を宣言し退場させることができる。

廣島市教育委員會規則第二號

廣島市教育委員會傍聽人規則を次のように定める。

昭和二十五年十二月一日 廣島市教育委員會

第一條 會議を傍聽しようとするものは、傍聽券(新聞記者は傍聽證)交付を受け係員の指圖に従つて靜肅に傍聽しなければならない。

第二條 傍聽券はこれを一般席、新聞記者席に分ける。

第三條 傍聽人は傍聽券に所定の事項を記入し、係員より要求があつたときはいつでも提示しなければならぬ。

第四條 左の事項に該當するものと認めらるる者は、傍聽席に入ることができない。

一 傍聽券を所有しない者

二 精神錯亂者

三 異様の服裝をして居る者

四 旗幟プラカードその他氣勢を示す虞あるものを持つて居る者

五 兇器又は危険の虞ある器物を持つて居る者

六 酒氣を帯びたる者

七 引卒者なき十二才未満の者

第五條 委員長は取締のため必要と認めたるときは、傍聽人の數を制限し又は退場を命ずることがある。

第六條 傍聽人は、左の事項を守らなければならない。

第四十四條 會議錄には秘密の議事及び委員長が取り消しを命じ又は委員その他の發言者が取り消しを申し出た發言も記載する。

第九章 補則

第五十一條 委員會は所管事務に關する調査のため、委員會の會議の議決を経て證人等の出頭を求めることが出来る。

第十條 附則

この規則は、昭和二十五年十二月一日から施行する。

廣島市教育委員會公告式規則

第一條 教育委員會法第五十三條の規定に基く公告式は、この規則の定めるところによる。

第二條 規則を公布しようとするときは公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に委員長が署名しなければならない。

第三條 規則の公布は廣島市教育委員會の揭示場に揭示、なお必要のある場合には廣島市報に登載してこれを行う。

第四條 第二條及び第三條の規定は教育委員の定める規程その他公表を必要とするものに準用する。

第五條 規則及び規程は施行期日については、別段の定めのないものは公布の日から起算し三日を経て施行する。

附則 此の規則は、昭和二十五年十二月一日から施行する。

廣島市教育委員會規則第四號

廣島市教育委員會公印規則を次のように定める。

昭和二十五年十二月一日 廣島市教育委員會

第一條 廣島市教育委員會の印章は別に定める場合を除くほかこの規則による。

第二條 公印は次の通りとする。

一 廣島市教育委員會之印

二 廣島市教育委員會委員長之印

Table with 4 columns: 番號, 月日, 件名, 提出先. It lists official seals and their specifications, including '廣島市教育委員會之印' and '廣島市教育委員會委員長之印'.

廣島市教育委員會規則第五號

廣島市教育委員會事務決裁規則を次のように定める。

昭和二十五年十二月十四日 廣島市教育委員會

第一條 廣島市教育委員會事務決裁規則

廣島市教育委員會(以下委員會といふ)の所管事務

務のうち委員会の決議を要するものは次の通りとする。

- 一 學校その他の教育機關の設置及び廢止に關すること
- 二 學校その他の教育機關の用に供し又は用に供するもの決定した財産(以下教育財産といふ)の取得及び處分に關すること
- 三 教科内容及びその取扱の一般方針に關すること
- 四 教科用圖書の採擇に關すること
- 五 廣島市教育委員會事務局(以下事務局といふ)職員中、課長、指導主事並びに學校その他の教育機關の長の任免その他の人事に關すること
- 六 事務局及び學校その他の教育機關の職員に關する労働組合に關すること
- 七 學校その他の教育機關の敷地の設定及び變更並びに校舍その他建物の新築、移築、再築の計畫及びその實施に關すること
- 八 條例をもつて定める事項に關すること
- 九 委員會規則の制定又は改廢に關すること
- 十 委員會の所掌に係る歳入歳出予算に關すること
- 十一 教育の目的のための基本財産及び積立金の管理に關すること
- 十二 教育事務のための契約に關すること
- 十三 一應費拾萬圓を越える物件の購入契約及び事業の計畫に關すること
- 十四 諮議、訴訟及び異議申立に關すること
- 十五 通學區域の設定及び變更に關すること
- 十六 他の教育委員會との協議に關すること
- 十七 前各項のほか特に重要と認められる事項

第二條 委員會はその所管事務のうち次のものを教育長に委任する。

- 一 支用命令に關すること
- 二 不助産登録に關すること
- 三 學校その他の教育機關の管理に關すること
- 四 教育財産の管理に關すること
- 五 教科内容及びその取扱に關すること
- 六 學校その他の教育機關の修理、修繕、保全の計畫及びその實施に關すること

七 校長教員その他の教育職員の研修に關すること

八 教育の調査及び統計に關すること

九 事務局職員及び學校その他の教育機關の職員に關する職歴勤務等の證明に關すること

第三條 委員會所管事務のうち第一條及び第二條に規定するもの、外は教育長が代決する。但し、教育長において重要又は異例に屬するを認め、若しくは規定の解釋上疑義あるものについては、委員會の決議をうけなければならぬ。

第四條 教育長は第二條により委任を受けた事務のうちその一部を學校その他の教育機關の長に委任することができる。

第五條 教育長は、第二條及び第三條に規定する事務のうちその一部を事務局の課長及び學校その他の教育機關の長に代決させることができる。

第六條 教育長は緊急やむを得ないときは、第一條の規定する教育事務を代決することができる。但し、この場合すみやかに委員會に報告しなければならぬ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市教育委員會規則第六號

廣島市教育委員會職名及び辭令式規則を次のように定める。

昭和二十五年十二月十四日 廣島市教育委員會

廣島市教育委員會職名及び辭令式規則

第一條 廣島市教育委員會の任命による職員の職名及び辭令式については、法令その他別に定めるときを除きこの規則による。

第二條 この規則「職員」とは教育長、指導主事、事務職員、技術職員、雇員及び嘱託並びに校長及び教員をいふ。

第三條 事務職員は主事、社會教育主事及び書記とする。

第四條 技術職員は技師及び技手とする。

第五條 雇員は事務員、技術員、實習助手及び現業員とする。

第六條 教員は教諭、助教諭、養護教諭、講師及び養護助教諭とする。

第七條 教育長及び指導主事の任用については、第一號様式、免職については第二號様式による。

第八條 事務職員及び技術職員の任用については、第三號様式、免職については第四號様式による。

第九條 雇員の採用については第五號様式、解雇については第六號様式による。

第十條 嘱託については第七號様式解雇については第八號様式による。但し手當のない嘱託については第七號様式の手當の項を除く。

第十一條 校長及び教員の任用については、第九號様式免職については第十號様式、休職については第十一號様式による。

第十二條 兼職の場合は「兼れて」又は「兼」を用い各相當辭令式を準用する。

第十三條 職員に任用並びに給料の辭令と勤務辭令とは、これを別紙とする。

第十四條 第三號様式第五號様式及び第十號様式において懲戒又は事務都合による免職若しくは解雇の場合には「願により」を削り必要あるものについては理由を頭書する。

第十五條 勤務辭令の場合は元勤務の解除辭令はこれを省略する。

第十六條 辭令には發令年月日を記載し、發令者名は廣島市教育委員會とする。

第十七條 教育委員會印は發令年月日の年の字を中心におく。

第十八條、右各條の様式に該當しないものは、その性質の近いものを準用し又は從來の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年十二月一日からこれを適用する。

第一號様式 任用

- 1 廣島市教育長に任命する
氏 名
- 2 廣島市教育委員會事務局指導主事に任命する
氏 名
- 3 廣島市教育委員會事務局指導主事
氏 名
- 4 長(課勤務)を命ずる
氏 名

第二號様式 免職

- 1 廣島市教育長
氏 名
- 2 廣島市教育委員會事務局指導主事
氏 名
- 3 廣島市教育委員會事務局指導主事
氏 名
- 4 長(課勤務)を命ずる
氏 名

第三號様式 任用

- 1 廣島市教育委員會事務局事務職員(技術職員)に任命する
氏 名
- 2 廣島市教育委員會事務局事務職員(技術職員)に補する
氏 名
- 3 長(課勤務)を命ずる
氏 名
- 4 廣島縣廣島市公立學校事務職員に任命する
氏 名
- 5 廣島縣廣島市公立學校事務職員に補する
氏 名
- 6 廣島市立 學校勤務を命ずる
氏 名

第四號様式 免職

- 1 廣島市教育委員會事務局事務職員(技術職員)に任命する
氏 名
- 2 廣島縣廣島市公立學校事務職員
氏 名
- 3 廣島市立 學校勤務を命ずる
氏 名

第五號様式 採用

廣島市教育委員會事務局事務職員(技術職員)(實習助手)(現業員)を命ずる
氏 名

課(學校)(簡)勤務を命ずる
氏 名

第六號様式 解雇

廣島市教育委員會事務局事務職員(技術職員)(實習助手)(現業員)
氏 名

願により解雇する
氏 名

第七號様式 嘱託

廣島市教育委員會事務局……事務を嘱託する
氏 名

月手當……圓を給する
氏 名

願により解雇を解く
氏 名

第八號様式 任用

廣島市立 氏 名

第九號様式 任用

一、校長教諭養護教諭
氏 名

廣島縣廣島市公立學校校長(教員)に任命する
氏 名

第十號様式 免職

- 1、校長、教諭、養護教諭
廣島縣廣島市公立學校校長(教員)
氏 名
- 願により本職を免ずる
氏 名
- 二、助教諭
廣島市立 學校助教諭を命ずる
氏 名
- 三、講師
廣島市立 學校講師を命ずる
氏 名
- 廣島市立 學校勤務を命ずる
氏 名
- 廣島市立 學校勤務を命ずる
氏 名

第十一號様式 休職

一、普通病氣の場合
廣島縣廣島市公立學校校長(教員)
氏 名

地方自治法附則第五條により官更分限令第十一條第一項第 號を準用し休職を命ずる
氏 名

二、精神性疾患の場合
氏 名

廣島縣廣島市公立學校長(教員) 氏 名

地方自治法附則第五條により官吏分限令第十一條
第一項第四號を準用し休職を命ずる
但し期間及び給與について教育公務員特例法第十四
條による

廣島市教育委員會規則第七號

會議規則の一部を改正する規則を次のように定める。
昭和二十五年十二月二十一日

廣島市教育委員會

廣島市教育委員會會議規則の一部を改正する規則
廣島市教育委員會會議規則(昭和二十五年十二月一日廣島
市教育委員會規則第一號)の一部を次のように改正する。
第五條中「但しその日が休日のときは」を「但しその日
休日又はやむを得ない事情のあるときは」に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

廣島市教育委員會第八號規則

廣島市教育委員會事務局事務分掌規則を次のように定め
る。

昭和二十六年二月一日

廣島市教育委員會

廣島市教育委員會事務局事務分掌規則
第一條 廣島市教育委員會事務局(以下「事務局」とい
う。)に、次の課及び係を置く。
一 總務課 庶務係、經理係、調査統計係、學事係
指導課 初等教育係、中等教育係、保健教育係
施設課 管理係、施設係、用度係
社會教育課 成人教育係、文化係、青少年係
第二條 各課及び係の事務分掌は、次の通りとする。
總務課
庶務係
一 教育委員會に關すること

- 二 法規、例規に關すること
- 三 事務局職員、雇員(學校その他の教育機關の雇員を
含む)及び嘱託の分限懲戒、服務その他の人事に關する
こと及び教育委員會所屬教職員、雇員及び嘱託の出張
に關すること
- 四 公印の保管に關すること
- 五 文書の收受配、發送に關すること
- 六 簿冊の整理保存に關すること
- 七 訴願、訴訟、異議申立、請願陳情に關すること
- 八 事務局職員、雇員及び嘱託の福利厚生及び研修に關
すること
- 九 歳入出予算見積、地債契約その他財務に關すること
- 十 事務局備品、消耗品の整備に關すること
- 十一 職員組合に關すること
- 十二 事務局各課の連絡調整及び他の課の所管に屬しな
い事務に關すること
- 十三 課内庶務に關すること
- 經理係
一 委員會所管にかかる予算の執行、決算に關すること
- 二 教育目的のための基本財産及び積立金の設置管理及
び處分に關すること
- 三 授業料及び手数料の徴收に關すること
- 四 教育事業補助金助成金等の交付及び寄附採納に關す
ること
- 五 經理審査に關すること
- 六 教育長、事務局職員、校長教員その他教育機關の職
員並びに雇員、嘱託の諸給與に關すること
- 七 教育委員の報酬及び費用弁償に關すること
- 八 事務局職員の退職料、退職死亡給與金及び遺族扶助
料に關すること
- 九 學校その他の教育機關の教職員の恩給基金並びに國
庫納金に關すること
- 十 公立學校共済組合に關すること
- 十一 その他の經理一般に關すること
- 十二 調査統計係
一 法令に基く調査統計に關すること

- 二 教育に關する調査研究並びに統計の整備に關すること
- 三 教育の啓蒙宣傳に關すること
- 四 教育資料の出版普及及び弘報に關すること
- 五 教育資料の記録蒐集並びに保存閲覧に關すること
- 六 學事係
一 生徒児童の就學獎勵給予並びに免除に關すること
- 二 通學區域に關すること
- 三 授業料免除に關すること
- 四 校長、教員その他教育機關の職員(雇員、嘱託を除
く)の分限、懲戒、服務、その他人事に關すること
- 五 教職員組合に關すること
- 六 學校編成に關すること
- 七 人事行政の調査研究に關すること
- 八 給與の合理化に關する調査研究に關すること
- 指導課
初等教育係
一 小學校の教育指導に關すること
- 二 小學校の教科課程及び教材研究に關すること
- 三 小學校の校長並びに教育職員の研究に關すること
- 四 教科用圖書及び教具の選定採擇に關すること
- 五 學校教育諸行事の指導に關すること
- 六 課内庶務に關すること
- 中等教育係
一 中等學校の校長並びに教育職員の研究に關すること
- 二 中等學校教育指導に關すること
- 三 中等學校教科課程並びに教材研究に關すること
- 四 教科用圖書及び教具の選定採擇に關すること
- 五 學校教育諸行事の指導に關すること
- 保健教育係
一 學校保健衛生の計畫に關すること
- 二 學校環境の衛生管理に關すること
- 三 學校給食に關すること
- 四 學校身体検査に關すること
- 五 學校衛生會に關すること
- 六 その他の學校保健衛生に關すること

施設課
管理係
一 教育施設の運営及び管理に關すること

施設係

- 一 教育施設の設置及び廢止に關すること
- 二 學校施設の建設計畫に關すること
- 三 教育關係の起債補助の計畫及び申請に關すること
- 四 教育施設の敷地の設定及び變更に關すること
- 五 學校その他の教育機關の物品調達、修繕及び管理に
關すること
- 六 納入物品の檢收に關すること
- 七 不用物品の處分に關すること
- 八 その他用度に關すること

社會教育課

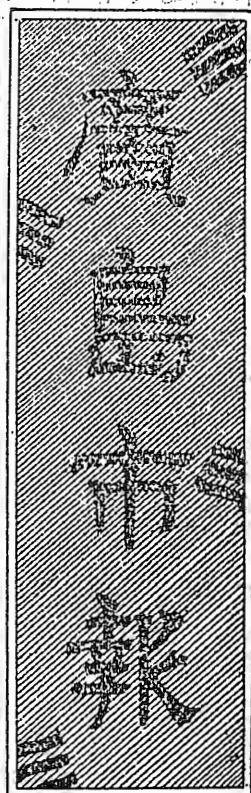
- 一 公民教育に關すること
- 二 婦人教育に關すること
- 三 職業教育に關すること
- 四 社會教育團體に關すること
- 五 社會教育委員會に關すること
- 六 公民館、圖書館、山陽文徳殿の管理並びに使用料の
徴收に關すること
- 七 その他社會教育強化に關すること
- 八 市民体育に關すること
- 九 課内庶務に關すること

文化係

- 一 視聽、聽覺教育に關すること
- 二 科學教育に關すること
- 三 美術演劇、音樂その他藝術教育の普及向上に關する
こと

- 四 展示資料、出版、世論調査に關すること
- 五 各種文化團體に關すること
- 六 宗教法人に關すること
- 七 文化財産保護に關すること
- 八 その他市民文化に關すること
- 青少年係
一 青少年團體育成指導に關すること
- 二 青少年に關する各種行事の開催に關すること
- 三 児童生徒の校外指導に關すること
- 四 その他青少年に關すること
- 第三條 課に課長、係に係長を置く。
- 第二條 課長、係長は、それぞれ上司の命を承けて所管の事務
を掌理し、所屬職員を指揮監督する。
- 第四條 教育長に事故があるときは、所管事務に關し課長
が代理する。
- 第三條 課長に事故があるときは、所管事務に關し係長が代
理する。
- 第四條 係長に事故があるときは、上席の係員がその事務を代
理する。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。



外 號

昭和二十六年二月三日發行
(土曜日)

發行所 廣島市役所
電話 廣島市國泰寺町三九
中二三〇五番 中三〇六一番
中三三〇六番 中三三〇七番
中三三〇八番 中三三〇九番
中三五六一番 中三五五七番
中三五五八番 中三五五九番
中三五六〇番
(市會事務局) 中三五五五番
(秘書課) 中三七六一番
(計書課) 中三七六一番
(課) 中三七六一番

監査報告第十八號

地方自治法第九十九條による定期監査の結果公表

昭和二十五年十一月二十七日より十二月二十六日までの間に於いて執行した市内各出張所及びその他出先機関の監査結果を次の通り公表する。

昭和二十六年二月二日

廣島市監査委員
鈴木 貞
前 理一
鈴木 惣三郎
同 清水 虎男

昭和二十五年定期監査の結果について

昭和二十五年十一月二十七日より十二月二十六日までの間に於いて、市内各出張所及びその他出先機関の定期監査を実施したところ、いずれも經濟的に、且つ又人的において、極めて困難な現狀下にもかかわらず、各所とも職員一体となつて、よくその業務の打開、業務の克服に努め、概ね既定の方針にそい推進されており、好成績を収めたものと認めらる。

なお、監査の結果、特に注意改善を要すると認められた事項は、左の通りである。

各出張所監査の結果

一、職員勤務狀況
各出張所における職員の勤務状態は、左の通りであつて、職員中一箇月以上の長期欠勤をしたものが十一名い

出張所	職	員	數	計	休	假	欠	勤	遲	參	早	退	起	過	勤	務
牛田	主	事	一	一	二	一	〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
尾長	主	事	一	一	二	一	〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
青崎	主	事	一	一	二	一	〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
段原	主	事	一	一	二	一	〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
比治山	主	事	一	一	二	一	〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
仁保	主	事	一	一	二	一	〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大河	主	事	一	一	二	一	〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
岩實	主	事	一	一	二	一	〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
宇品	主	事	一	一	二	一	〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
基町	主	事	一	一	二	一	〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
似島	主	事	一	一	二	一	〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
中島	主	事	一	一	二	一	〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
十日市	主	事	一	一	二	一	〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
舟入	主	事	一	一	二	一	〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
親番	主	事	一	一	二	一	〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
己斐	主	事	一	一	二	一	〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

職員數及び勤務狀況
自一月至十一月

なほ無届欠勤が十二件あるが届川カ勤行させることにも
泥參早退數も相當あつて成績良好と言えない所もあるか
ら將來一層の精進を要する次第である。

各出張所に対しては本市例規類集が配付せられて、出張所における取扱事務については現在出張所規程が制定されて...

Table with columns: 出張所 (Branch Office), 区 (District), 件数 (Cases), 使用料 (Usage Fee), 手数料 (Service Fee), 料額 (Amount), 件数 (Cases), 料額 (Amount), 合計 (Total). Rows include various districts like 牛田, 尾長, 青崎, etc.

出張所が市政の最前線機関として、重要な使命をもち、この更なる増進を要する。現在の機構は舊町内會制度存在...

Table with columns: 種別 (Category), 回数 (Frequency), 金額 (Amount). Lists various items like 講習會, 講演會, etc.

中央公民館監査の結果。一、職員の状態。職員は局長三名であるが、この内書記一名が欠員...

下においては速やかに出張所行政事務を増強整備し、眞に市民生活の一端としての負担に添うため本取扱事務...

Table with columns: 合草三, 計津篠. Rows showing various counts and totals, including 合計 (Total), 件数 (Cases), 金額 (Amount).

二、事務の處理狀況。取扱事務については監査の回を積むにつれ漸次工夫改善の跡が見受けられ、概ね良好と認められるが、なお注意改善を要する點があり、左に列記する。

Table with columns: 出張所 (Branch Office), 件名 (Case Name), 転入 (Transfer In), 転出 (Transfer Out), 出生 (Birth), 死亡 (Death), 給水関係 (Water Supply), 諸切符 (Tickets), 收受文書 (Received Documents), 發送文書 (Sent Documents), その他 (Others), 合計 (Total).

7 各出張所における使用料及び手数料の収入狀況は左表の通りである。

各種大計	有料	15,500.00
各種小計	無料	15,500.00
合計	有料	15,500.00
	無料	15,500.00
	合計	31,000.00

四、公民館としては図書室、同窓室、展示室、会議室、講義室、和室、娯樂室、倉庫等種々の特別室をそれぞれにみまわし、備品等が必要とするのであるが、現在は大講堂、事務室、宿直室等僅かな室しかなく、公民館としての形勢をなしていない。従って、将来各種設備の充実を期し、市民の健康として最高度に利用するたため充分考慮を拂う要があるものと認められる。

一、職員の仕事状況
職員は館長以下八名であるが、館長、司書、各一名、事務員二名計四名が欠員となつており、現在司書以下四名の職員が日常の事務処理に當つており、同書館利用者も前年に比し漸次増加の傾向にあり、職員の手不足により相當の多忙と困難が予測され、現状のままでは積極的に活動的な事業の遂行は望めないと思料せられるから、早急に欠員を補充して人的に活動の余力を興え、事業の發展を圖るべき要があるものと認められる。なお職員の仕事状況は概ね良好であつた。

二、事務の処理状況
事務の処理状況は概ね良好であるが、取扱上なお注意を要する事項は左記の通りである。

1. 出勤簿は就業規則第十五條の規定に従い整理すべきであるが、「休暇」と「黒印」を併記し、意は「許休」と「黒印」したものがあるから規定に従い整理の適正を期せられたい。なお退職者の出勤簿は簿の未尾に編綴すべきである。

2. 備品台帳は備品保管簿に又欠陥届は欠陥届簿に改められたい。又受附簿を曆年によつて整理しているが、會計年度に改めて整理すべきである。なお圖書購入簿に十月十日

以降簡章を印刷しなつてから注意を要する。

3. 寄贈圖書及び購入圖書は左記の通りである。

寄贈圖書	五二冊
購入圖書	七六七冊
十一月末日までに検収の完了したものの	八一九冊

自一月至十一月

三、事業の経営状況
1. 簡章は延四百二十二坪の内終戦後修繕された箇所はその五分の一約八十坪で残り未修理のままとなつており、近來利用者の増加と蔵書の漸増により狭隘を痛感しつつ

冊数	職業別		冊数	職業別		冊数	職業別		冊数	冊数	冊数	冊数
	農	工業		商	交		業	宗				
7,991	7,991	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133

一、職員の仕事状況
職員は館長一名其他の司書、書記、事務員が各若干となつており、昭和二十五年十一月十日付館長が退職して以來現在事務員一名で勤務しているが、これが勤務の状態は良好である。

二、事務の処理状況
前項に述べた如く館長退職後は事務員一名によつて各種業務を擔當し、且又一般庶務事務に不馴れ等もあつて、現状においては到底万全は期し難いと思料せられるから、児童福祉或は教育的地からも速やかに館長その他の職員を充實して事務處理に遺憾なきを期すべきである。

三、事務の運営状況
當館は昭和二十四年七月開館したものであるが、當時は

米國のベル博士より寄贈せられた児童圖書が一千五百十三冊あるのみで日本圖書は一冊もなく且つ又英字である關係上中學の上級或は高等學校の生徒が僅かに利用するに過ぎない程度であつたが、二十五年十月三十一日の二回において二百冊の日本物の児童圖書を購入したため漸次その利用者を増している實状であるが、未だ本圖書館の存在が知られていない傾向があるから、これに周知に努力する要がある。なお當館は現在淺野圖書館の一室(五坪)で児童の閲覧に供して、時には室外に溢れるという状態であり、しかも閲覧に對する何等の設備もされていない現狀であるから児童のレクリエーション等も考究し、早急に完備した児童圖書館の設けが望ましい。

一、職員の仕事状況
各民生委員事務所監督の結果

一、職員の勤務状況
各民生委員事務所における職員の勤務状況を見るに、第一、第三及び第五事務所の職員中に無届欠勤をしたものがある。第二、第三及び第四事務所の職員中にも遅参早退をしたものが数名あつて、その回数も實に八九回に及んでいて勤務成績は良好とはいえない。なお胸部疾患その他により長期欠勤のものも第一及び第四事務所において持病者に接する機会が多く特に健康については留意せられたい。

二、事務の処理状況
事務の処理状況は概ね良好であるが、各事務所において將來改善を要する事項を左に述べる。

第一民生委員事務所
(一)金銭受領簿に扶助者より一々領收印を徴しているが、これは職員が本館より受領した際の整理簿であり且つ扶助者からは別に夫々領收書を徴しているものであるからその必要はないものと認められる。
(二)罪状扶助申請書中の委任状に収入印紙の貼付漏れがあるから注意を要する。
(三)文書送達簿に受領印のないものが多数あるが必ず送達先の受領印を受けられたい。

事務所名	延世		延生		延助		延保		延法		延助		延助		延助		延助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
第一民生	5,311	12,247	6,884	14,776	17	33	11	21	11	21	11	21	11	21	11	21	11	21

四、送達文書には必ず原書とごまに契印の押捺を勵行されたい。

第二民生委員事務所
(一)現金出納簿の十二月二日現在における残高が参万八千参百九拾四圓となつており、なお出納簿は毎月預金通帳に交付方取計られたい。なお出納簿は毎月預金通帳と共に社會課の検印を受けることになつており、十一月の外は、實行されてないから注意を要する。
(二)醫療承認繼續申請書の生年月日及び申請年月日の記載漏れがあるが共に同じく確認保護申請書中に申請者の捺印漏れが多く又醫療券番號、確認年月日或は繼續保護の申請理由等の記載漏れが多数あるがすべて所要事項は記載しておかれない。
(三)領收證級民生委員の捺印漏れのもの多数あるが共に扶助者の領收印漏れ又は領收書に氏名及び領收年月日等の不明のものがあるから注意せられたい。
(四)備付簿書中様式が規定と異なるもの又は表紙に年度區分所名等の記載がなく所管不明のものがあるから整理せられたい。
(五)消耗品受領簿に使用者の捺印があるが交付及び残數が

第三民生委員事務所
三、事業の運営状況
1. 昭和二十五年自一月至十一月中に取扱つた生活保護法による扶助状況は左表の通りである。

区分	世帯		人員		金額		世帯		人員		金額	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
第一民生	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000

Table with 4 columns: 區分 (District), 件数 (Number of items), 金額 (Amount), 備考 (Remarks). Rows include 東診療所, 西診療所, 合計 (Total), and 母子寮監査の結果 (Mother's Home Inspection Results).

保養院監査の結果
一、職員の状態
二、事務の処理状況

一、職員の状態
二、事務の処理状況
三、事業の運営状況

一、職員の状態
二、事務の処理状況
三、事業の運営状況

備考 二十四年度及び二十五年(十一月末現在)の在庫合計金額は四十二万二千四百二十四円であるが内七万八千円の過年度分貸付金戻入があつたため

工業指導所監査の結果

一、職員の状態
二、事務の処理状況

一、職員の状態
二、事務の処理状況
三、事業の運営状況

Table with 12 columns: 種別 (Category), 年度別 (Yearly), 金額 (Amount), 口数 (Quantity), 年度 (Year), 点 (Points), 金 (Money), 口数 (Quantity), 年度 (Year), 点 (Points), 金 (Money), 口数 (Quantity). Rows include 資金前渡額, 貸付金, 返済金, 在庫金額, and 母子寮監査の結果.

品目表

Table with 5 columns: 品目 (Item), 数量 (Quantity), 購入価格 (Purchase Price), 購入月日 (Purchase Date), 盗難場所 (Theft Location). Rows include 長台, 南京鉋, 銀沓面鉋, etc.

一、昭和三十五年(十一月現在)における使用料及び手数料概算状況は左表の通りであつて使用料においては遙かに

に換算額を上廻つており手数料は僅かに二六、四％という状態であり成金は良好といえない。

區分	予算額	取扱件数	収入額	予算に對する収入の割合	摘要
使用料	三、四〇〇	一九三	七、八七五	二三、四%	
手数料	一、六〇〇	五五	三、八〇〇	二六、四%	
計	五、〇〇〇	二四八	一一、六七五	二三、七%	

昭和二十五年十一月現在當所における業者指導及び設備の利用状況は左表の通りであつてその利用状況は逐年上昇の傾向にあるが未だ高性能を有する各種機械類の死蔵

化しているものが多くこれ等についても將來本市各種産業の振興發展に寄與すべく最高度に活用して本所事業の目的達成に努力する要がある。

機械名	設備の利用状況		自二四、一、一〇、三〇〇	
	使用件数	使用台数	使用件数	使用台数
旋盤	一四八	八八	一七	七
ボール盤	一七	八	一	一
フライス盤	五二	九	一	一
平削盤	一	一	一	一
カツマー研磨	一	一	一	一
瓦斯熔接	一	一	一	一
計	二〇三	一一四	二二	一〇

(一) 依頼加工品

種別	件数	個数	摘要
製針機部品外	一七	三	
給水課給水用部品	九	三三	
材料試験	一七	四二	
(含鑄造材料)	二〇三	八九	

(二) 木工部

種別	個数	摘要
家具製作品	一七個	
機械木型製作	八個	
工藝品試作	一二個	

(三) 業者巡廻指導 九四件
 (四) 業者來訪所内指導 四五五件
 (五) 自己研究 八課題

(六) 技術研究指導のため研究会、連絡會及講習會への出席 七件 延人員十二名

件名	使用料徴収状況		自一月至十一月	
	件数	金額	未納	納額
上屋	110	3,240.00	1,110.00	2,130.00
樓橋	194	3,140.00	1,175.00	1,965.00
野積揚	33	2,000.00	1,000.00	1,000.00
計	337	8,380.00	3,285.00	5,095.00

なお使用料の滞納については所員も相當苦慮しているようであるがこれについては督促の強化と共に罰則適用等も充分研究を要すると同時に施設の改善を計つて利用者の利便の向上を計るべきであると思料する。

書きこもに契印をおすべきであるが勵行されていないものが多数あるから注意されたい。

職員は現在場長以下二十七名が勤務して、この内現業員一名が胸病疾患のため長期缺勤をしているが職務の状況は概ね良好と認められた。

昭和二十五年十一月末現在(一)における使用料徴収状況は予算額五百零四万四千九百八十五円に對し収入額は僅かに百九十九万七千七百九十四円であつて成績は良好でない、而してその収入滞額は全部設備使用料であつて業者の売上高に對する市場使用料は全く未徴収という現状である、これは從來売上高に對する千分の四を徴収することに於ては従業者側においてその引下の事情を以ていた結果であつて十月十日附を以つてこれを千分の二、五に改訂引下することに決定したため目下四月より九月に至る間の使用料六十万五千四百九十九円を徴収すべく各業者に對して通知を發し、十月十日以降のものについては業者中売上日報の未提出者があるため計算不能の理由で未徴収であるから年度内完納に格段の努力を拂われたい。

二、事務の處理状況

事務の處理状況は前回の調査に比し著しく進歩の跡が見受けられるが未だ不充分の點があり、その主要な事項は左の通りである。

三、事業の運営状況

昭和二十五年十一月末現在(一)における使用料徴収状況は予算額五百零四万四千九百八十五円に對し収入額は僅かに百九十九万七千七百九十四円であつて成績は良好でない、而してその収入滞額は全部設備使用料であつて業者の売上高に對する市場使用料は全く未徴収という現状である、これは從來売上高に對する千分の四を徴収することに於ては従業者側においてその引下の事情を以ていた結果であつて十月十日附を以つてこれを千分の二、五に改訂引下することに決定したため目下四月より九月に至る間の使用料六十万五千四百九十九円を徴収すべく各業者に對して通知を發し、十月十日以降のものについては業者中売上日報の未提出者があるため計算不能の理由で未徴収であるから年度内完納に格段の努力を拂われたい。

一、職員の状態

職員は現在場長以下二十七名が勤務して、この内現業員一名が胸病疾患のため長期缺勤をしているが職務の状況は概ね良好と認められた。

二、事務の處理状況

事務の處理状況は前回の調査に比し著しく進歩の跡が見受けられるが未だ不充分の點があり、その主要な事項は左の通りである。

三、事業の運営状況

昭和二十五年十一月末現在(一)における使用料徴収状況は予算額五百零四万四千九百八十五円に對し収入額は僅かに百九十九万七千七百九十四円であつて成績は良好でない、而してその収入滞額は全部設備使用料であつて業者の売上高に對する市場使用料は全く未徴収という現状である、これは從來売上高に對する千分の四を徴収することに於ては従業者側においてその引下の事情を以ていた結果であつて十月十日附を以つてこれを千分の二、五に改訂引下することに決定したため目下四月より九月に至る間の使用料六十万五千四百九十九円を徴収すべく各業者に對して通知を發し、十月十日以降のものについては業者中売上日報の未提出者があるため計算不能の理由で未徴収であるから年度内完納に格段の努力を拂われたい。

三、事業の運営状況

昭和二十五年十一月末現在(一)における使用料徴収状況は予算額五百零四万四千九百八十五円に對し収入額は僅かに百九十九万七千七百九十四円であつて成績は良好でない、而してその収入滞額は全部設備使用料であつて業者の売上高に對する市場使用料は全く未徴収という現状である、これは從來売上高に對する千分の四を徴収することに於ては従業者側においてその引下の事情を以ていた結果であつて十月十日附を以つてこれを千分の二、五に改訂引下することに決定したため目下四月より九月に至る間の使用料六十万五千四百九十九円を徴収すべく各業者に對して通知を發し、十月十日以降のものについては業者中売上日報の未提出者があるため計算不能の理由で未徴収であるから年度内完納に格段の努力を拂われたい。

任するときは腐蝕して遂には使用に堪えない結果をまねくことは必定であり、且つ盜難予防の見地からも早急に予算措置を講じて建物保存に万全を期すべきであると思ふ。

宇品港灣事務所監査の結果

一、職員の状態

職員は現在技師一名事務員一名現業員二名(内一名は臨時)計四名であるが昭和二十五年十一月現在缺勤者無であつて百分の出動率であり成績極めて良好である。なお最近において職員の定員は激減したようであるがこれに反對に港灣事務は定期船の増加又は港灣法施行に伴う諸調査、港灣委員會事務、棧橋引揚復舊工事、設計監督及び來年度事業計画等相當激増している實状であるから早急に人員を整備して將來における港灣行政に遺憾なきを期する要がある。

二、事務の處理状況

一、發送文書にはすべて公文番號を附し原書とともに契印をおすべきである。なお控書には公印を押捺しないよう注意されたい。

二、備付簿書中規定の様式と相違するもの又は責任者の捺印洩れ或は處理未済のものがあるから速やかに改善又は整理されたい。

三、棧橋施設使用者に對しては使用申込の都度申込書を受理して料金を徴し領收書を交付する等秩序ある處理が望ましい。

三、事業の運営について

昭和二十五年一月より十一月までにおける使用料の徴収状況は左表の通りであつて徴収成績は極めて不良であるから徴収に格段の努力を拂う要があると思ふ。

なお設備使用料においても昭和二十四年度に五万七千七百六拾四と同二十五年度において七十九万九千四百一十四計八十五万六千六百七十四円が滞納となつてゐるからこれについても督促を嚴にして滞納一掃に努力されたい。

二、市場簡及び倉庫等の屋根瓦破損よりする各荷受會社事務室並に在庫荷物の雨漏りによる被害防止に對しては急速な補修工事を必要とするが、現状においては故障箇所發見後直ちに補修工事を施行手續をなしても少くとも一月以上を要するといふ實状であり、この間場内業者は常に喧嘩を醸成して市側に對して非難を浴せかけ引いては使用料(家賃)の徴収事務に多大の支障を來すという状態である。又水洗便所の故障に際しても前述同様使用出來なくなる場合内において随所に放尿等が行われるようであり食糧品を取扱ふ本市場として且つ衛生的見地から見て憂うべきものがあるから特に考慮する要がある。

三、交通の便は市場運営の生命とも言うべきものであつて市場についても開場前よりその對策に種々腐心されて來たところであるが現段階においては鐵道の引込及び電車の敷設等は全く不可能であり、この打開策として廣島及び已斐驛方面の買出人及び荷物の輸送は自動車によつて行いつつあるが多額の経費を要し且つ迅速な需給が困難な實状であり従つて便利の良い場外市場に流れ勝ちとなる傾向で市場運営上多大の障害となつてゐるようである。なお現在類似市場として活潑な營業を行つてゐるものに荒瀬、横川、垣町の三箇所があるがこれ等は何れも近郊或は地より出荷される開門に位置している關係上交通の便と相俟つて出荷者並に買出人の利用は意外に多く當市場に及ぼす影響は極めて大である。従つてこれらの業者を衛生的施設の完備した當市場に包含することは極めて之等の業でないが公平な取引、需給調節或は検査料の軽減を計れば到底市民の食生活の安定は期し得ないものと思料されるから將來之については充分考慮することゝし万全の施策を講ずる要があると思ふ。

三、事業の運営について

昭和二十五年一月より十一月までにおける使用料の徴収状況は左表の通りであつて徴収成績は極めて不良であるから徴収に格段の努力を拂う要があると思ふ。

居場監督の結果

一、職員の仕事状況
職員は局長以下十九名であるが、現在臨時技術員（居夫）二名を増員して二十一名の職員が勤務して日常の業務完了に努力してあり出勤率においても九十七％の数字を示し勤務態度も概ね良好と認められた。

二、事務の処理状況
取扱事務の処理状況は良好であるが、備品保管簿中棄却処分について未整理のものが一、二あるが、備考欄へ

理由を明記して置かれたい。
三、事業の経営状況
居場と冷蔵庫は不可分の関係が有し、従来居場に隣接する三和製氷株式会社と居場業者が契約を締結して前記会社の冷蔵庫を利用して来たのであるが、近々冷蔵庫を閉塞して製氷一本建に轉換することに内定の由であるが、かくしては居場運営に一大支障を招くものと考えられるので速やかにその対策を講ずる要があると思つた。

昭和二十五年一月より十月までの居場取扱枚数及び使用料の徴収状況は左表の通りである。

種別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	計	使用料
牛	八六〇	六〇〇	一、三二〇	八七〇	一、五七〇	九五〇	二、八三〇	一、三九〇	四七〇	九七三〇	一、九五〇	六〇〇
馬	一〇	一七	三三	三六	八	一九	三九	二五	二〇	二〇	一五〇	〇
豚	三五〇	三五六	四二	三六	一六	三九	九六	三九	三二	二七三	四八九	〇
合計	一、二五〇	一、〇〇	一、七九二	一、二八〇	一、六一三	一、三九七	三、三二四	一、八三九	七二二	一、〇六〇	二、〇二九	〇

家畜市場監督の結果

一、職員の勤務状況
職員は局長以下六名であるが、入場牛の漸次増加に伴い職務上職員の手不足を痛感するに至り、これに對處するため臨時事務員一名を増員し、現在七名の職員が勤務して事務運営の円滑化を圖つており、これ等職員の仕事態度も概ね良好と認められた。

二、事務の処理状況
事務処理は左記の通り不備が認められるから、将来注意又は改善して遺憾なきを期せられたい。

郵便切手の受扱は最も厳正な態度を要するにも、かわらう受扱の残欠と現品が全然合致せず現品に不足を生じ、これが取扱に杜撰の點が認められるのは遺憾である。将来その取扱には慎重を期し、過誤のないよう特に留意されたい。

舟入病院並びに中央診療所監督の結果
一、職員の勤務状況
職員の定数は舟入病院が院長外二十八名と診療所が二名であるが、現在舟入病院が二名欠員となつて居る。なお十月末現在においてこれ等職員は欠勤日数は延百四十二日となつて居るが、これは病氣のため九十三日間に亘る長期欠勤をしたものが一名いる結果で、全体の出勤率は九五％を示しており成績は概ね良好である。

二、事務の処理状況
事務の処理状況は概ね良好であるが、職員が舟入病院及び中央診療所を兼務している關係上、日常の取扱事務においても、現角便宜に流れ易く、その區分の不明確なものもあるから、将来これら施設の分離も考慮して取扱事務も明確に區分して処理されたい。

なお、舟入病院事務の整理に要するもので、財務課長代決に止めたいものが二件あるから規定に基いて処理すること共に發送文書に契印のないものが多数あるから注意されたい。

死退入院	腸チフス	パラチフス	赤痢	疫痢	チフサリヤ	猩紅熱	流腦	日本腦炎	計
三三	二六	三三	三三	五八	二四	一七	一七	一五	一九一
四	二六	三三	三三	五八	二四	一七	一七	一五	一九一
二	六	七							

一、職員の勤務状況
職員は局長以下十九名であるが、現在臨時技術員（居夫）二名を増員して二十一名の職員が勤務して日常の業務完了に努力してあり出勤率においても九十七％の数字を示し勤務態度も概ね良好と認められた。

保健所監督の結果

一、職員の仕事状況
職員は局長以下十九名であるが、現在臨時技術員（居夫）二名を増員して二十一名の職員が勤務して日常の業務完了に努力してあり出勤率においても九十七％の数字を示し勤務態度も概ね良好と認められた。

職名	現定員	勤務日数	許休日数	休産日数	休忌日数	引事故欠病欠無日数	早退日数	超過勤務日数
局長	一	一	一	一	一	一	一	一
主事	八	八	一	一	一	一	一	一
技師	一	一	一	一	一	一	一	一
書記	六	六	一	一	一	一	一	一
手帳	一	一	一	一	一	一	一	一
事務員	一	一	一	一	一	一	一	一
技師	一	一	一	一	一	一	一	一
現業員	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一六	一六	一	一	一	一	一	一

三、事業の運営状況
一、舟入病院は感染病予防法によつて設置せられた傳染病院であるから關係法令による施設は勿論必要とするものであるが、現在の施設の不完全と施設の不充分に依つては到底傳染病予防の完壁は期し難い状態であつて、更に遺憾とするところは、

二、事務の処理状況
事務の処理状況は概ね良好であるが、職員が舟入病院及び中央診療所を兼務している關係上、日常の取扱事務においても、現角便宜に流れ易く、その區分の不明確なものもあるから、将来これら施設の分離も考慮して取扱事務も明確に區分して処理されたい。

なお、舟入病院事務の整理に要するもので、財務課長代決に止めたいものが二件あるから規定に基いて処理すること共に發送文書に契印のないものが多数あるから注意されたい。

手取料	使用料	手数料
三、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
三、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
三、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
三、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
三、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
三、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
三、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
三、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
三、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
三、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
三、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
三、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇

一、臨時現業員の出勤簿に印せ使用せずして出の字を記入したものがあり、又印せ欠勤印を二重に押捺して、欠勤不明のものを或は貸借目録以上の貸金を誤押したの等、多々あるから特に注意すること共に契約書に貸金及び契約書提出年月日は従事する業務の起期等が多数あり、

一、臨時現業員の出勤簿に印せ使用せずして出の字を記入したものがあり、又印せ欠勤印を二重に押捺して、欠勤不明のものを或は貸借目録以上の貸金を誤押したの等、多々あるから特に注意すること共に契約書に貸金及び契約書提出年月日は従事する業務の起期等が多数あり、

員のみで處理したものがかり、發送文書及び知事宛報告書、副申請書にも殆んど契印がなされておらず、必ず契印を捺すべしである。

4 娘中絶申請書に縣收入證紙(一件につき三百円)の貼付洩れが八件あることにも消印の洩れがあるものがあるから充分注意せられたい。なお手数料を免除したものを紙片に只手数料免除のみ記入して貼付しているがこれは審査委員の意見が付し且つ委員の捺印したものを貼付すべきである。又民生委員の生活状態調査票の添付なきもので手数料を免除したものは消印されていても免除申請書に記入すべきである。

請かないこの理由で手数料を徴収したものがあつたその取扱については民生委員事務所その他横の連絡を密にしてこれらの弊害を除去し公平な取扱が望ましい。

5 人口娘中絶審査會議事録に署名者の捺印が洩れているから整理せられたい。

6 昭和三十五年十一月現在において左記の通り盗難に罹つてゐるが將來特に保管監視を嚴重にする必要に職員が通動に使用する等は考慮すべき要がある。

品名	数量	購入金額	購入年月日	盗難年月日	盗難場所
リヤカー	1	六、八六〇	三三、三、一〇		保健所東側後倉庫
自轉車	2	八、四〇〇	三三、三、一〇		保健所北側支關
自轉車	1	八、四〇〇	三三、三、一〇		昭和三十二年和ア、下倉庫
自轉車	1	七、一〇〇	三三、三、一〇		保健所北側支關自轉車置場

三、事業の運営状況

1 昭和三十五年十一月現在における使用料及び手数料の徴収状況は左表の通りである。

區分	使用料		手数料	
	件数	金額	件数	金額
保健所使用料	七、七〇九	七、七〇九	一、七三九	一、七三九
性病診療所使用料	五、〇一〇	五、〇一〇	一、七三五	一、七三五
健康保険	八、八八六	八、八八六	七、五七三	七、五七三
計	一、九七五	一、九七五	一、一〇七	一、一〇七
證明手数料			一、七三九	一、七三九
保健所手数料			一、七三五	一、七三五
試験検査手数料			七、五七三	七、五七三
飲食營業許可手数料			六、六六九	六、六六九
寄犬登録手数料			五、七六六	五、七六六
結核検防接種手数料			四、九三三	四、九三三
腸パラ検防接種手数料			一、八八八	一、八八八
種痘接種手数料			二、六九三	二、六九三
計			一、九八八	一、九八八
合計			三、九六三	三、九六三

2 昭和三十五年(十一月末現在)における事業實施状況は左表の通りである。

保健所事業調

自四月一日至十二月二十日

事業名	何金額	實施額	實施期間	定對件數	對象實施件數	實施就勞延人員	備考
鼠族昆虫驅除	一、六八三、三〇〇	一、三九一、四〇〇	四月一日	五〇〇、九二一	一、三九一、四〇〇	四九九六	
各種台帳整理	二、七五〇、〇〇〇	二、〇八三、三三〇	六月一日	一、二八七	一、〇八四	一、二八七	
鼠族昆虫驅除	一、三三三、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	七月一日	四、五六一	四、五六一	四、五六一	鼠族昆虫使用
臨時種痘再接種	一、一八八、九〇〇	一、一八八、九〇〇	七月五日	二、九三三	二、九三三	二、九三三	
浸水家屋消毒實施	五、六二八、〇〇〇	五、六二八、〇〇〇	七月五日	六、八七九	六、八七九	六、八七九	
結核検防接種	一、四七〇、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	七月七日	一、三三三	一、三三三	一、三三三	
日本腦炎發生に伴う消毒實施	八、七五〇、〇〇〇	八、七五〇、〇〇〇	七月七日	九、七七一	九、七七一	九、七七一	
定期検防接種	一、九六三、五〇〇	一、九六三、五〇〇	八月五日	二、九三三	二、九三三	二、九三三	
臨時種痘再接種	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	八月五日	一、九三三	一、九三三	一、九三三	
性病検防法改正に伴う台帳整理	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	八月五日	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
狂犬病検防登録	五、六三三、〇〇〇	五、六三三、〇〇〇	八月九日	五、六三三	五、六三三	五、六三三	
性病検防法改正台帳整理	一、七五〇、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇	八月九日	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	
鼠族昆虫驅除	四、六三三、〇〇〇	四、六三三、〇〇〇	八月九日	四、六三三	四、六三三	四、六三三	
伝染病各種検査	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	八月九日	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	
台帳整理	一、七五〇、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇	八月九日	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	
ヤフチヤリヤ検防接種	一、七五〇、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇	八月九日	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	
種痘接種	七、七五〇、〇〇〇	七、七五〇、〇〇〇	八月九日	七、七五〇	七、七五〇	七、七五〇	
狂犬病検防	三、三三三、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	八月九日	三、三三三	三、三三三	三、三三三	

衛生關係の廣く事業を遂行する上に現在在職する外、労働者や学生等にも殆んど契印がなされておらず、必ず契印を捺すべしである。

4 娘中絶申請書に縣收入證紙(一件につき三百円)の貼付洩れが八件あることにも消印の洩れがあるものがあるから充分注意せられたい。なお手数料を免除したものを紙片に只手数料免除のみ記入して貼付しているがこれは審査委員の意見が付し且つ委員の捺印したものを貼付すべきである。又民生委員の生活状態調査票の添付なきもので手数料を免除したものは消印されていても免除申請書に記入すべきである。

請かないこの理由で手数料を徴収したものがあつたその取扱については民生委員事務所その他横の連絡を密にしてこれらの弊害を除去し公平な取扱が望ましい。

5 人口娘中絶審査會議事録に署名者の捺印が洩れているから整理せられたい。

6 昭和三十五年十一月現在において左記の通り盗難に罹つてゐるが將來特に保管監視を嚴重にする必要に職員が通動に使用する等は考慮すべき要がある。

4 當所衛生試験室は本市における唯一の試験検査機関であるにかかわらず現在の試験室は狭隘で且つ試験施設は不十分であり加えて要員の不足等實に不備の點が多いが衛生行政事務が本市に市長に移管せられた現状においては必然的に當試験室の業務も擴充するべきであり且つ公衆衛生の重要性に鑑み早急に本施設の充實を圖る必要があるものと認めらる。

向西館監査の結果

一、職員服務状況
職員は書記及び臨時事務員各一名と現業員二名の計四名であつて休暇、欠勤、遅参、早退等は皆無の状態である。出勤率を示し勤務状況は極めて良好と認められた。

二、事務の處理状況
取扱事務の處理状況は概ね良好であるが乗車券受拂簿に使用者の捺印洩れが多々あるから捺印を勵行せしめて處理の明確を期せられたい。又消耗品受拂簿に年度區分を明記する要がある。

三、事業の經營状況
1 火葬場内七基を修理して使用中であるが近來火葬の處理に足らざるを來す状態であるから故障の三基をこれに附屬する燃料一基を早急に修理して業務に支障を來さないよう特に考慮されたい。

2 火葬場の屋根破損のため雨漏り甚だしく天井、壁等が脱落する現状であつてこれを放置するときは建築物腐蝕の恐れがあるから速やかに修理すべき要があること認めらる。

3 昭和三十五年一月より十一月までの取扱件数及び使用料徴収状況は左表の通りである。

Table with columns for months (January to December), counts for different categories (大, 小, 胎, 合), and total counts. Includes a note about the use of stamps.

東部復興事務所監督の結果... 職員は現在所長以下七十八名で、この内現業員二名が胸部疾患のため一名は休職中で他の一名が長期欠勤を...

事務の処理状況... 事務の處理については未だ不充分的な點が多く細部に亘つてはその都度各担当者に注意を促して左に掲げる事項については速やかに改善を要するものと認められた。

Table with columns: 品名 (Materials), 数量 (Quantity), 購入価格 (Purchase Price), 購入年月日 (Purchase Date), 盗難月日 (Date of Theft), 盗難場所 (Place of Theft).

あるから注意するに二通以上発行する場合は同一番號でなく連続番號によつて發行すべきである。

Table with columns: 名稱 (Name), 数量 (Quantity), % (Percentage), 坪数 (Square Feet), % (Percentage), 金額 (Amount), % (Percentage), 摘要 (Summary).

2 建物その他の移轉及び除却命令又は代執行の命令を發したものは左の通りである。

Table with columns: 業務別 (Business Type), 予算額 (Budget), 設計額 (Design Fee), 請負額 (Contract Amount), 就業人員 (Staff), 摘要 (Summary).

六、換地事務について... の他公共用地である換地発表は現在一度完了した形であるが、なお更地地は相當数あり打突完了に伴う確定

七、草津町附近及び観音町土地區劃整理について... 草津町附近土地區劃整理事業は昭和十六年に開始したがその後戦時中一時中止の止むなきに至り昭和二十三年九月再び實施の運びになつたものであつて現在入名の職員

廣島市報

No. 58

昭和二十六年
二月二十日 發行
(火曜日)

廣島市役所
電話
廣島市國泰寺町三九
中二三五一番
中三〇六四番
中三七九四番
中三七一五番
中一六一四番
中一六五五番
中一六八八番
中一六五五番
中一六八八番
(市會事務部)
(會計課)

目次

- 廣島市報酬並びに費用攤償條例の一部改正 二
- 廣島市公安委員會の行方許可等手数料徴收條例の一部改正 二
- 廣島市役所事務分掌條例の一部改正 三
- 廣島市危險物取締條例の全文改正 三
- 廣島市養老院條例制定 四
- 廣島市診所條例の一部改正 四
- 廣島市診療所條例の一部改正 五
- 廣島市教育委員の報酬及び費用攤償條例の一部改正 六
- 廣島市火葬場使用條例の一部改正 七
- 廣島市危險物取締條例施行規則の全文改正 七
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 八
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 九
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 十
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 十一
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 十二
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 十三
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 十四
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 十五
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 十六
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 十七
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 十八
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 十九
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 二十
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 二十一
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 二十二
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 二十三
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 二十四
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 二十五
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 二十六
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 二十七
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 二十八
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 二十九
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 三十
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 三十一
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 三十二
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 三十三
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 三十四
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 三十五
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 三十六
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 三十七
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 三十八
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 三十九
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 四十
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 四十一
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 四十二
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 四十三
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 四十四
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 四十五
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 四十六
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 四十七
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 四十八
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 四十九
- 廣島市火葬場使用條例施行規則の一部改正 五十

- 廣島市水道工事店の給水装置技術合格者について 三
- 昭和二十五年廣島市歳入出算追加更正について 三
- 昭和二十五年廣島市特別會計建設費歳入出算追加更正について 三
- 昭和二十五年廣島市特別會計水道事業費歳入出算追加について 三
- 昭和二十五年廣島市特別會計競馬事業費歳入出算追加について 三
- 昭和二十五年廣島市特別會計競馬事業費歳入出算追加について 三
- 町内区域變更について 三
- 外國人登録證明書の失効處分について 三
- 地方税法第四百二十二條による告示について 三
- 第二回廣島市當せん金附證券の發賣について 三
- 廣島市役所事務決裁規程の一部改正について 三
- 鐵道等所持禁止令施行規則の廢止について 三
- 廣島市報酬並びに費用攤償條例の一部改正する條例をここに公布する。 三
- 昭和二十六年二月五日 三
- 廣島市長 廣井信三 三

廣島市條例第四十五號

廣島市報酬並びに費用攤償條例の一部を改正する條例
廣島市報酬並びに費用攤償條例(昭和二十二年七月二日第八號第十號)の一部を次のように改正する。
第二條を次のように改める。

市議會議長 月額 一萬八千圓
市議會議員 月額 一萬六千圓
市議會議員 月額 一萬四千圓
公 安 委 員 月額 八千圓
選挙管理委員會議員長 月額 四千五百圓
選挙管理委員 月額 二千二百圓
監 査 委 員 月額 三千圓
投票管理員 選挙一回につき 三百圓
開票管理員 選挙一回につき 五百圓
選 舉 長 選挙一回につき 五百圓
投票立會人 日額 百五十圓
開票立會人 日額 百五十圓
選挙立會人 日額 二百圓
第五條を次のように改める。

第五條 費用攤償は、出務日数に應じて、左に掲げる額を支給する。但し、その月の支給額が、それぞれの職につき定められた月額をこえるときは、その月額をもって、支給額とする。

市議會議長 一日につき六百圓 月額 一萬圓
市議會議員 一日につき六百圓 月額 八千圓
市議會議員 一日につき六百圓 月額 四千圓

公安委員 一日につき六百圓 月額 四千圓
 市議會議員の市外出張の場合、廣島市旅費條例別表
 中の市長相當額の費用辨償を支給する。
 附則
 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年一月一
 日から適用する。

廣島市職員給与條例の一部を改正する條例をここに公布
 する。
 昭和二十六年二月五日
 廣島市長 濱井 信三

廣島市條例第四十六號

廣島市職員給与條例の一部を改正する條例
 廣島市職員給与條例(昭和二十五年四月四日條例第二
 號)の一部を次のように改正する。
 第三條第二項中「消防組織法」の下に「及び教育委員會
 法」を加える。
 第九條第一項中「別表第二及び第三」を「一般給料表(別
 表第一及び別表第三)に掲げる給料表の適用を受ける者以
 外のすべての職員に適用する。別表第二)及び警察、消防
 吏員(警察長、消防長を除く。)給料表(別表第三)」に
 改め、同條第二項を次のように改める。
 市長、助役、収入役、學識経験を有する者の中から選
 任された監査委員及び固定資産評價員の給料月額は、前
 項の規定にかかわらず特別職給料表(別表第一)に定め
 るところによる。
 第十條中「前條」を「前條第一項」に改める。
 第十一條を次のように改める。
 (給料の支給方法)
 第十一條 新たに職員となつた者には、その日から給料を
 支給し、昇格、降格等により給料額に異動が生じた者には、
 その日から新たに定められた給料を支給する。但し、退職
 の日に昇給した者については、従前の給料を支給する。
 離職した職員が即日職員になつたときは、その日の翌
 日から給料を支給する。

職員が退職又は死亡したときは、その日まで給料を支
 給する。
 前項の規定により給料を支給する場合であつて、そ
 の月の初日から支給するべき以外のとき又はその月の末
 日まで支給するべき以外のときは、その給料額は、日割
 計算により支給する。
 第十五條を次のように改める。
 第十五條 削除
 第十八條中「但し、」の下に「特別職給料表の適用を受
 ける者及び」を加える。
 第十九條を次のように改める。
 (扶養親族の範囲)
 第十九條 扶養手當の支給については、左に掲げる者で他
 に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている
 者を扶養親族とする。
 一 配偶者(届出をしないが事實上婚姻関係と同様の事
 情にある者を含む。)
 二 十八歳未満の子及び孫
 三 六十歳以上の父母及び祖父
 四 十八歳未満の弟妹
 五 不具養疾者
 第二十一條を次のように改める。
 (扶養手當の支給方法)
 第二十一條 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合
 又は職員に左の各號の一に該當する事實が生じた場合に
 おいては、その職員は、直ちにその旨を各任事権者に届
 け出なければならぬ。
 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者があ
 る場合
 二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者があつた場合
 三 扶養手當は、新たに職員となつた者に扶養親族のある
 場合においてはその者が職員となつた日から、職員に前
 項第一號に掲げる事實が生じた場合においてはその事實
 が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその
 支給額を改訂する。但し、その届出がこれに係る事實の
 生じた日から十五日を経過した後においてなされたとき

は、その届出を受理した日からその支給を開始し、又は
 その支給額を改訂する。
 扶養手當は、職員に第一項第二號に掲げる事實が生じ
 た場合においては、その事實が生じた日の翌日以後は支
 給しない。
 職員が第十四條の規定により給料を減額せられるとき
 にも扶養手當は減額しない。但し、その月分の給料を受
 けないときは、これを支給しない。
 第十三條の規定は、扶養手當の支給について、これを
 準用する。
 前各項及び前三條に定めるもの外、扶養手當の支給
 については、給料支給の例による。
 第二十三條中「の二割額とする。」を「に百分の十五を
 乗じた額とする。」に改め、同條に次の一項を加える。
 前項及び前條に定めるもの外、勤務地手當の支給に
 ついては、給料及び扶養手當支給の例による。
 別表第一から別表第三までを次のように改める。
 別表第一 特別職給料表
 市長 月額 四萬五千圓
 市助 月額 三萬四千圓
 収入役 月額 二萬七千圓
 準議経験を有する者の中から選任された監査委員
 月額 五千圓
 固定資産評價員 月額 二萬圓

は、その届出を受理した日からその支給を開始し、又は
 その支給額を改訂する。
 扶養手當は、職員に第一項第二號に掲げる事實が生じ
 た場合においては、その事實が生じた日の翌日以後は支
 給しない。
 職員が第十四條の規定により給料を減額せられるとき
 にも扶養手當は減額しない。但し、その月分の給料を受
 けないときは、これを支給しない。
 第十三條の規定は、扶養手當の支給について、これを
 準用する。
 前各項及び前三條に定めるもの外、扶養手當の支給
 については、給料支給の例による。
 第二十三條中「の二割額とする。」を「に百分の十五を
 乗じた額とする。」に改め、同條に次の一項を加える。
 前項及び前條に定めるもの外、勤務地手當の支給に
 ついては、給料及び扶養手當支給の例による。
 別表第一から別表第三までを次のように改める。
 別表第一 特別職給料表
 市長 月額 四萬五千圓
 市助 月額 三萬四千圓
 収入役 月額 二萬七千圓
 準議経験を有する者の中から選任された監査委員
 月額 五千圓
 固定資産評價員 月額 二萬圓

別表第二 一般給料表

職務の級	給料
一級	三〇,〇〇〇
二級	二八,〇〇〇
三級	二六,〇〇〇
四級	二四,〇〇〇
五級	二二,〇〇〇
六級	二〇,〇〇〇
七級	一八,〇〇〇
八級	一六,〇〇〇
九級	一四,〇〇〇
十級	一二,〇〇〇
十一級	一〇,〇〇〇
十二級	八,〇〇〇
十三級	六,〇〇〇
十四級	四,〇〇〇
十五級	二,〇〇〇

別表第三 警察、消防吏員給料表

職務の級	給料
一級	三〇,〇〇〇
二級	二八,〇〇〇
三級	二六,〇〇〇
四級	二四,〇〇〇
五級	二二,〇〇〇
六級	二〇,〇〇〇
七級	一八,〇〇〇
八級	一六,〇〇〇
九級	一四,〇〇〇
十級	一二,〇〇〇
十一級	一〇,〇〇〇
十二級	八,〇〇〇
十三級	六,〇〇〇
十四級	四,〇〇〇
十五級	二,〇〇〇

附則

(この條例の適用)
 第一條 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年
 一月一日から適用する。
 (新給與への切替實施)
 第二條 職員はこの條例施行の日(以下「施行日」とい
 う)における職務の級は、施行日の前日における職務の
 級と同一とし、その級は、施行日の前日におけるその
 者の給料月額(警察、消防吏員給料表の適用を受ける職
 員及び教育職員にあつては、附則別表第一において、施
 行日の前日におけるその者の給料月額に對應する級に
 附則別表第二において、その者の職務の級に對應して
 定めた級を差し引いた級に對應する給料月額)に
 對應する附則別表第一に掲げる新給料月額に對應するそ
 れらの給料表に定める級とする。
 第三條 前條の規定により定められた施行日における職員
 の新給料月額をこれに對する改正後の規定による勤務地
 手當の額との合計額が、施行日の前日における給料月額
 とこれに對する勤務地手當の額との合計額の一、一倍に
 相當する額(以下「最低保障額」という。)に満たない
 場合においては、施行日における職員の級は、前條の
 規定にかかわらず、その最低保障額を、一、五で除して
 得た額の直近上位の額に相當する附則別表第一に掲げる
 新給料月額に對應するそれらの給料表に定める級とす
 る。
 第四條 前三條の規定により定められた職員の新給料月額
 がその職員の属する職務の級における給料の額の中にな
 りない場合には、これらの條項の規定にかかわらず、
 その額をもつて職員の給料月額とする。

附則別表第一

職員の別	職級の級		施行日	
	一級	二級	前日	新日
職員の別	一級	二級	1,500	1,600
	二級	三級	1,200	1,300
	三級	四級	1,000	1,100
	四級	五級	800	900
	五級	六級	700	800
	六級	七級	600	700
	七級	八級	500	600
	八級	九級	400	500
	九級	十級	300	400
	十級	十一級	200	300
	十一級	十二級	100	200
	十二級	十三級	50	100

附則別表第二 切替調整表

職員の別	職級の級	施行日
職員の別	一級	1,500
	二級	1,200
	三級	1,000
	四級	800
	五級	700
	六級	600
	七級	500
	八級	400
	九級	300
	十級	200
	十一級	100
	十二級	50

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十五年十一月二十日から適用する。

廣島市役所事務分掌條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十六年二月五日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市役所事務分掌條例の一部を改正する條例

廣島市役所事務分掌條例(昭和二十二年七月十一日條例第六號)の一部を次のように改正する。

第一條中「民生局」の「社會教育課」及び「學務課」を削る。

第五條中「民生局」の「社會教育課」及び「學務課」を削る。

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十五年十月一日から適用する。

廣島市危險物取締條例を改正する條例をここに公布する。

廣島市危險物取締條例(昭和二十三年十月四日條例第十九號)の全部を次のように改正する。

第一章 總 則

第一條 この條例は消防法(以下法という。)の規定に基き、危險物の製造、使用、貯藏、運搬、詰替、その他の取扱並びに危險物の取扱がなされる建築物の工作物及び場所の位置、構造及び設備の制限に關し、災害豫防のため、必要な事項を定める。

(用語)

第二條 この條例の用語は、左の各條に定める通りとする。

- 一 危險物とは、法の別表に掲げるものをいう。
- 二 類別とは、法の別表に掲げる危險物の種の別をいう。
- 三 種類とは、建築物の構造に對する危險物の種の別をいう。
- 四 指定数量とは、法の別表に掲げる危險物の數量をいう。
- 五 二品目以上の場合、第三條に規定する數量をいう。
- 六 所要單位とは、消防設備を設置する防火對象物の規模の基準をい、能力單位とは、所要單位に對照して設置する消防設備の消火能力の基準をいう。
- 七 製造所とは、一日の作業時間十二時間以内指定數量以上の危險物を製造し、使用し、又は加工するために用いる建築物その他の工作物及び場所並びにそれらに所屬する設備の一体をいう。
- 八 貯藏所とは、貯藏庫、留場、貯藏場及び移動場をい、貯藏庫とは、危險物の指定數量の十倍以上のものを貯藏する建築物をいう。
- 九 貯藏場とは、危險物の指定數量以上十倍以上未満のもの貯藏する建築物をいう。
- 十 貯藏庫とは、危險物の指定數量以上十倍以上未満のもの貯藏する建築物をいう。

廣島市危險物取締條例(昭和二十三年十月四日條例第十九號)の全部を次のように改正する。

第二章 指定數量以下の取扱

第三條 同類の危險物を二品目以上同一の室又は場所、製造し、貯藏し、その他の取扱をするときは、各品目に指定數量を定め、貯藏又は取扱數量を除き、その商の和が、一以上に達した場合これを指定數量とする。

第四條 類な指定數量の十分の一に達しない危險物を二品目以上同一の室又は場所、製造し、貯藏し又は取扱數量を除き、その商の和が、一に達した場合これを指定數量の十分の一とする。

- 一、給油場とは、自動車等に直接給油することを目的とする建築物その他の工作物及び場所並びにそれらに所屬する設備の一体をいう。
- 二、取扱場とは、一日の作業時間十二時間以内において、指定數量以上の危險物を混合、詰替その他の取扱をするために用いる建築物その他の工作物及び場所並びにそれらに所屬する設備の一体をいう。
- 三、運搬場とは、危險物の指定數量以上のものを運搬する場をいう。
- 四、舟場とは、舟にそのを設置し、危險物の指定數量以上のものを運搬する目的をもつて作られた場をいう。
- 五、小量取扱場とは、研究室、實驗室、藥品室、倉庫、工場及び店舗等において、類別一以上で、指定數量未満十分一以上の危險物を製造し、當時貯藏し、若しくは取扱う建築物その他の工作物及び場所をいう。
- 六、貯藏庫とは、圖書を貯藏するために、映画機を操作する場をいう。
- 七、指定數量以下の取扱
- 八、製造所等の設置、變更並びに廢止の許可及び届出
- 九、(製造所、貯藏所、又は取扱所)以下製造所等といふ。(の)數量の許可を受けようとする者は、申請書に左の事項を記入し、正副二通を製造所消防隊長を経て、市役所に提出しなければならない。
- 十、第一項第一號、第五號乃至第七號、第十號及び第十二號の事項を變更しようとするときは、又は製造所等の改築、修繕をしようとするときは、第一項に準じて、市長の許可を受けなければならない。
- 十一、第一項第二號、第三號、第四號、第八號、第九號及び第十號の事項を變更するときは、消防局長を経て市長に届け出なければならない。
- 十二、市長は、第一項に規定するものの外、許可申請書の審査上必要と認める事項又は同所の提出を命ずることからする。
- 十三、製造所等の全部又は一部を廢止し又はその使用を三ヶ月以上停止しようとする者は、その旨を消防局長を経て市長に届出なければならない。
- 十四、前項によつて停止中の製造所等の使用を開始しようとするときは開始の七日前までに消防局長を経て市長に届出なければならない。

長に申請しなければならない。

一 設置者及び管理者の住所、氏名、生年月日及び職業(法人の場合は、その名稱、事務所所在地及び代表者氏名)

二 設置の目的

三 主要用途

四 設置地の地名及び番地

五 製造し、貯藏し、又は取扱う危險物の類別、品名及びその最大數量

六 敷地面積及び敷地内建築物その他の工作物の數量に建築面積

七 建築物その他の工作物及び場所並びにそれらに所屬する設備の構造、仕様書及び圖面

八 敷地周囲の状況圖(第四章の保有距離を明記したものの)

九 消火及び警報設備

十 製造、使用、加工、詰替その他の作業の方法

十一 作業人員

十二 起工及び竣工の期日

十三 市長は消防局長の意見に基き、これを許可するものとする。

十四 第一項第一號、第五號乃至第七號、第十號及び第十二號の事項を變更しようとするときは、又は製造所等の改築、修繕をしようとするときは、第一項に準じて、市長の許可を受けなければならない。

十五 第一項第二號、第三號、第四號、第八號、第九號及び第十號の事項を變更するときは、消防局長を経て市長に届け出なければならない。

十六 市長は、第一項に規定するものの外、許可申請書の審査上必要と認める事項又は同所の提出を命ずることからする。

十七 製造所等の全部又は一部を廢止し又はその使用を三ヶ月以上停止しようとする者は、その旨を消防局長を経て市長に届出なければならない。

十八 前項によつて停止中の製造所等の使用を開始しようとするときは開始の七日前までに消防局長を経て市長に届出なければならない。

出でなければならぬ。
 第五條 小量取扱場を設置しようとする者は、前條第一項の規定に準じて、これを消防局長に届け出なければならぬ。これを廢止したときも亦同様とする。

(製造所等の検査合格證)

第六條 第四條の規定により許可を受けた製造所等が竣工したときは、消防局長を経て、市長に申請し、その検査を受け、市長の定める検査合格證の交付を受けなければこれを使用する事ができない。但し、運搬するにあつては車台に、舟をうにあつては舟に設置する前に、地下そうにあつては埋没する前に検査を受けなければならぬ。
 第七條 市長は、左の各號の一に該当するときは、第四條の設置の許可を取り消すことができる。但し天災その他特に止むを得ない事由があるときは、この限りでない。
 一 許可を受けた日から六日以内その工事に着手しないとき
 二 竣工期日を超過してなお竣工しないとき
 三 設置者所在不明となつたとき
 四 許可の際の條件に違反したとき

(緩燃性でない映畫の上映)
 第八條 常時緩燃性でない映畫を上映する場所では、映寫室を設けなければならぬ。
 (映寫室の設置、變更及び廢止の届出)
 第九條 映寫室を設置しようとする者は、届書に左の各號の事項を記入し、十日前までに正副二名を消防局長に届け出なければならぬ。
 一 設置の住所、氏名、生年月日及び職業(法人の場合はその名稱、事務所所在地及び代表者の氏名)
 二 施設の名稱及び所在地

三 施設の定員又は收容人員
 四 施設の敷地及び建物面積
 五 配置圖、平面圖及び構造設計圖
 六 映寫機の名稱及び光源の種類
 七 消火及び避難施設の概要並びに配置圖
 八 電気設備及び配線圖
 九 暖房、冷房及び換氣設備の構造概要
 十 起工及び竣工の期日
 二 消防局長は、前項に規定するものの外、届書の審査に必要と認める書類又は圖面の提出を命ずることができぬ。
 三 消防局長は、前二項の規定により届出をうけ認可したものが竣工したときはこれを検査し火災豫防上支障がないと認めるときは、當該映寫室の使用證を與へなければならぬ。
 四 映寫室は前項の使用證がなければ使用することができない。
 五 第一項各號の事項を變更しようとするときは、第一項に準じて、消防局長に届け出なければならぬ。
 六 映寫室を廢止した者は、五日以内にその旨を消防局長に届け出なければならぬ。
 (映寫室のある場所での上映届出)
 第十條 映寫室のある場所では、映畫を上映しようとする者は、届書に左の事項を記入し、使用開始の三日前までに、消防局長に届出で、検査を受けなければならぬ。
 一 管理者の住所、氏名、生年月日及び職業
 二 公開時間
 三 映寫技術者の氏名並びに有する免許の種類及び番號
 (映寫室以外で上映する場合の届出)
 第十一條 映寫室のない場所で公衆の觀覽に供する目的をもつて緩燃性でない映畫を上映しようとする者は、届書に左の事項を記入し、上映の三日前までに、消防局長に届け出で検査を受けなければならぬ。
 一 經營者の住所、氏名、生年月日及び職業(法人の場合はその名稱、事務所所在地及び代表者の氏名)
 二 上映する場所の名稱、所在地及び用途

三 使用の目的、期間及び公開の時間
 四 收容人員又は定員
 五 従業者の數
 六 映寫技術者の氏名並びに有する免許の種類及び番號
 七 消火器具及び避難器具の配置
 八 上映映畫の題名及び巻數
 九 電源の設備並びに映寫機の名稱及び光源の種類(届出事項の變更)
 第十二條 前二條に掲げる事項を變更しようとするときは、前日までに消防局長に届け出なければならぬ。
 第二章 取扱主任者及び映寫技術者
 (取扱主任者の資格)
 第十三條 危険物取扱主任者は、甲、乙、の二種とし、左に掲げる資格を有する者で、市長の行う資格試験に合格した者でなければならぬ。
 一 甲種
 學校教育法による高等學校又はこれと同等級以上の學校を卒業し、在學中化學に關する學科を専行し、且つ、六ヶ月以上危険物取扱の實務経験を有する者又は乙種免許を受けた後一ヶ年以上危険物取扱の實務経験を有する者。
 二 乙種
 六ヶ月以上或る類の危険物取扱の實務に従事し、その同額の危険物に對する智識を有する者。
 (取扱主任者の試験)
 第十四條 危険物取扱主任者の免許を受けようとする者は、左の事項を添え、市長に申請し、その資格試験を受けるものとする。
 一 氏名及び生年月日
 二 本籍及び住所
 三 學歷
 第十四條の定める経験
 五 受けようとする免許の種類
 六 最近三ヶ月以内に撮影した名刺型寫眞二枚
 二 試験に關し、必要な規定は、市長が別にこれを定める。

三 各種映寫機を操作することができるときは、二級甲種免許證
 三 炭素孤光燈を光源とする映寫機を除く他の映寫機を操作することができるときは、二級乙種免許證
 (缺格事由)
 第十九條 左の各號の一に該当する者は、危険物取扱主任者試験及び映寫技術試験を受けることができない。
 一 身体又は精神に欠陥があつて、危険物の取扱及び映寫機の操作に不適格であると認められる者
 二 不正の方法によつて申請又は受験したことが發覺し、六ヶ月を経過しない者
 三 危険物取扱主任者及び映寫技術者免許の取消しを受けた後、一年を経過しない者
 (免許の取消)
 第二十條 危険物取扱主任者又は映寫技術者に左の事實があつたときは、その免許を取り消すことができる。
 一 故意又は重大な過失によつて、事故又はこれに準ずる事故を起したとき
 二 資格を詐稱し、又は免許證を他人に貸與したとき
 三 消防法及びこの條例に違反したとき
 二 免許證を取り消された者は、速かに免許證を市長に返還しなければならぬ。
 (免許證再交付の申請)
 第二十一條 危険物取扱主任者又は映寫技術者が、免許證を紛失し、又は盗まれたときは、その事由を附して、市長に再交付の申請をすることができぬ。
 第三章 管理その他
 (製造所等及び貯蔵所等に於ける遵守事項)
 第二十二條 製造所等の関係及び危険物取扱主任者は、左の事項を守らなければならない。
 一 製造所等の敷地又は建物の人口附近には、外部より見易い場所に市長の定める色で、板に「危険物製造所」「危険物取扱所」と明記してこれを掲示すること
 二 製造所等の建築物その他の工作物には、適當な倒閉に、類別、品名、最大數量並びに危険物取扱主任者及び

三 吳、福山、尾道、三原の各市で行つた前項の試験に合格し、第十五條の免許證を有する者については、試験を省略することができぬ。
 (取扱主任者の免許證)
 第十五條 前條の試験に合格した者には、市長は、左の區分により免許證を交付する。
 一 危険物全類の取扱主任者となる者には、甲種免許證
 二 指定された類の取扱主任者となる者には、乙種免許證

(映寫技術者の資格)
 第十六條 映寫技術者は、一級、二級甲種及び二級乙種の三種とし、市長の行う資格試験に合格した者でなければならぬ。
 二 二級免許證を受けた後、一年以上實務の経験を有する者でなければ、一級映寫技術者試験を受けることができない。
 (映寫技術者の試験)
 第十七條 映寫技術者の免許を受けようとする者は、左の事項を添え、市長に申請し、その資格試験を受けるものとする。
 一 氏名及び生年月日
 二 本籍及び住所
 三 學歷
 四 第十六條の定める経験(一級免許の場合)及び他の法令による映寫に關する免許を有する者は、その事實を受けようとする免許の種類
 六 最近三ヶ月以内に撮影した名刺型寫眞二枚
 二 第十四條第二項及び第三項の規定は、この試験に準用する。

労働安全衛生規則(昭和二十二年十月勅令第九號)により島島労働基準局の行う試験に合格しその免許證を有する者はこの試験を省略することができぬ。
 (映寫技術者の免許證)
 第十八條 試験の試験に合格した者には、市長は、左の區分により免許證を交付する。
 一 各種映寫機を操作し、映寫室の主任映寫技術者とな

ることができるときは、一級免許證
 二 各種映寫機を操作することができるときは、二級甲種免許證
 三 炭素孤光燈を光源とする映寫機を除く他の映寫機を操作することができるときは、二級乙種免許證
 (缺格事由)
 第十九條 左の各號の一に該当する者は、危険物取扱主任者試験及び映寫技術試験を受けることができない。
 一 身体又は精神に欠陥があつて、危険物の取扱及び映寫機の操作に不適格であると認められる者
 二 不正の方法によつて申請又は受験したことが發覺し、六ヶ月を経過しない者
 三 危険物取扱主任者及び映寫技術者免許の取消しを受けた後、一年を経過しない者
 (免許の取消)
 第二十條 危険物取扱主任者又は映寫技術者に左の事實があつたときは、その免許を取り消すことができる。
 一 故意又は重大な過失によつて、事故又はこれに準ずる事故を起したとき
 二 資格を詐稱し、又は免許證を他人に貸與したとき
 三 消防法及びこの條例に違反したとき
 二 免許證を取り消された者は、速かに免許證を市長に返還しなければならぬ。
 (免許證再交付の申請)
 第二十一條 危険物取扱主任者又は映寫技術者が、免許證を紛失し、又は盗まれたときは、その事由を附して、市長に再交付の申請をすることができぬ。
 第三章 管理その他
 (製造所等及び貯蔵所等に於ける遵守事項)
 第二十二條 製造所等の関係及び危険物取扱主任者は、左の事項を守らなければならない。
 一 製造所等の敷地又は建物の人口附近には、外部より見易い場所に市長の定める色で、板に「危険物製造所」「危険物取扱所」と明記してこれを掲示すること
 二 製造所等の建築物その他の工作物には、適當な倒閉に、類別、品名、最大數量並びに危険物取扱主任者及び

が防火責任者の氏名を掲示すること
 三 製造所等の入口及び所内の要所には、見易い箇所、に、火災豫防上遵守すべき事項を掲示すること
 四 製造所等では、許可された以外の危険物の製造、貯藏、詰替その他の取扱をしないこと
 五 危険物は、建築物の内壁から〇・五メートル以上、なして品目別毎に貯藏し、その品目別毎に〇・五メートル以上の間隔を置くこと。但し、指定數量の五倍未満を收容するときは、〇・三メートル以上とする事ができる。なお同一品目の貯藏が多量にわたる場合は、中に〇・五メートル以上の間隔をおいて區分すること。
 六 危険物は、轉倒又は墜落する虞のないよう貯藏すること。
 七 製造所等の敷地内で、火氣を使用しないこと。但し、汽か入室、こて焼場、事務室、看守室及び宿直室等で完全な防火設備を施した場合は、その室内は、この限りでない。
 八 危険物の性質に從ひ、所内の温度、湿度、遮光及び換氣に注意すること
 九 製造所等には、不必要な可燃物その他の物品を置かないこと
 十 第四類の危険物を製造し、使用し、又は取扱う場合は、その漏洩を防止すること
 十一 第四類の危険物の蒸氣が漏洩する虞のある處では、火花を發する虞のある電気設備を使用しないこと
 十二 危険物の加熱又は危険物の存在する場所の扉は、作業の性質上止むを得ない場合を除くの外、蒸氣又は熱湯を用いて行ふこと
 十三 製造所又は取扱所においては、その作業に必要な最小限度を超えた危険物を積まないこと
 十四 係員以外の者は、みだりに出入しないこと
 十五 修繕時等においては、充分な災害防止の措置を講ずること
 十六 その他市長の指示する事項
 二 貯蔵所又は取扱所を行う場合には、防火責任者を定

七

め、その場所の外部より見易い箇所に、類別、品名、数量及び許可された期間並びに責任者の氏名を掲示すること。

(映写機を上映する場合の遵守事項)

第二十三條 映写機を上映する場合は、その関係者及び映写技術者は、左の事項を守らなければならない。

- 一 映写室には、映写技術者、補助者及び関係以外の者を出入させないこと。
二 映写技術者は、上映中映写技術者免許證を携帯し、みだりに映写室より離れず、災害豫防に注意すること。
三 映写室には、上映に必要がある場合の外、火氣その他燃焼又は発火し易い物を持ち込まないこと。
四 映写機にかけた映写フィルムは、その上下ともに、金属性下ラマに収めること。
五 映画フィルムは、使用後これを不燃性の容器に収めて格納庫に収めること。
六 映写室外での映写に際しては、映画フィルムの近傍に警戒員を附し、有効な消火器をおくこと。
七 映写室においては、扇フィルムは、水を入れた金属性かんに入れること。

(危険物の包装)

第二十四條 危険物は、これを別表第一に定める容器に収納しなければならない。

- 一 危険物を製造所等の敷地外で運搬する場合は別表第一に定める方法で、包装しなければならない。但し、運搬途中で運搬する場合は、この限りでない。
二 運搬する場合は、この限りでない。
三 容器及び包装の外部には、危険物の品名を朱書きし、濃度又は純度及び数量を明記しなければならない。
四 (危険物の運搬の遵守事項)
第二十五條 危険物を運搬するときは、左の事項を守らなければならない。
一 類別の異なるもの又は他の物品を混載しないこと。但し、少量で、災害の發生の虞のないときは、この限りでない。
二 運搬するときは許可を受けた危険物以外のものを運搬しないこと。

三 危険物は、燃料發生装置を有する自動車運搬しないこと。

四 第一類、第二類、第四類及び第五類に属する危険物は、日光の直射を受けないようにし、第一類の過酸化水素、第三類及び第六類に属する危険物は、雨水の浸透しないようにそれぞれ適當なもので被覆すること。

- 五 危険物は、運搬の際は、転倒、墜落その他事故發生の虞のないように、十分注意してこれを取り扱うこと。
六 危険物を運搬する場合は、運搬に使用する車の見え易い箇所に、〇、三五メートル平方の黄色の地に、「危険物」と黒書した旗を掲げること。
七 牛馬を車に取り付けたまま危険物を積卸しないこと。
八 指定数量以上の危険物を運搬する場合、交通量の少ない箇所の充分ある道路をえらぶこと。
(指定数量以上の危険物の運搬)
第二十六條 指定数量の二十倍以上の危険物を運搬するときは、その関係者は、品名、数量、日時、運路及び運搬方法を消防局長に届け出てその認可を得なければならない。
一 消防局長は、前項の場合において、運路、運搬方法、消火設備その他について、火災豫防上必要な事項を指示することができる。
二 第一項の数量の危険物を運搬するときは、運搬届の認可證を所持しなければならない。
三 指定数量以上を運搬する途中で、駐留するときは、安全箇所を選び、看守人をつけ、宿泊に際しては、積載した危険物の品名、数量及び駐留地を最寄りの消防関係機関に連絡しなければならない。
(事故の通報)
第二十七條 製造所又は映写室若しくは危険物運搬途中で、爆発、発火、引火その他の事故が發生したときは、その関係者は、遅滞なくこれを消防署長に通報しなければならない。
(防火責任者等の災害豫防等)
第二十八條 防火責任者、危険物取扱主任者又は映写技術

者は、常に、災害豫防に注意し、火災發生の虞があるときは直ちに相當の措置を講ずらなければならない。

第四章 構造及び設備

(製造所及び取扱場の構造及び設備)

第二十九條 製造所及び取扱場の構造及び設備は、次の各號によらなければならない。

- 一 製造所及び取扱場の周囲は、その作業程度に應じ、最低五メートルの空地を敷地内に保育すること。
二 製造所及び取扱場において、危険物を加熱し、可燃性蒸氣を放出し、又はその工程若しくは作業が災害を起す危険性がある場所及び、危険物の指定数量の十倍以上を製造し、又は取り扱う場所の壁、床及び柱等主要部分は、耐火構造とし、屋根には、軽量不燃材料を用い、その他の部分は、防火構造すること。その他の場所は、壁、床及び柱等主要部分を防火構造すること。
三 出入口の扉又は窓に硝子を用いる場合は、網入り硝子とし、且つ、甲種又は乙種防火戸を設け、有効な採光及び換氣の設備をすること。
四 可燃性蒸氣を放出する虞のある室においては、出入口の敷居の高さを〇、一五メートル以上とすること。
五 電気工作物は、左の各號に従うこと。
(イ)配線は、金属管工事で施設すること。但し、金属管の腐蝕する虞のある箇所は、硝子引にする等安全な方法を講ずること。
(ロ)室内においては、電球受け口は無塵受とし、電球には、気密な外球を装置し、且つ、堅固な外装を施すこと。
(ハ)點滅器は、室外に設けること。但し、製造所にあつて、作業上支障のある場合は、災害發生の虞のない構造を設けることができる。
(ニ)電気工作物を侵す虞のある箇所は、適當な豫防法を講ずること。
(貯蔵庫の構造及び設備)
第三十條 貯蔵庫の構造及び設備は、左の各號によらなければならない。

一 平家建且つ、専用とし、一棟の建坪は、百平方メートルを超えないこと。但し、類を同じくするもののみを貯蔵する場合において、百平方メートル毎に壁体と同等以上の構造を有する不燃材料の隔壁で、完全に隔分されているときは、これを五百平方メートルまで擴張することができる。

二 第一類過酸化水素、第三類及び第四類種類甲を貯蔵する貯蔵庫の床は、地盤面以上とし雨水又は地下水の浸入を防ぐ構造をすること。

三 別表第一中液状のものを貯蔵する貯蔵庫の床は、その危険物が浸透又は透過しない構造とし、適當な傾斜をつけ、溜りかきを設けること。

四 貯蔵庫の周囲は、左表の距離を保つ空地を敷地内に保有すること。但し、同一敷地内において二以上の貯蔵庫を設置するときは、その相互間の距離を三分の一(但し、最少三メートル)まで減ずることができる。

五 壁、床、柱等主要部分は、耐火構造とし、屋根には、軽量不燃材料を用い、天井を設けないこと。但し別表第一中、乙を貯蔵する場合は、これを防火構造とすること。
六 貯蔵庫の電気工作物は、前條第五號の規定に従うこと。
七 貯蔵庫は、有効な避雷装置を設けること。
八 貯蔵庫の電気工作物は、前條第五號の規定に従うこと。
九 セルロイド類の貯蔵庫は、冷房装置を取りつけるか、又は他の有効な方法で、室温が攝氏二〇度を超えないように管理すること。

(取場の構造及び設備)
第三十一條 取場の構造及び設備は、左の各號によらなければならない。

一 平家建且つ、専用とし、一棟の建坪は、六十平方メートルを超えないこと。但し危険物乙のみを貯蔵する置場にあつては、一棟の建坪は、九十平方メートルまで増すことができる。

二 周囲には、その敷地で左表の空地を保有すること。壁体及び柱が耐火構造の場合
五倍未満 一メートル以上
十倍未満 一、五メートル

三 壁、床、柱等主要部分は、耐火構造又は防火構造とし、屋根は軽量不燃材料を用い、天井は原則として設けないこと。

四 前條第二號、第三號、及び第六號並びに第二十九條第五號の規定は、これを置場に準用する。但し、前條第六號の防火戸は、乙種防火戸とすること。
(貯蔵庫の構造及び設備)
第三十二條 貯蔵庫の構造及び設備は、左の各號によらなければならない。

一 そのの厚さは、三、二メートル以上の金属板で氣密に作り、水張り試験をし、又は壓力をうけるに於いては、最大常用壓力の二倍の壓力(最低壓力毎平方センチメートルにつき〇、七キログラム以上)で試験し、漏洩又は變形しないものであること。但し比水〇、八六より重い危険物は、水張り試験で漏洩又は浸透しないコンクリートの厚さを貯蔵すること。
二 その外面には防錆方法を施すこと。第六類を貯蔵するにあつては、内面の防錆を特に注意すること。
三 その直徑二十五ミリメートル以上の風孔を設け、その先端を水平より下に四十五度以上屈曲させ、細目の網目等による引火防止装置を施すこと。雨水の浸入を防ぐ構造をすること。但し、壓力をうけるに於ける場合は、適當な安全装置を設けること。

四 その周囲は、その敷地内で左表の距離の空地を保有すること。但し、同一敷地内で二以上の置場を保有するときは、その相互間の距離を三分の一(但し、最少三メートル)まで減ずることができる。

五 その貯蔵庫との相互の距離は、第三十條第四號の距離においてその長い方を準用する。

指定数量以上の貯蔵庫間
距離
十倍以上 五百倍未満 三メートル以上
五百倍 千倍 五倍
二千倍 九倍
三千倍 十二倍
四千倍以上 十五倍

六 火災又は漏洩の場合、内容物を速かに排送及び收容し得る設備をすること。
七 有効な避雷装置を設けること。
(貯蔵庫の構造及び設備)
第三十三條 貯蔵庫の構造及び設備は、左の各號によらなければならない。

一 貯蔵庫の容積は、指定数量の十倍未満とすること。
二 その厚さは、平家建の取用室内に設け、二つ以上の置場を設ける場合は、その厚さが、指定数量の十倍を超えないこと。但し、第四類に属するものを貯蔵し、その床面を地盤面より高くすること。
二 室の周囲及び床は、耐火構造をすること。但し別表第一中、乙の場合には、防火構造をすること。
四 その壁面の間及び同一の取用室内に以上の置場を設けるときは、その相互間の距離は、〇、五メートル以上の距離を保有すること。

五 その厚さは、直徑三十ミリメートル以上で、屋外に通過する通氣管をその先端に取り付け、通氣管の先端には、細目の網目等による引火防止装置を施すこと。雨水の浸入を防ぐ構造とし、且つ、建築物の窓又は出入口より一メートル以上の距離をたつて屋外に出すこと。但し壓力をうける場合は、適當な安全装置を設けること。

六 前第一號、第二號及び第五號の規定並びに第三十條第三號乃至第五號の規定は、これを屋内に準用する。

の専用室に準用すること
地下をう

- 一 給油場に設けるその容積は、指定数量百倍未満とする
- 二 その厚さは、三、二ミリメートル以上の金属板で気密に作り、毎平方センチメートル〇、七キログラム以上の水圧試験に耐えるものであること
- 三 その厚さは、油そう室内に設置し、その油そう室の間は、十センチメートル以上の距離を保ち、乾砂を充填すること
- 四 油そう室の壁体及び蓋は、厚さ三十センチメートル以上のコンクリート造り、又はこれと同等以上の強度を有する構造とし、但つ、適当な防水装置を施すこと但し、蓋は、鉄筋コンクリート造りとする
- 五 その頂部は、地表下六十センチメートル以上で、このようにつながらる各配管の最下部より下にあること
- 六 堅固な土台に乗せられ、その外形より少くともあらゆる方面に三十センチメートル以上出っ張っている厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリートの蓋で覆われ、但し、充分に堅牢なその平地に設置する場合は、油そう室の壁体を省略することが出来る
- 七 油そう室を設けない場合は、地下水位が高いか又は洪水時に油そうが浮上る虞のあるところでは、その浮上を防止するためにその固定又は重錘の設備をすること
- 八 同一敷地内に二以上の地下をを設置する場合は、その相互間の距離を二メートル以上とする。但し、貯蔵数量の総和が、指定数量の百倍未満であるときは、その相互間の距離を〇、五メートルまで短縮することが出来る
- 九 そうば埋没沈前に防錆塗料を充分塗布、これが損傷しないよう堅固に保護し、特に第六類の危険物を貯蔵するにあつては、内面の防蝕に注意すること
- 十 第二項第一號、第二號及び前項第五號の規定は、地下に準用する

(移動そのの構造及び設備)
第三十三條 移動そのの構造は、左の各號によらなければならない。

- 一 その容積は、指定数量の六倍未満とする
- 二 第三十二條第二項第一號乃至第三號の規定は、これを移動そのに準用する
- 三 移動そのを常時存置する建築物については、第三十一條及び第三十二條第三項の規定を準用する
- (運搬そのの構造及び設備)
第三十四條 運搬そのの構造及び設備は、左の各號によらなければならない。
- 一 その厚さは、三、二ミリメートル以上の厚みを有する金属板で気密に作り、毎平方センチメートルにつき〇、七キログラム以上で、十分間以上の水圧試験を施し、漏洩又は變形しないものであること
- 二 その容積は六千リットル未満とし、二千リットル未満毎に、完全に間切をし、各室毎に三以上の防波板を設け、各室毎にマンホールを設けること
- 三 その厚さは、内壁〇、二キログラム以上で、作動する安全装置を設けること
- 四 第三十二條第二項第二號の規定は、これを運搬そのに準用する
- 五 その厚さは、鎖などによる接地装置を設けること
- 六 蓄電池は、電気絶縁体の覆いをすること
- 七 消音器の上部は、危険物の漏洩の虞ある辨又は接手等を設けないこと
- 八 運搬そのを常時存置する建築物については、第三十一條、第三十一條及び第三十二條第三項の規定を準用する
- 九 舟そのの構造及び設備は、前各號の規定を準用する

及び給油場内の建築物は、耐火構造又は防火構造とする

- 三 給油場は、地下をう耐風の給油設備(スタン)を施し、防火上安全な方法をすること
- 四 油の蒸気の流出又は滞留する虞のある場所は、火花の發する虞のある電気器具設備を設けないこと
- 五 給油場で漏洩する油蒸気が、事務室内に流入しないよるな方法を講ずること
- (周囲の壁)
第三十六條 指定数量の十倍以上の危険物を製造し貯蔵し又は取扱う製造所等の敷地の周囲は不燃材料で作つた高さ二メートル以上のへいを設けなければならない。
- (外壁外の保有距離)
第三十七條 地下をう、給油場及び小量取扱場以外の製造所等は、その外壁より、左の距離を保有しなければならない。
- 一 神社、佛閣、學校、病院、劇場その他の多衆を收容する建築物施設又は公園並びに市長の指定する建築物及び場所より百米以上
- 二 常時火を取扱う工場、作業場又は鐵道、軌道より三十メートル以上
- 三 國道、縣道、前各號以外の一般建築物及び施設より二十メートル以上
- 四 地下をう以外の指定数量の十倍未満を貯蔵し、又は取扱う貯蔵所又は取扱所は、その上部及び左右より二メートル以上の廣さを有する防火壁を設置した場合に限り、前項の距離をその三分の一まで短縮することが出来る
- 地下をう又は給油場を建築物及び施設に對して十メートル以内で接近して設置するときは、建築物の地下をう又は給油場に面する部分を不燃材料で被覆するか又は上部及び左右より二メートル以上の廣さを有する防火壁で、火災の場合に火焰を遮断する装置を施さなければならない
- (映寫室の構造及び設備)
第三十八條 映寫室の構造及び設備は、左の各號によらなければならない。

ければならない。

- 一 映寫室は耐火構造とする
- 二 間口二メートル以上、奥行三メートル以上、天井高さ二、一米以上とする。但し、映寫機を二台以上据え付ける場合は、一台を加えることに間口一メートル以上を増すこと
- 三 出入口は幅〇、六メートル、高さ一、七メートル以上とし、戸は、外開き自閉甲種防火戸とする
- 四 映寫窓及びその他の開口部は、防火戸を設け、出火に際して、直ちに外部と遮断できるように装置すること
- 五 不燃性の材料で作つた映寫機用排氣筒を設け、これを外氣に導くこと
- 六 不燃性の材料で作つたフィルム格納庫を設けること
- 七 映寫室に近接し、面積四平方メートル以上の映寫技術者室を設けること
- 八 整流器は、映寫室外に設け、映寫機周囲の電氣設備器具も出来る限り映寫室外のそれらの専用室内に設けること
- 第五章 消火設備
- (消火設備の基準)
第三十九條 製造所等は、その敷地内の全建築物及びその他の工作物の延坪、構造及び危険物の數量を基準として消火設備をしなければならない。
- 一 所要單位
- イ 建築物その他の工作物
耐火構造では、延坪平方メートル又はその端數を、防火構造では、延坪平方メートル又はその端數を、木造その他の構造では、延坪平方メートル又はその端數を、一所を單位とする。但し、貯蔵その及びに屋外にあつて危険物の存在する不燃材料で作られた工作物(建築物を除く)及び設備は、その水平最大耐荷重を標準とする耐火構造をみなす

危険物は、指定數量の十倍又はその端數を一所を單位とする

- ハ 電氣設備
電氣設備は、一所を單位とみなす
- 二 消火設備の種類と單位
- イ 第一種
屋内消火栓で、筒先壓力毎平方センチメートル一、七キログラム(毎平方インチ二十五ポンド)以上で毎分百三十リットル(三十五ガロン)以上放水できるものは、一口について三十能力單位とする
- 動力消防ポンプで、國家公安委員會告示第二號の動力ポンプ規格中一及び二に合格するもの(筒先壓力毎平方センチメートル三、五キログラム以上、放水量毎分二百二十五リットル以上)で、二人で運搬放水可能のものは、一個について百能力單位とする。但し、いづれも二十分以上放水し得る水源を保有すること
- ロ 第二種
スプリンクラーで、自動信號装置を備え、放水壓力毎平方センチメートル〇、五キログラム(毎平方インチ五ポンド)以上放水量毎分四十五リットル(十二ガロン)以上のもので、面積八平方メートルにつき一ヘット一個以上を備えた場合は、その部分の建築物及びそれに収容される危険物の所要單位數を除外することができる
- ハ 第三種
消火池、消火栓の容量九十五リットル(二十五ガロン)以上の移動式大型消火器又は炭酸ガスの容量四十五キログラム(百ポンド)以上の移動式大型消火器は一個について百能力單位とする
- 主要目的物に適用する消火池、消火液貯槽は、炭酸ガスや放射する手動式化学消火装置又は自動信號装置を備えた自動式化学消火装置を設けた場合は、その部分の建築物その他の工作物、設備及びそれに収容される危険物に該當する所要單位數を除外する

別表第二の通りとする

- 二 第四種
別表第二の通りとする
- 三 防火對象物に適應する消火設備の種類
別表第二の通りとする
- 四 消火設備の設置基準
防火對象物に對し、第一種乃至第三種及び第四種イ乃至ハのうち主要目的物に適應する一種以上を設置して、その能力單位の合計數が、所要單位の合計數よりも多くなるように設置すること。第四種ニ乃至リのうち主要目的物に適應するものを一種以上設置し、その能力單位の合計數が、前記所要單位の合計數よりも多くなるように併置しなければならない。この場合第四種のうち四メートルの高さに有効に放射できるものを一ヶ以上を含まなければならない。
- 第二種のものに設けた場合は、その部分の建築物及びそれに收納されている危険物に該當する所要單位數を除外することができる。但し、危険物の第三類、第四類及び第六類を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場所に設けてはならない。
- 危険物の第三類、第四類及び第六類を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場所第一種又は第三種並びに第四種イ乃至ハの消火設備を設けないときは、第四種のニ乃至リを所要單位の二倍の能力單位を有するように設けなければならない。
- 第二種を設置した場合は、これと同じ種類の第四種ニ乃至リは、これを半減することができる。
- 貯蔵その又は地下をうは、その水平最大耐荷重を標準とし、耐火構造をなし、前項に準じて消火設備をなすこと。但し、貯蔵そのでは左の各號の一に該當する設備を設置したときは、第四種ニ乃至リのうち主要目的物に適用するもの一個以上を設け、他は省略することができる。
- イ その頂部中央又は周囲敷設所に噴霧射口を取り付け、その口徑で放水壓力毎平方センチメートル四、二キログラム以上となり、必要に際して、自動又は他動式に危険物の全表面に噴霧を三十分以上放射

別表第一

類別	第一 類		第二 類		第三 類		第四 類	
	品 名	種 類	品 名	種 類	品 名	種 類	品 名	種 類
第一 類	硫酸塩類 過酸化マンガン酸塩類 過酸化鉛類 過酸化亜鉛類	甲 甲 甲 甲	硝酸塩類	乙	硫酸化りん 赤りん 硫黄	乙 乙 乙	金風粉A 金風粉B 金風「ナトリウム」 金風「カリウム」	乙 乙 甲 甲
第二 類	塩酸 硫酸 硝酸 過酸化マンガン酸 過酸化鉛 過酸化亜鉛	五五五 五五五 五五五 五五五 五五五 五五五	硫酸化りん 赤りん 硫黄	一〇五五 〇〇〇〇	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること
第三 類	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること
第四 類	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること	硝子製又は金風製の容器に入れ、水を満たし て密栓又は密封すること

射し得る装置
ロ そのの頂部に開口を設け、貯蔵物の全表面に消火薬の相當量を二十分間以上放射し得る装置
ハ そのの外壁全面に三十分間以上水を張る装置
五 消火設備の配置
第一種のうち、屋内消火栓にあつては、長さ十八メートルのホース二本及び管給をつけ五十メートル間隔に設置し、動力消防ポンプにあつてはポンプの有効面積内に防火対象物を包含しうるよう二十分以上放水できる水源を設けるを原則とする。
第三種の大型消火器は、目的物に有効に使用できるように適切に配置し、特にその間隔が大きく初期消火活動に不充分と思われる場合は、その中間に適當な数の小型消火器を配置しなければならない。
第四種は目的物に有効に使用できる間隔十メートル乃至二十メートルをもつて配置しなければならない。
（火災警知機）
第四十條 指定敷地十倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱ふ貯蔵所及び取扱所にあつては、火災發生を自動的に覺知し得る装置を施さなければならない。但し、前記所内を二時間ごとに巡視する場合は、これを省略することができる。
（運搬容器、移動容器、舟、舟、舟、舟、舟、舟）
第四十一條 運搬容器、移動容器及び舟等は、第四種乃至第五種のうち主要目的物に適用するもの一個以上を備えなければならない。
2 小量取扱場は危険物の品物によつて第四種のうち主要目的物に適用するもの一個以上を備えなければならない。
3 映寫室の内部は、第四種の口の十五リットル、イの十三リットルのうち二個以上、への三、八キログラム以上のもの一個以上を併せ置き、出入口の外部は、右のロ及びハのうち一個以上、への一個以上を併せ置かなければならない。
第六 章 雜 則
第四十二條 市長は危険物を地中又は水中などに貯蔵する

場合、特殊構造、地質、周囲の状況その他から合理的に判斷して火災豫防上支障がないと認めるときは、第三十二條に規定する以外の構造及び設備によらしめることができる。
第四十三條 市長は、土地、建物、施設その他周囲の状況、製造、貯蔵、取扱の方法、危険物の種類及び數量などに支障がないと認めるときは、製造所等の構造及び設備並びに管理に關する制限の一部について、特に緩和することができる。
第七章 罰 則
第四十六條 左の各號の一に該當する者は、これを三ヶ月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。
一 第六條第一項の規定に違反した者
二 第八條の規定に違反した者
三 第九條第四項の規定に違反して映寫室を使用した者
四 第十條の規定に違反した者
五 第二十五條第一號乃至第六號の規定に違反した者
六 第二十六條第三項の規定による認可證を所持しないで運搬した者及び第四類の規定による連絡をしなかつた者
2 前項の罰を犯した者に對しては、情狀により懲役及び罰金を併科にすることができる。
第四十七條 左の各號の一に該當する者は、これを二十圓以下の罰金に處する。
一 第五條の規定による届出をしなかつた者
二 第六條第三項の規定に違反した者
三 第九條第五項の規定に違反した者
四 第十二條の規定に違反した者
附 則
1 この條例は、公布の日から施行する。

2 この條例施行前にした行為に對する罰則の適用については、なほ従前の例による。
3 この條例により許可を受け、届出をし、又は検査を受けなければならない事項で、従前の條例により許可（認可）を受け、届出をなし又は検査を受け、その後事情の變更してないものは、この條例により許可を受け、届出をなし、又は検査を受けたものとす。

種		備考 (1) 回は水又は不凍液、「一塩化一臭化メタン」は對照する四塩化炭素の二倍の能力あるものとする。				
種	へ 炭酸ガス	11.3	15.6	キログラム (25-30ポンド)	三、〇	
	ト (パッケージ、スコップ付) チ 重曹入付ガ府	リ 乾燥 消火粉末	50	リットル	二、〇	適
		6.8	10.9	キログラム (15-24ポンド)	八、〇	適
		2.0	2.7	キログラム (4.5-6ポンド)	一、五	適
		3.2	4.5	キログラム (7-10ポンド)	二、〇	適
		2.0	2.7	キログラム (4.5-6ポンド)	二、〇	適
		3.2	4.5	キログラム (7-10ポンド)	三、五	適
		6.8	10.9	キログラム (15-24ポンド)	四、〇	適
		50	リットル	(12ガロン)	五、〇	適
		290	リットル		六、〇	適
		1.8	キログラム (4ポンド)		六、〇	適
	4.5	キログラム (10ポンド)		八、〇	適	
6.8	9.1	キログラム (15-20ポンド)	一、五	適		
11.3	13.6	キログラム (25-30ポンド)	二、〇	適		
11.3	13.6	キログラム (25-30ポンド)	二、〇	適		

廣島市養老院條例をここに公布する
昭和二十六年二月五日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市養老院條例第五十號

廣島市養老院條例

(目的及び設置)

第一條 生活保護法による保護を要する老弱者を收容するため、本市に養老院を設置する。

(位置及び名稱)

第二條 本院の位置及び名稱は、別表の通りとする。

(事業)

第三條 本院は、第一條の目的を達成するため、左の事業を行う。

一 保護を要する老弱者の常時收容
二 收容者の生活保護並びに指導
(費用)

第四條 前條により收容した者の費用については、生活保護法の定める規定により、その費用を徴収又は免除することができ、

第五條 收容中の者で、左の各號の一に該當するときは、直ちにこれを退院させることができ、

一 生活保護法による保護の適用を受けなくなったとき
二 市長又は院長の處分、指示に従わないとき

三 院内の秩序を亂し、他の收容者に悪影響を及ぼす虞れがあるとき

四 其の他收容保護を不適當と認めるとき

(職員)

第六條 本院に左の職員を置く。

院長
事務長
職員 若干名

(職務)

第七條 院長は、上司の命を受け、職務を掌理し、所屬員を指揮監督する。

院長に事故があるときは、事務長がこれを代理する。

事務長は、院長の命を受けて庶務を掌理し、所屬員を指揮監督する。

(勤務時間及び休日)

第八條 本院の勤務時間及び休日は、本廳の例による。但し、時宜により勤務時間を伸縮し又は輪番制による休日を選べる。

(入院手續)

第九條 本院に入院保護を受けようとするときは、豫め所定の手續により、市長の許可を受けなければならぬ。

(市長の委任)

第十條 この條例施行に關し必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市養老院條例をここに公布する

昭和二十六年二月五日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市養老院條例第五十一號

廣島市養老院條例の一部を改正する條例

廣島市診療所條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第四十六號)の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

(目的並びに設置)

第一條 市内に居住する少額所得生活者(喜生園附設診療所にあつては喜生園收容者並びに附近の住民)の診療を行い、その健康な生活を維持向上するため診療所を設置する。

別表に左の通り加える。

名 稱	位 置
廣島市喜生園附設診療所	廣島縣佐伯郡觀音村大字三宅

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市教育委員の報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十六年二月五日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第五十二號

廣島市教育委員の報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例

第一條 委員の報酬は、出務一日につき「六百圓」を支給し、その月の支給額が四千圓をこえるときは、その額を十分の一に打ち切るものとする。但し市議會選出の委員については、出務一日につき「六百圓」を支給し、その月の支給額が二千圓をこえるときはその額を十分の一に打ち切るものとする。

第二條 「月額四千圓」を「月額八千圓」に、同條中「月額二千圓」を「月額三千圓」に改める。

第三條 次のように改める。

第三條 委員の費用弁償は、出務一日につき「六百圓」を支給し、その月の支給額が四千圓をこえるときは、その額を十分の一に打ち切るものとする。但し市議會選出の委員については、出務一日につき「六百圓」を支給し、その月の支給額が二千圓をこえるときはその額を十分の一に打ち切るものとする。

廣島市火葬場使用條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十六年二月五日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第五十三號

廣島市火葬場使用條例の一部を改正する條例

廣島市火葬場使用條例(昭和二十三年十月四日條例第二十七號)の一部を次のように改正する。

第一條、第二條及び第三條第二號中「牛田町天水同平岩」の次に「及び仁保町淵崎」を夫々加える。

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十五年十二月十五日から適用する。

規 則

廣島市危險物取締條例施行細則を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年二月五日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第七十六號

廣島市危險物取締條例施行細則を改正する規則

廣島市危險物取締條例施行細則(昭和二十三年十二月二十四日廣島市規則第六十二號)の全部を次のように改正する。

第一條 廣島市危險物取締條例(以下條例という。)の規定に基き、規則又は届出は、すべて正副二通を所管消防隊長を経て提出しなければならない。

第二條 前條の届出は、事務處理の上所轄消防隊長を経て、届出人又は届出人交付するものとする。

第三條 條例第四條第一項、第三項及び第四項の規定による製造所等の設置改築、修繕及び變更の届出は、期日十五日前までに、同條例第六項の廢止の届出は廢止後三日以内に現存危險物の處理状況を詳細の止しをしなければならぬ。

條例第九條による、
一 映 寫 室 廢 止 届
所在地及び名稱
認可年月日及び番號
廢止年月日
廢止の理由
昭和 年 月 日
届出人住所 氏 名

條例第二十一條による
一 本 籍
氏名及び生年月日
氏名及び名稱
免許證種類及び交付年月日
免許證紛失(毀損)の理由
右相違ありまへんから再交付下さいませよう申請いた
します
昭和 年 月 日
届出人住所 氏 名

條例第二十六條による
一 品 名
二 數量
三 種類
四 採取方法
五 採取主任者
六 採取設備
七 消火設備

八 その他参考事項
昭和 年 月 日
届出人住所 氏 名

消防法第十三條による
一 本 籍
氏名及び生年月日
就業場所及び名稱
免許種類
免許番號
交付年月日
経験年數
學歴及び經歷の概要
製造所等の種別
一時取扱う危険物の品名及び數量
昭和 年 月 日
届出人住所 氏 名

消防法第十四條による
一 本 籍
氏名及び生年月日
就業場所及び名稱
免許種類
免許番號
交付年月日
経験年數
學歴及び經歷概要
一時取扱う危険物及びフィルム
昭和 年 月 日
届出人住所 氏 名

施行規則第五條による
一 取 扱 主 任 者 解 雇 届
映 寫 室 所 有 者 又 是 營 業 者 の 住 所 氏 名
被 解 雇 者 氏 名
免 許 種 別
解 雇 年 月 日
解 雇 の 理 由
昭和 年 月 日
届出人住所 氏 名

廣島市々營住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。
昭和二十六年二月五日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市々營住宅使用條例施行細則の一部を
改正する規則
廣島市々營住宅使用條例施行細則(昭和二十四年十一月
九日規則第四十七號の二)の一部を次のように改正する。
別表に「その三」を左の通り加える
別表(その三)
大芝住宅使用料表

使宅種別	一	二	三	四	五	六
使宅種別一使用料	一〇〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓
住宅種別一使用料	七〇圓	八〇圓	九〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓
	一五〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	一五〇圓

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年十一月
一日から適用する。

第四條 條例第五條の規定による届出は、設置の場合にお
いては設置の期日五日前までに、廢止の場合においては
廢止後三日以内にこれをしなければならぬ。
第五條 取扱主任者、映寫技術者の變更又は解雇をしたこ
きは五日以内に消防局長に届出なければならぬ。
第六條 條例第二十六條の規定による危険物の運搬届は、
期日三日前までにこれをしなければならぬ。
第七條 條例及びこの規則に規定する市長の権限は、さへ
て消防局長に委任する。
第八條 條例に規定する許可、認可及び受理の證明は別表
一のひな型を用い、許可、認可、免許を取消し、又は改
修、補修その他必要な措置を命ずる場合は、別表二のひ
な型を用いるものとする。
第九條 條例に規定する届出又は届出の様式は、別表三の
通りとする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

別表一
廣島市指令消字第 號
昭和 年 月 日
届出の(こ)を許可する
廣島市長

別表二
廣島市指令消字第 號
昭和 年 月 日
届出の(こ)を認可する
廣島市長

別表三
廣島市指令消字第 號
昭和 年 月 日
届出の(こ)を許可する
廣島市長

別表三
條例第四條第五條による
一 廢 止 届
所在地及び名稱
製造所等の種別
許認可年月日及び番號
廢止の年月日
廢止の理由
昭和 年 月 日
届出人住所 氏 名

別表四
條例第六條による
一 設 置 及 び 名 稱
製造所等の種別
許認可年月日及び番號
竣工年月日
取扱主任者住所氏名
防火責任者住所氏名
消火設備
火災警報機
備 考
昭和 年 月 日
届出人住所 氏 名

條例第六條による
危険物 検査合格證

設置者住所 氏名
取扱主任者 住所氏名
防火責任者 住所氏名
許認可年月日
検査年月日
所在地
敷地面積
建築面積
容積率
構造又は
その構造
及び設備
試験壓力
消防設備
備考
昭和 年 月 日
届出人住所 氏 名

二五センチメートル
設置者住所氏名
所在地及び名稱
認可年月日及び番號
検査年月日及び番號
映寫技術者氏名
消防設備
構造及び設備の
概要
許可条件
昭和 年 月 日
届出人住所 氏 名

一六センチメートル
設置者住所氏名
所在地及び名稱
認可年月日及び番號
検査年月日及び番號
映寫技術者氏名
消防設備
構造及び設備の
概要
許可条件
昭和 年 月 日
届出人住所 氏 名

廣島市火葬場使用條例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年二月五日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第七十八號

廣島市火葬場使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市火葬場使用條例施行細則(昭和二十三年十月四日規則第四十一號の二)の一部を次のように改正する。

第二條の使用料表中「牛田町天水及び同平岩並びに草津町火葬場」を「牛田町天水、同平岩、草津南町及び仁保町火葬場」に改める。

第三條中「牛田町天水及び同平岩並びに草津南町」を「牛田町天水、同平岩、草津南町及び仁保町」に改める。

附則 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年十二月十五日から適用する。

廣島市役所係設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年二月五日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第七十九號

廣島市役所係設置規則の一部を改正する規則

廣島市役所係設置規則(昭和二十三年八月二十日規則第二十八號)の一部を次のように改正する。

第一條の「民生局」中「社會教育課」及び「學務課」を削る。

第二條の「市長室企画係」の分掌事務中「第五號」の次に次の一號を加え、「第六號」を「第七號」とし、以下順次繰下げる。

六 廣島市平和協會に關すること

同條の「總務局總務課庶務係」の分掌事務中「第九號」を「第十一號」とし、「第八號」の次に次の二號を加える。

九 貯蓄獎勵に關すること

廣島市職員昇給規則の一部を改正する規則

廣島市職員昇給規則(昭和二十三年四月五日規則第六號)の一部を次のように改正する。

第一條中「(市長、助役、収入役を除く。)」を「(特別職の職員及び職務の級十五級に格付される職を占める職員を除く。)」に改める。

第三條及び第四條を次のように改める。

第三條 定期昇給の時期は、一月一日、四月一日、七月一日又は十月一日とする。

第四條 職員が現に受けている號俸を受けるに至つたときから左に掲げる期間を良好な成績で勤務したときは、定期昇給として、その者の屬する職務の級における給料の額の中において直近上位の號俸に昇給させることができる。

一 現に受ける給料月額との差(以下「差額」という。)(が)三百圓未満である者にあつては、六月以上

二 差額が三百圓以上六百圓未満である者にあつては、九月以上

三 差額が六百圓以上である者にあつては、十二月以上

職員が現に受けている號俸を受けるに至つたときから左に掲げる期間を良好な成績で勤務したときは、廣島市職員昇給規則の一部を改正する規則(昭和二十六年二月五日廣島市規則第四十六號)附則第一(以下「給料の新舊対照表」という。)(の新給料月額欄を用いて直近上位の給料月額に昇給させることができる。

一 現に受けている給料月額が、職務の級における給料の最高額に相當する給料の新舊対照表の新給料月額欄の給料月額(以下「最高額に相當する給料月額」という。)(より同欄における一つ上位の給料月額と同じ額である場合は、前項各段に定める期間の二倍に相當する期間

二 現に受けている給料月額が、最高額に相當する給料

「團體等規正令」による届出に關すること

同條の「民生局」中「社會教育課」及び「學務課」を、「社會課庶務係」の分掌事務中「第二號」を夫々削り、「第六號」の次に次の一號を加える。

七 局内他課の主管に屬しないこと

同條の「民生局」中「商工課庶務係」の分掌事務中「第五號」を削る。

附則 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年十二月一日から適用する。

廣島市市管住宅入居者詮議審議會規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年二月五日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第八十號

廣島市市管住宅入居者詮議審議會規則の一部を改正する規則

廣島市市管住宅入居者詮議審議會規則(昭和二十四年八月十二日規則第三十號)の一部を次のように改正する。

第五條中「廣島市第三助役」を「主管助役」に改める。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

廣島市職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年二月十日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第八十一號

廣島市職員就業規則の一部を改正する規則

廣島市職員就業規則(昭和二十四年十一月十日規則第五十一號)の一部を次のように改正する。

第二條中「嘱託、臨時職員(日々雇入れられる労働者を除く)及び消防職員」を「嘱託及び臨時職員(日々雇入れられる労働者を除く)」に改める。

附則 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。

廣島市市管住宅入居者詮議審議會規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年二月十日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第八十二號

廣島市市管住宅入居者詮議審議會規則の一部を改正する規則

廣島市市管住宅入居者詮議審議會規則(昭和二十四年八月十二日規則第三十號)の一部を次のように改正する。

第一條中「収入役及び學識経験を有する者の中から選任された監査委員」を「収入役、學識経験を有する者の中から選任された監査委員及び固定資産評價員」に改める。

第七條第一項中第三號から第五號まで及び同條第二項を削る。

附則 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。

廣島市市管住宅入居者詮議審議會規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年二月十三日 廣島市長 濱井信三

第三條から第六條までを次のように改める。

第三條から第六條まで 削除

第三章 削除

第二十七條から第三十條まで 削除

第三十六條第一項第四號、第二項及び第三項を削る。

第六章を次のように改める。

第六條 削除

第四十一條 削除

附則第四項を削る。

附則 この規則は、昭和二十六年二月十三日から施行する。

廣島市超過勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年二月十三日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第八十三號

廣島市超過勤務手当支給規則の一部を改正する規則

廣島市超過勤務手当支給規則(昭和二十五年四月二十日規則第七號)の一部を次のように改正する。

第一條中「収入役及び學識経験を有する者の中から選任された監査委員」を「収入役、學識経験を有する者の中から選任された監査委員及び固定資産評價員」に改める。

第七條第一項中第三號から第五號まで及び同條第二項を削る。

附則 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。

廣島市職員昇給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年二月十九日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第八十四號

廣島市職員昇給規則の一部を改正する規則

廣島市職員昇給規則(昭和二十三年四月五日規則第六號)の一部を次のように改正する。

第一條中「(市長、助役、収入役を除く。)」を「(特別職の職員及び職務の級十五級に格付される職を占める職員を除く。)」に改める。

第三條及び第四條を次のように改める。

第三條 定期昇給の時期は、一月一日、四月一日、七月一日又は十月一日とする。

第四條 職員が現に受けている號俸を受けるに至つたときから左に掲げる期間を良好な成績で勤務したときは、定期昇給として、その者の屬する職務の級における給料の額の中において直近上位の號俸に昇給させることができる。

一 現に受ける給料月額との差(以下「差額」という。)(が)三百圓未満である者にあつては、六月以上

二 差額が三百圓以上六百圓未満である者にあつては、九月以上

三 差額が六百圓以上である者にあつては、十二月以上

第十八回未指定地補充換地予定地並びに第十八回換地予定地變更指定發表について

廣島特別都市計画事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記土地は、土地區劃整理委員会の諮問を経て換地予定地が決定したから、関係者は東部復興事務所にて詳細承知されたい。

一 土地所有者に對する換地予定地の指定通知書は土地所有届を提出済の人にのみ送達する。なお、土地所有届を提出していない人は至急届出らるべし。

二 今回發表の土地を賣買又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所に協議の上取運び願ひたい。

三 万一連絡のない場合は、決定した換地を取消すことに立至る。この場合は、是非連絡方實行されたい。

四 前記換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については追つて指定する。

愛宕町百七十六番地内務省(愛宕神社用)外一件未指定地補充換地

(向) 的場町七十五番地野村旭太郎外三十三件換地予定地變更

關係圖書覽場所
廣島市基町 廣島市東部復興事務所

廣島市告示第九十號

廣島市水道工事店の給水装置技術合格者は左の通りである。

昭和二十六年二月一日

廣島市長 濱 井 信 三

- 給水装置技術合格者
- 工事店名 給水装置技術合格者
株式会社桐田商會 茅 木 實

廣島市告示第九十一號

二月三日市議会の議決を経た昭和二十五年年度廣島市歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。但し、この豫算

は即日これを施行する。

昭和二十六年二月三日

廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十五年年度廣島市歳入出豫算追加更正

歳入

一、市税 金五億八千六百五拾貳萬八千貳百參拾六圓
二、舊法による徴收入 金壹億貳千四拾八萬八千五百拾六圓
三、公企業及財産收入 金九百九拾六萬六千九百九拾壹圓
四、財産賣却代金 金七拾壹萬貳圓
五、使用料及手数料 金六千九百九拾七萬壹千五百七拾萬圓
六、縣支出金 金五千七百八拾參萬九千九百九拾五圓
七、補助金 金四千八百五拾六萬六千八百六拾九圓
八、繰越金 金壹千四百拾五萬貳千四百拾參圓
九、前年度繰越金 金壹千四百拾五萬九千九百四拾參圓
十、雜收入 金四千貳百七拾七萬七千五百五拾六圓
十一、雜入金及報償金 金九百九拾七萬四千九百八拾六圓
十二、雜入金 金壹千六百八拾六萬參千八百五拾六圓
十三、市債 金七千六百八拾萬圓
十四、市債 金七千六百八拾萬圓
歳入合計 金拾億八千貳拾五萬九千九百六圓

歳出

一、議會費 金壹千貳百拾萬八千四百七拾參圓
二、市議會費 金壹千貳百拾萬八千四百七拾參圓
三、役所費 金壹億八千參百參拾萬四千八百拾五圓
四、警察費 金九千九百七拾萬七千九百九拾八圓
五、警察警防費 金壹億七千參百五拾五千六百拾圓
六、消防費 金四億七千四百拾參萬八千八百拾參圓
七、消防團費 金八百九拾八萬五千九百貳拾四圓
八、建設費 金四億六千七百九拾五萬五千參百貳圓
九、記念施設費 金貳千六百五拾五萬壹千圓
十、區劃整理費 金六千五百八拾貳萬壹千圓
十一、街路費 金壹千七百八拾貳萬七千圓
十二、重要幹線街路費 金壹千參百六拾參萬五千圓
十三、路面鋪裝費 金壹千七百五拾萬參千圓
十四、橋梁費 金六千八百七拾五萬六千圓
十五、公共空地整備費 金參百九拾九萬參千圓
十六、住宅建設費 金八千七百八拾九萬參千圓
十七、學校營繕費 金壹億貳千八百四拾五萬八千圓
十八、建築費 金壹千貳百九拾九萬六千圓
歳出合計 金四億九千七百八拾四萬七千九百拾四圓
歳入出差引殘金なし

廣島市告示第九十二號

二月三日市議会の議決を経た昭和二十五年年度廣島市特別會計建設費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。但し、この豫算は即日これを施行する。

昭和二十六年二月三日

廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十五年年度廣島市特別會計建設費

歳入

一、國庫支用金 金貳億貳千九百九拾九萬三千三百圓
二、補助金 金貳億六拾五萬四千參百圓
三、繰入金 金壹億九千九百四拾四萬六千七百七拾四圓
四、市債 金壹億四千五百拾五萬圓
歳入合計 金五億五千五百拾五萬圓

歳出

一、建設費 金四億六千七百九拾五萬五千參百貳圓
二、記念施設費 金貳千六百五拾五萬壹千圓
三、區劃整理費 金六千五百八拾貳萬壹千圓
四、街路費 金壹千七百八拾貳萬七千圓
五、重要幹線街路費 金壹千參百六拾參萬五千圓
六、路面鋪裝費 金壹千七百五拾萬參千圓
七、橋梁費 金六千八百七拾五萬六千圓
八、公共空地整備費 金參百九拾九萬參千圓
九、住宅建設費 金八千七百八拾九萬參千圓
十、學校營繕費 金壹億貳千八百四拾五萬八千圓
十一、建築費 金壹千貳百九拾九萬六千圓
歳出合計 金四億九千七百八拾四萬七千九百拾四圓
歳入出差引殘金なし

廣島市告示第九十三號

二月三日市議会の議決を経た昭和二十五年年度廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。但し、この豫算は即日これを施行する。

昭和二十六年二月三日

廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十五年年度廣島市特別會計水道事業費

歳入

一、前年度繰越金 金五百五拾五萬五千五百拾五圓
二、市債 金五百五拾五萬五千五百拾五圓
歳入合計 金五百五拾五萬五千五百拾五圓

歳出

一、水道費 金五百五拾五萬五千五百拾五圓
二、上水經常費 金五百五拾五萬五千五百拾五圓
歳出合計 金五百五拾五萬五千五百拾五圓
歳入出差引殘金なし

廣島市告示第九十四號

二月三日市議会の議決を経た昭和二十五年年度廣島市特別會計競馬事業費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。但し、この豫算は即日これを施行する。

昭和二十六年二月三日

廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十五年年度廣島市特別會計競馬事業費

歳入

一、競馬事業收入 金壹千貳百四拾九萬參千七百圓
二、入場料收入 金參拾萬圓
三、投票券賣上收入 金千貳百圓
四、雜收入 金拾九萬參千七百圓
歳入合計 金壹千貳百四拾九萬參千七百圓

歳出

一、競馬事業費 金壹千貳百四拾九萬參千七百圓
二、事務費 金參萬參千五百八拾圓
三、開催費 金參百九拾九萬九千九百拾圓
四、繰入金 金貳拾萬圓
五、豫備費 金五萬圓
歳出合計 金壹千貳百四拾九萬參千七百圓
歳入出差引殘金なし

廣島市告示第九十五號

昭和二十六年二月四日

廣島市長 濱 井 信 三

町の區域變更について

昭和二十六年二月四日より、左記の通り町の區域を變更する。

一、水道費 金四百參百七拾九萬壹千參百四拾圓
二、道路橋梁費 金參千六百九萬貳千五百六拾圓
三、教育費 金九千四百六拾六萬七千六百四拾五圓
四、小學校費 金參千四百七拾貳萬六千參百五拾壹圓
五、中學校費 金壹千貳百參拾九萬五千五百五拾壹圓
六、高等學校費 金壹千七百四拾萬貳千四百九拾七圓
七、工業専門學校費 金七百貳萬四千貳百參拾壹圓
八、圖書館費 金八百八拾參萬六千九百貳拾六圓
九、研究諸費 金參百參拾九萬壹千六百四圓
十、社會教育費 金壹千貳百五萬五千五百五拾圓
十一、諸費 金五百萬圓
十二、教育委員會費 金八拾三萬五千七百參拾圓
十三、社會奉獻施設費 金貳億參千五拾五萬七千九百拾貳圓
十四、公園費 金八拾九萬八千八百八拾壹圓
十五、兒童福利費 金壹千七拾七萬四千八拾七圓
十六、乳兒院建設費 金貳百八拾萬圓
十七、日の山警察轉改費 金七百六拾四萬貳千圓
十八、保健衛生費 金四千九拾七萬壹千八百貳拾五圓
十九、保健所費 金五百八拾壹萬八千六百八拾參圓
二十、傳染病預防費 金六百五拾九萬六千六百貳拾八圓
二十一、結核預防費 金八百八拾八萬四千八百七拾四圓
二十二、舟入病院費 金百參拾四萬參千六百五拾九圓
二十三、下水道費 金壹千七百七拾七萬五千九百九拾參圓
二十四、屠場費 金八拾二萬九千四百九拾九圓
二十五、國民健康保險諸費 金八萬六千六百拾五圓
二十六、産業經濟費 金四千九百七拾八萬貳千八百六拾貳圓
二十七、配給諸費 金六拾七萬五千八百拾六圓
二十八、農水產諸費 金貳百四拾八萬九百拾五圓
二十九、農地委員會費 金百萬圓
三十、農業調整委員會費 金七拾六萬四千四百九拾九圓
三十一、灌漑所費 金六拾壹萬九千五百四拾六圓
三十二、觀光港灣諸費 金壹千貳拾壹萬五千四百七拾圓
三十三、中央卸賣市場費 金四百四拾四萬七千六百八拾七圓
三十四、財產費 金六百六拾四萬參千圓
三十五、財產管理費 金五百七拾六萬六千五百五拾八圓
三十六、住宅賣收費 金七拾萬圓

廣島市告示第九十五號

昭和二十六年二月四日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第九十五號

昭和二十六年二月四日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市仁保町の區域の内字金輪島を廣島市宇品町の區域に編入する

廣島市告甲第九十六號

昭和二十六年二月九日 廣島市長 濱井信三

Table with columns: 國籍, 現住, 世帯主, 姓名, 生年月日, 登録證明書番號. Lists residents and their registration details.

外國人登録證明書の失効處分について 左記外國人登録證明書持者は、至急當市涉外課に出頭の上、登録證明書を受領せられたい。

Table with columns: 姓名, 生年月日, 登録證明書番號. Lists names and registration details for foreigner registration certificates.

廣島市告甲第九十八號

昭和二十六年二月十五日 廣島市長 濱井信三

當せん金附證券法第八條第一項の規定により第二回廣島市當せん金附證券の發賣について次のように告示する。

- 一 名稱 廣島市スポーツ奨励金
二 受託銀行 東京都千代田區内幸町一ノ一 株式會社 日本勸業銀行
三 發賣の枚數及び總額 二〇〇、〇〇〇枚 五〇〇〇、〇〇〇圓
四 發賣金額 貳拾五圓

七 團體等規正令による届出事務に關すること 同章附條の「民生局」中「社會教育課長」及び「學務課長」を、「體育課長」中「第二課」を夫々削り、「商工課長」中「第五課」を削り、「第六課」を「第五課」とし、以下順次繰上げ「第八課」の次に次の一號を加える。

公安委員會告示

この規程は、公布の日から施行し、昭和二十五年十二月一日から適用する。

廣島市公安委員會告示第五號

統制等所特禁止令施行細則(昭和三十二年廣島市公安委員會告示第三號)は昭和二十五年十一月十九日限り廢止する。

辭令

技術吏員 佐々木 統 兼務吏員 柴部 健三 昭和三十二年一月十三日

雜報

一月の臨時市議會に於て左の通り議決された。(二月三十一日) 一 廣島市仁保町に於ける學校教職員に對して功報にむくむるため、これを表彰について 決定 (二月三十一日) 一 昭和三十五年廣島市歳入出予算追加

Table with columns: 等級, 獎金, 當せん本數, 計金額. Lists prize amounts and interest for a lottery.

九 注意事項 (一) 受託銀行から直接に購入した者又はその相続人その他の一般承継人以外の者は當せん金を受領できない。

告(乙)

廣島市役所事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。 昭和二十六年二月五日 廣島市長 濱井信三

廣島市告示第九號

廣島市役所事務決裁規程の一部を改正する規程 (昭和三十二年七月十五日廣島市役所事務決裁規程(昭和三十二年七月十五日廣島市第十七號)の一部を次のように改正する。

- 更正 委員會附註 廣島市報酬並びに費用弁償條例の一部を改正する條例制定について 委員會附註 廣島市教育委員の報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例制定について 委員會附註 廣島市職員給與條例の一部を改正する條例制定について 委員會附註 廣島市消防團の任命、給與、服務に關する條例の一部を改正する條例制定について 委員會附註 廣島市公安委員會の行う許可等手数料徵收條例の一部を改正する條例制定について 委員會附註 廣島市火葬場使用條例の一部を改正する條例制定について 委員會附註 廣島市養老院條例制定について 委員會附註 廣島市診療所條例の一部を改正する條例制定について 委員會附註 財產の處分について 委員會附註 廣島市役所事務分掌條例の一部を改正する條例制定について 委員會附註 昭和三十五年廣島市特別會計建設費支出予算追加更正 委員會附註 昭和三十五年廣島市特別會計建設費公債方法中變更について 委員會附註 昭和三十五年廣島市特別會計建設費支出予算追加 委員會附註 昭和三十五年廣島市特別會計建設費公債方法中變更について 原案可決

- 一、第百五十三號議案 昭和二十五年廣島市特別會計水
道事業費歳入出豫算追加 原案可決
- 一、第百五十四號議案 昭和二十五年廣島市特別會計水
道事業費歳入出豫算追加 原案可決
馬事業費歳入出豫算追加 原案可決
町の區域變更について 原案可決(希望事項付)
- 一、第百五十五號議案 町の區域變更について 原案可決(希望事項付)
財産の取得について 原案可決
- 一、第百五十六號議案 財産の取得について 原案可決
廣島市危險物取締條例を改正する
條例制定について 修正可決
- 一、第百五十七號議案 廣島市危險物取締條例を改正する
條例制定について 修正可決
- 一、請願(三和製氷廠庫を市に買収經營方要望の件) 留保
- 一、請願(宇品小學校々舎増設案方要望の件) 委員會附託
- 一、請願(三篠兒童公園設置要望の件) 委員會附託

出張所々管區域別人口世帯比較増減表 (三〇・三・現在)

出張所別	人口	全上 前月 との比較 △減	世帯	全上 前月 との比較 △減
牛田	八、六六六		二、二四六	△
尾長	二、一四四		三、〇四六	
香島	九、六三三		二、三〇六	
段原	二、四六七		二、三〇六	
比治山	一、六八二		五、三六七	
仁保	五、六六三	△	一、四一〇	△
大石	一、〇〇〇	△	二、六〇九	△
皆實	一、〇〇〇		三、九五九	
宇品	三、三三三		六、一三九	
似島	二、三三三		六、八八二	
基町	二、三三三		九、四八八	
中央	三、三三三		五、一七七	
十日市	二、〇〇〇		三、一九八	
舟入	二、六九五		四、五三六	
觀音	一、八三三		四、七三六	
己斐	一、六〇〇		四、三三六	
三篠	一、六九四	△	三、三三三	△
草津	一、三三三		三、三三三	
計	二六、九七二		七、七三三	

5 9

昭和二十六年
三月二十日 發行

發行所 廣島市役所
廣島市國泰寺町三九
番一三三番
中三番



No. 59

昭和二十六年
三月二十日 發行
(火曜日)

發行所

廣島市役所

廣島市國泰寺町三番	廣島市國泰寺町三番	廣島市國泰寺町三番	廣島市國泰寺町三番	廣島市國泰寺町三番	廣島市國泰寺町三番	廣島市國泰寺町三番	廣島市國泰寺町三番	廣島市國泰寺町三番	廣島市國泰寺町三番	廣島市國泰寺町三番
電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話
中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三
中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三
中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三
中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三
中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三
中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三
中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三	中三三〇六三

目次

規則

- 廣島市食品衛生取扱規則の一部改正.....一
- 廣島市農業生産施設規則の一部改正.....四
- 廣島水道集金員の任免職務等に関する規則の一部改正.....六
- 廣島市危険物取扱主任者及び映寫技術者資格試験規則制定.....六
- 廣島市々管住宅使用條例施行細則の一部改正.....六

告示

- 昭和二十六年廣島縣冬期農業基本調査調査區番號、調査區域並びに調査員住所氏名の告示について.....六
- 定例市議會招集告示について.....八
- 四月選舉における公職資格審査及び確認書交付について.....九
- 第十九回未指定地補充換地予定地並びに第十九回換地予定地變更指定、第五回換地予定地取消發表について.....九

辭令

雜報

- 廣島市議會議決案件について.....二
- 川製所管區域別人口世帯状況について.....二

規則

廣島市規則第八十四號

廣島市食品衛生取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十六年二月二十八日 廣島市長 濱井信三

廣島市食品衛生取扱規則(昭和二十五年六月十三日廣島市規則第二十號)の一部を次のように改正する。
第二條中「營業許可指令書(様式第二號)を」を「當該申請書(二)にその旨を記載してこれを許可指令書とし申請者に」に改める。
「様式第一號」を次のように改め、「様式第二號」を削る。

申請者 姓名 昭和 年 月 日	住所 長 島市	電話	照和 年 月 日	許 可 の 有 効 期 間 は 昭 和 年 月 日 ま で と す る	廣 島 市 指 令 保 第 號	廣 島 市 指 令 保 第 號
食品衛生法施行規則第二十條の規定により營業の許可を受けたので申請致します。		右	右	右	右	右
申請者 の住所 氏名 昭和 年 月 日	事務所 所在地 氏名 昭和 年 月 日	代表者 の氏名 及 び 明 治 昭和 年 月 日 生	營業 の 種 類	營業 の 内 容 (<small>製品名</small>)	記 事 欄	屋 敷 又 は 商 號 の 名 稱
營業許可(新規)申請書(三)						

申請者 姓名 昭和 年 月 日	住所 長 島市	電話	昭 和 年 月 日	許 可 の 有 効 期 間 は 昭 和 年 月 日 ま で と す る	廣 島 市 指 令 保 第 號	廣 島 市 指 令 保 第 號
食品衛生法施行規則第二十條の規定により營業の許可を受けたので申請致します。		右	右	右	右	右
申請者 の住所 氏名 昭和 年 月 日	事務所 所在地 氏名 昭和 年 月 日	代表者 の氏名 及 び 明 治 昭和 年 月 日 生	營業 の 種 類	營業 の 内 容 (<small>製品名</small>)	記 事 欄	屋 敷 又 は 商 號 の 名 稱
營業許可(更新)申請書(二)						

申請者 姓名 昭和 年 月 日	住所 長 島市	電話	昭 和 年 月 日	許 可 の 有 効 期 間 は 昭 和 年 月 日 ま で と す る	廣 島 市 指 令 保 第 號	廣 島 市 指 令 保 第 號
食品衛生法施行規則第二十條の規定により營業の許可を受けたので申請致します。		右	右	右	右	右
申請者 の住所 氏名 昭和 年 月 日	事務所 所在地 氏名 昭和 年 月 日	代表者 の氏名 及 び 明 治 昭和 年 月 日 生	營業 の 種 類	營業 の 内 容 (<small>製品名</small>)	記 事 欄	屋 敷 又 は 商 號 の 名 稱
營業許可(更新)申請書(一)						

注意※印の欄は記入しないこと

申請者 姓名 昭和 年 月 日	住所 長 島市	電話	昭 和 年 月 日	許 可 の 有 効 期 間 は 昭 和 年 月 日 ま で と す る	廣 島 市 指 令 保 第 號	廣 島 市 指 令 保 第 號
食品衛生法施行規則第二十條の規定により營業の許可を受けたので申請致します。		右	右	右	右	右
申請者 の住所 氏名 昭和 年 月 日	事務所 所在地 氏名 昭和 年 月 日	代表者 の氏名 及 び 明 治 昭和 年 月 日 生	營業 の 種 類	營業 の 内 容 (<small>製品名</small>)	記 事 欄	屋 敷 又 は 商 號 の 名 稱
營業許可(更新)申請書(三)						

申請者 姓名 昭和 年 月 日	住所 長 島市	電話	昭 和 年 月 日	許 可 の 有 効 期 間 は 昭 和 年 月 日 ま で と す る	廣 島 市 指 令 保 第 號	廣 島 市 指 令 保 第 號
食品衛生法施行規則第二十條の規定により營業の許可を受けたので申請致します。		右	右	右	右	右
申請者 の住所 氏名 昭和 年 月 日	事務所 所在地 氏名 昭和 年 月 日	代表者 の氏名 及 び 明 治 昭和 年 月 日 生	營業 の 種 類	營業 の 内 容 (<small>製品名</small>)	記 事 欄	屋 敷 又 は 商 號 の 名 稱
營業許可(更新)申請書(二)						

申請者 姓名 昭和 年 月 日	住所 長 島市	電話	昭 和 年 月 日	許 可 の 有 効 期 間 は 昭 和 年 月 日 ま で と す る	廣 島 市 指 令 保 第 號	廣 島 市 指 令 保 第 號
食品衛生法施行規則第二十條の規定により營業の許可を受けたので申請致します。		右	右	右	右	右
申請者 の住所 氏名 昭和 年 月 日	事務所 所在地 氏名 昭和 年 月 日	代表者 の氏名 及 び 明 治 昭和 年 月 日 生	營業 の 種 類	營業 の 内 容 (<small>製品名</small>)	記 事 欄	屋 敷 又 は 商 號 の 名 稱
營業許可(更新)申請書(一)						

添付書類
1 營業所建築物の構造仕様書及び平面圖
2 水菓等製造業にあつては製造方法を添付すること
3 法人の場合は定款の寫
4 更新の場合は舊許可證

(裏面)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年一月二十日から適用する。
 廣島市農業生産區設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和二十六年三月六日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則八十五號

廣島市農業生産區設置規則の一部を改正する規則

廣島市農業生産區設置規則（昭和二十三年十一月一日規則第四十九號）の一部を次のように改正する。

第八條中「民生局食糧課」を「民生局農水産課」に改める。
 第九條中「食糧課長」を「農水産課長」に改める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

廣島市水道集金員の任免服務等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和二十六年三月七日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第八十六號

廣島市水道集金員の任免服務等に関する規則の一部を改正する規則

廣島市水道集金員の任免服務等に関する規則（昭和二十四年四月十三日廣島市規則第三號）の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 集金員は、納額告知書兼領收證書（第二號様式）により納入者に告知し、現金を徴収しなければならない。

滞納金徴収については、領收證書（第二號様式之二）によつて現金を徴収することができる。

現金領收の際は、納額告知書兼領收書又は領收證書に領收年月日を記入して自印を押すし、證書に不備のないことを確認して現金を確實に受領し、證書を交付しなければならない。

附 則

この規則、昭和二十六年四月一日から施行する。

簿冊通番第 號

領 收 證 書

下記の通り領收しました
 昭和 年 月 日 香地 組
 廣島市山納員 廣島市水道局經理課長 宮本基
 廣島市水道局 廣島市書記

内 容	種 別	額	給 水 工 事 費	水 道 使 用 料
昭和 年度	第 期	自 月 至 月	拾 万 千 百 拾 四 拾 錢	拾 四 拾 錢

此の領收書は後日の證據書類となり、よすから大切に保存して下さい

簿冊通番第 號

領 收 證 書

下記の通り領收しました
 昭和 年 月 日 香地 組
 廣島市出納員 廣島市水道局經理課長 宮本基
 廣島市水道局 廣島市書記

内 容	種 別	額	給 水 工 事 費	水 道 使 用 料
昭和 年度	第 期	自 月 至 月	拾 万 千 百 拾 四 拾 錢	拾 四 拾 錢

此の領收書は後日の證據書類となり、よすから大切に保存して下さい

第一號様式

○注意
 1 この領收證書は後日の證據書類となり、よすから大切に保存して下さい
 2 集金員には證明書を持たせ、御留の上支拂い下さい
 3 告知書金額を書きおろしたる田納員及び集金員の印がないものは無効です

納額告知書兼領收證書

第 號	昭 和	年 度
第 町	香 地	組 納
水 道 使 用 料	第 期	自 月 至 月
計 量 専 用 連 合 共 用	拾 万 千 百 拾 四 拾 錢	也

上記の金額を領收しました
 廣島市長 濱井信三

上記の金額を領收しました
 廣島市出納員 廣島市水道局經理課長 宮本基

原 符

第 號	昭 和	年 度
第 町	香 地	組 納
水 道 使 用 料	第 期	自 月 至 月
計 量 専 用 連 合 共 用	拾 万 千 百 拾 四 拾 錢	也

上記の金額を領收しました
 廣島市出納員 廣島市水道局經理課長 宮本基

簿冊通番第 號

領 收 證 書

水道使用料及び工事費
 給 水 工 事 費
 廣島市出納員 廣島市水道局經理課長 宮本基
 廣島市水道局 廣島市書記

内 容	種 別	額	給 水 工 事 費	水 道 使 用 料
昭和 年度	第 期	自 月 至 月	拾 万 千 百 拾 四 拾 錢	拾 四 拾 錢

此の領收書は後日の證據書類となり、よすから大切に保存して下さい

簿冊通番第 號

領 收 證 書

下記の通り領收しました
 昭和 年 月 日 香地 組
 廣島市出納員 廣島市水道局經理課長 宮本基
 廣島市水道局 廣島市書記

内 容	種 別	額	給 水 工 事 費	水 道 使 用 料
昭和 年度	第 期	自 月 至 月	拾 万 千 百 拾 四 拾 錢	拾 四 拾 錢

此の領收書は後日の證據書類となり、よすから大切に保存して下さい

廣島市危險物取扱主任者及び映寫技術者資格試験規則をここに公布する。

昭和二十六年三月八日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第八十七號

廣島市危險物取扱主任者及び映寫技術者資格試験規則

第一條 廣島市危險物取扱條例（以下條例という。）第十四條の規定による危險物取扱主任者の試験は、左の科目について行う。

- 一 危險物に關する法令の概要
二 危險物に關する化學的知識
三 危險物の取扱方法
四 危險物についての災害豫防知識
五 人物考査

第二條 條例第十七號の規定による映寫技術者の試験は、左の科目について行う。

- 一 映寫に必要な電氣知識
二 映寫に關する安全知識
三 映寫に關する法令の概要
四 人物考査

第三條 試験の期日及び場所は、その都度受験者に通知するものとする。

第四條 試験をするため消防局に試験委員會を置く。

第五條 委員會の委員長は、消防局長が當り、委員は、行政課長、消防課長、豫防係長、技術員をもつてあつて、

第六條 試験に合格したものは別記様式の合格證書を交付する。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

Table with columns for 合格證書 (Certificate Number), 危險物取扱主任者 (Dangerous Goods Handler), 姓名 (Name), 生年月日 (Date of Birth), 昭和 (Showa) Year, 廣島市 (Hiroshima City), 市長 (Mayor), 姓名 (Name).

Table with columns for 合格證書 (Certificate Number), 映寫技術者 (Photography Technician), 姓名 (Name), 生年月日 (Date of Birth), 昭和 (Showa) Year, 廣島市 (Hiroshima City), 市長 (Mayor), 姓名 (Name).

廣島市營住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

廣島市規則第八十八號

廣島市營住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市營住宅使用條例施行細則（昭和二十四年十二月九日廣島市規則第四十七號の二）の一部を次のように改正する。

別表その一に次の通り加へる。

Table with columns for 住宅別 (Residence Type), 住居別 (Residence Type), 使用料 (Usage Fee), 江波沖住宅 (Ihayaikuchi Housing), イ組の八號 (Group 8), 九五〇、〇〇 (950,000), ホ組の三號 (Group 3), 九五〇、〇〇 (950,000).

Table with columns for 組 (Group), 一組の四、五號 (Group 1, Nos. 4, 5), 二組の三、四號 (Group 2, Nos. 3, 4), 三組の二、三號 (Group 3, Nos. 2, 3), 四組の一、二號 (Group 4, Nos. 1, 2), 五組の一、二號 (Group 5, Nos. 1, 2), 六組の一、二號 (Group 6, Nos. 1, 2), 七組の一、二號 (Group 7, Nos. 1, 2), 八組の一、二號 (Group 8, Nos. 1, 2), 九組の一、二號 (Group 9, Nos. 1, 2), 十組の一、二號 (Group 10, Nos. 1, 2).

廣島市告示第九十九號

昭和二十六年廣島縣冬期農業基本調査調査區番號、調査區城並びに調査員住所氏名を左記の通り告示する。

昭和二十六年二月二十日

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

Table with columns for 調査區番號 (Survey Area Number), 調査區城 (Survey Area), 住居別 (Residence Type), 氏名 (Name), 調査員 (Surveyor).

Table with columns for 調査區番號 (Survey Area Number), 調査區城 (Survey Area), 住居別 (Residence Type), 氏名 (Name), 調査員 (Surveyor).

Table with columns for 調査區番號 (Survey Area Number), 調査區城 (Survey Area), 住居別 (Residence Type), 氏名 (Name), 調査員 (Surveyor).

Table with columns for 調査區番號 (Survey Area Number), 調査區城 (Survey Area), 住居別 (Residence Type), 氏名 (Name), 調査員 (Surveyor).

Table with columns for 調査區番號 (Survey Area Number), 調査區城 (Survey Area), 住居別 (Residence Type), 氏名 (Name), 調査員 (Surveyor).

Table with columns for 調査區番號 (Survey Area Number), 調査區城 (Survey Area), 住居別 (Residence Type), 氏名 (Name), 調査員 (Surveyor).

Table with columns for 調査區番號 (Survey Area Number), 調査區城 (Survey Area), 住居別 (Residence Type), 氏名 (Name), 調査員 (Surveyor).

Table with columns for 調査區番號 (Survey Area Number), 調査區城 (Survey Area), 住居別 (Residence Type), 氏名 (Name), 調査員 (Surveyor).

Table with columns for 調査區番號 (Survey Area Number), 調査區城 (Survey Area), 住居別 (Residence Type), 氏名 (Name), 調査員 (Surveyor).

Table with columns for 調査區番號 (Survey Area Number), 調査區城 (Survey Area), 住居別 (Residence Type), 氏名 (Name), 調査員 (Surveyor).

Table with columns for 調査區番號 (Survey Area Number), 調査區城 (Survey Area), 住居別 (Residence Type), 氏名 (Name), 調査員 (Surveyor).

Table with columns for 調査區番號 (Survey Area Number), 調査區城 (Survey Area), 住居別 (Residence Type), 氏名 (Name), 調査員 (Surveyor).

Table with columns for 調査區番號 (Survey Area Number), 調査區城 (Survey Area), 住居別 (Residence Type), 氏名 (Name), 調査員 (Surveyor).

Table with columns for 調査區番號 (Survey Area Number), 調査區城 (Survey Area), 住居別 (Residence Type), 氏名 (Name), 調査員 (Surveyor).

Table with columns for 調査區番號 (Survey Area Number), 調査區城 (Survey Area), 住居別 (Residence Type), 氏名 (Name), 調査員 (Surveyor).

西南觀音町三丁目	南觀音町三丁目	高橋 精三	〇仁保町柵木血山の講	仁保町柵木	村木 一郎
五南觀音町三丁目	南觀音町三丁目	城 好夫	〇仁保町柵木下の講	仁保町柵木	岡田 市郎
美小瀬町より舟入川口町の間の町一四	舟入川口町	大野龜太郎	〇仁保町柵木單田の講	仁保町柵木	河内 信人
五江波南町、江波本町	江波本町	加藤 虎一	〇仁保町柵木中の講	仁保町柵木	池田 達夫
五江波港町、江波東町	江波	士井 雪生	〇仁保町日字那	仁保町日字那	平野 哲夫
五中央、基町(白鳥を除く)出張所區四	國泰寺町	牧村 武男	〇仁保町日字那	仁保町日字那	宮原 一登
吉島町一四	吉島本町二丁目	竹内 武一	〇仁保町丹那	仁保町丹那	中野 博美
〇段原出張所一四	段原新町三六二	中谷 軍一	〇仁保町大河北	仁保町大河北	濱本 正明
三東蟹屋、若草、荒神、愛宕、猿猴橋町	東蟹屋町	桑原 六夫	〇仁保町大河南	仁保町大河南	下村 信男
三南蟹屋、西蟹屋町	南蟹屋町	久保田繁男	〇旭町、出汐町、霞町	霞町	奥野 一二
三東蟹屋町上農區	大洲町	富田 弘	〇皆賀町出張所區内	比治山本町	片山 卓三
三東蟹町下農區	東雲町	天方 昇造	〇宇品町八、九、十、十一、十二區	宇品町十一區	万谷交次郎
三仁保町堀越	東雲町	三保 信治	〇宇品町區より七區十區、元宅品町	宇品町六丁目	村上 宗一
三仁保町青崎	仁保町堀越	橋本長之助	〇宇品町金輪島	金輪島	珍部 正男
三仁保町向洋本町	仁保町向洋本町	松本勘太郎	〇似島町	似島町	竹田 和助
三仁保町向洋中町	仁保町向洋中町	西本紋次郎	〇似島町	似島町	谷岡 大吉
三仁保町向洋大原町	仁保町向洋大原町	兄玉憲太郎	〇似島町	似島町	河口才次郎
三仁保町向洋大原町	仁保町向洋大原町	東 伊知郎	〇似島町	似島町	川崎 武夫
三仁保町本浦	仁保町古城濱	澤井 博	〇似島町	似島町	堀川 繁夫
三仁保町本浦	仁保町古城濱	田岡 作一	〇似島町	似島町	濱本孝三郎
三仁保町本浦	仁保町宮脇	道面 一之	〇似島町	似島町	松田 久市
三仁保町本浦	仁保町地方	久保 定夫	〇似島町	似島町	
三仁保町本浦	仁保町地方	濱本 國吉			
三仁保町本浦	仁保町地方	田中 平吉			
三仁保町本浦	仁保町地方	松井 民藏			
三仁保町本浦	仁保町地方	北川 作吉			
三仁保町本浦	仁保町柵木	吉川 彦市			

廣島市告示第百號
 昭和二十六年三月五日
 廣島市長 濱 井 信 三

左記の通り定例廣島市議會を招集する。
 一 招集日時 昭和二十六年三月十二日午後一時
 一 招集場所 廣島市役所

廣島市告示第百一號
 昭和二十六年三月九日
 廣島市長 濱 井 信 三

本年四月任期満了に因る地方公共団体の議會の議員及び長の選挙に伴う公職資格審査の取扱について、昭和二十六年三月九日廣島縣告示第百十號をもつて別紙の通り告示されたから、立候補の向は左記により手續されたい。

一、資格審査調査表の提出を必要とする人
 (新たに資格審査を必要とする人)
 提出期間(昭和二十六年三月十六日から昭和二十六年三月二十五日まで)
 二、確認書交付申請を必要とする人
 (既に資格審査の済んでいる人、
 縣の希望もあり、なるべく速やかに申請のこま
 三、資格審査調査表及び確認書交付申請書の受付
 資格審査表及び確認書交付申請書は 廣島市役所総務局
 總務課へ必ず提出のこま(用紙は市役所備付)
 別紙廣島縣告示第百十號省略

一、未指定地補充換地指定地及びに換地指定地變更指定
 一 廣島特別都市計画事業復興東部土地區劃整理施行に伴
 う左記土地は、土地區劃整理委員會の諮問を経て換地
 指定地が決定したから關係者は東部復興事務所で詳細
 承知されたい
 二 土地所有者に對する換地指定地の指定通知書は土地所
 有届を提出済の人にのみ送達する。なお土地所有届を
 提出してない人は至急届出られたい
 三 今回發表の土地を賣買又は譲渡するときは事前に必ず
 東部復興事務所に協議の上取進び願いたい。万一連絡
 がない場合は決定した換地を取消すこまに立至るこま
 があるから是非連絡方實行されたい
 四 前記換地指定地の使用開始の時期及び借地その他の權
 利については追つて指定する

二、換地指定地取消
 (一)大須賀町千七十三番地の二橋本長輔外一件未指定補充
 換地指定地
 (二)大手町七丁目八十九番地の十三平型武雄外九十七件換
 地指定地
 廣島特別都市計画事業復興東部土地區劃整理施行に伴
 先に指定した左記換地指定地は土地區劃整理委員會の諮
 問を経て取消すこまに決定したから關係者は東部復興事
 務所で詳細承知されたい

廣島市食品衛生監視員を命ずる
 昭和二十六年二月二十一日(各通)
 廣島市食品衛生監視員を命ずる
 昭和二十六年二月二十一日(各通)
 廣島市出納員を命ずる
 昭和二十六年二月二十六日(各通)
 廣島市出納員を命ずる
 昭和二十六年二月二十六日(各通)
 廣島市平和記念館建設事務を囑託する
 廣島市事務吏員に任命する
 昭和二十六年三月一日(各通)
 廣島市事務吏員に任命する
 昭和二十六年三月一日(各通)
 廣島市環境衛生監視員を命ずる
 昭和二十六年三月十六日

◎ 雜 報

三月定例市議會において、左記の通り議決された。

(三月十日)

一、第百五十七號議案、公安委員任命の同意について
原案同意
承認
(三月十五日)

一、所屬未定地區編入に關する諮問の件
承認

一、自第 一 號議案、昭和二十六年度廣島市歳入出豫算
委員會附託
至第 二 五 號議案、其他各種議案

一、予算委員會設置、委員並びに正副委員長選任の件
委員會附託

委員長 猪原 光男
副委員長 土岡 喜代一

委員 岩井 常吉

一、昭和二十四年度廣島市各經濟歳入出決算 委員會附託
以上決定

一、決算委員會設置、委員並びに正副委員長選任の件
以上決定

委員長 吉本 北男
副委員長 (委員長一任)
委員 田村 才四郎
三宅 崇吉
川本 精一
伊藤 忠男
吉本 壽一
寺田 豊
奥本 甚作
佐々原 計

以上決定

出張所管區域別人口及び世帯状況 (昭和二十六年三月一日現在)

出張所別	人口	同上前月 との比較 △減	世帯	同上前月 との比較 △減
牛田	八、六六六	〇	二、四八一	七
尾長	三、一八七	〇	三、〇六〇	一七
青崎	九、〇七〇	二六	二、三二二	六
段原	二〇、五八〇	一〇三	五、四三三	〇
比治山	一六、八三三	一	四、二二七	七
仁保	五、六六九	△	一、四四七	八
大河	一一、四三三	△	二、七二四	三
皆實	一六、〇四〇	三七	三、九七三	三
宇品	三三、二二二	△	六、一五五	一六
似島	二、三三六	△	五〇三	一
基町	二六、六四三	三七	六、九二九	四
中央	三六、五三三	二五	九、六七七	三
十日市	二〇、三〇四	△	五、三二七	一
舟入	三、七六七	△	三、三三三	三六
親善	一八、三五六	△	四、五三三	五
己斐	一八、三九七	△	四、七三三	一〇
三篠	一六、九七三	△	四、三二二	一七
草津	一三、四一九	△	三、三二五	七
計	二九〇、五三三	九四三	七三、八一五	四〇



外 號

昭和二十六年
四月二日 發行
(月曜日)

發行所 廣島市役所
電話 (中) 二三五一 (廣島市國泰寺町三九番)
(中) 三〇六一 (中) 二七〇三 (中) 一三〇五
(中) 三〇六一 (中) 三〇六一 (中) 三〇六一
(中) 一六六五 (中) 一六六五 (中) 一六六五
(中) 一六六五 (中) 一六六五 (中) 一六六五

目次

職員の職務の宣誓に関する條例制定	二二頁
職務に専念する義務の特例に関する條例制定	二二頁
職員団体の業務にもつぱら従事する職員に関する條例制定	二二頁
職員団体の登録に関する條例制定	二二頁
職員団体の行う交渉に関する條例制定	二二頁
職員定数條例の全文改正	二三頁
廣島市報團並びに費用掛費條例の一部改正	二四頁
特別職の職員給與に関する條例制定	二五頁
一般職の職員給與に関する條例制定	二六頁
廣島市旅費條例の一部改正	二七頁
廣島市税條例の一部改正	二八頁
廣島市立浅野図書館設置條例制定	二九頁
廣島市児童文化會館條例制定	三〇頁
廣島市下水道條例の一部改正	三一頁
廣島市議會議員定數條例制定	三二頁
市長選挙における立會演説に関する條例制定	三三頁

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部改正	二五頁
一般職の職員給與に関する條例施行規則制定	二六頁
給料等の支給に関する規則制定	二七頁
地方自治法第二百四十七條による市長の職務代理者の順序に関する規則制定	二八頁
廣島市児童文化會館條例施行規則制定	二九頁
廣島市轉出証明書交付手数料等徴收規則制定	三〇頁

告 示 (甲)

昭和二十五年年度廣島市歳入出予算追加改正について
昭和二十五年年度廣島市特別會計水道事業費歳入出予算追加改正について
昭和二十五年年度廣島市特別會計建設費歳入出予算追加改正について
昭和二十五年年度廣島市歳入出予算追加改正について
昭和二十五年年度廣島市特別會計建設費歳入出予算追加改正について
地方自治法第四十二條による家長の評定賃貸價格決定について
昭和二十五年年度廣島市歳入出予算更正について
昭和二十六年年度廣島市歳入出予算について
昭和二十六年年度廣島市特別會計水道事業費歳入出予算について
昭和二十六年年度廣島市特別會計公益實現費歳入出予算について
昭和二十六年年度廣島市特別會計學費基金歳入出予算について
昭和二十六年年度廣島市特別會計學費基金歳入出予算について

公安委員會告示

三川市議會における議決事件について
廣島市公安委員會規則の一部改正
令 令
雜 報

◎ 條 例

職員の服務の宣誓に關する條例をここに公布する。

昭和二十六年三月三十日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第五十四號

職員の服務の宣誓に關する條例

(この條例の目的) 第一條 この條例は、地方公務員法(昭和二十五年法律二百六十一號)第三十一條の規定に基き、職員服務の宣誓について定めることを目的とする。

(職員服務の宣誓) 第二條 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

第三條 前條の規定にかかわらず、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行つ前においても職員にその職務を行わせることができる。

第四條 新たに職員となつた者に對する給與の支拂行為は、この條例に定める宣誓が行われたあとでなければしてはならない。

(職員の委任) 第五條 任命権者は、この條例に定めるものの外、職員の服務の宣誓に關し必要な事項を定めることができる。

附 則

一 この條例は、公布の日から施行する。 二 この條例施行後三十日以内に新たに職員となつた者は、第二條の規定にかかわらず、この條例施行後三十日間、宣誓を行つ前においてもその職務を行つことができる。

警察職員の服務の宣誓に關しては、この條例の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

私に、ここに、主權が國民に存することを認める日本國憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

宣 誓 書

私は、地方自治の本旨を体するにも公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覺し、全体の奉仕者として誠實且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

昭和二十六年三月三十日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第五十五號

職務に専念する義務の特例に關する條例

(この條例の目的) 第一條 この條例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一號)第三十五條の規定に基き、職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。

第二條 職員は、左の各號の一に該當する場合においては、あらかじめ、任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることのできる。

一 研修を受ける場合 二 厚生に關する計画の實施に参加する場合 三 もつぱら職員團體の業務に従事する場合 四 前三號に規定する場合を除く外、市長が定める場合

附 則 この條例は、公布の日から施行する。

職員團體の業務にもつぱら従事する職員に關する條例をここに公布する。

昭和二十六年三月三十日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第五十六號

職員團體の業務にもつぱら従事する職員に關する條例

(この條例の目的) 第一條 この條例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一號)以下「法」という。)第五條第一項、第三十五條及び第五十二條第五項の規定に基き、職員業務にもつぱら従事する職員について必要な事項を定めることを目的とする。

(専従休暇の期間) 第二條 任命権者は、職員に對し、その申出により、公務に支障のない限り市長に登錄された職員團體の業務にその代表者又は役員としてもつぱら従事するための休暇(以下「専従休暇」という。)を與えることができる。

第三條 専従休暇の期間は、一日を単位として、一年をこえない範囲内で定める。但し、専従休暇の期間が満了した場合には、任命権者は、この條例の定めることに従い、更に専従休暇を與えることができる。

(専従休暇の効果) 第四條 職員は、この條例に基いて専従休暇を與えられた場合の外は、職員團體の業務にもつぱら従事することのできず、又この條例に基いて専従休暇を與えられた職員は、専従休暇の期間中は、職務に従事することができない。

第五條 職員は、専従休暇の期間中は、給料、扶養手当、勤務手当等その他いかなる給與も支給されない。

第六條 職員は、専従休暇の期間中においても、法の規定に基いて行われる昇任試験を受けることができる。

第七條 次に掲げる場合においては、専従休暇は當然終了する。

一 代表者を通じて、左に掲げる書類を添付した正副二通の届出書を提出しなければならない。 二 登錄の申請書に記載した事項の變更又は解散が法第五十三條第三項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日及び場所を證明する書類 三 第三條の規定は、規約又は定款の變更の届出の場合に準用する。

(登録の取消) 第五條 職員團體が法及びこの條例の規定に適合しないものとなつたときは、市長は、その職員團體に適切な是正措置をさせるべきことを求め、職員團體がその求めに應じないときは、あらかじめ口頭審理を行つた後、その登録を取り消すことができる。

前項の口頭審理の手續は、廣島市規則で定める。

この條例は、公布の日から施行する。

昭和二十六年三月三十日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第五十八號

職員團體の行う交渉に關する條例

(この條例の目的) 第一條 この條例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一號)第五十五條第一項の規定に基き、職員團體の行う交渉について、必要な事項を定めることを目的とする。

第二條 職員團體が交渉することのできる當局は、交渉事項について適法に管理し、及び決定する権限を有する機関とする。

(交渉の手續) 第三條 職員團體が交渉することのできる當局は、交渉事項について適法に管理し、及び決定する権限を有する機関とする。

するものとする。

一 専従休暇の期間が満了した場合 二 専従休暇の期間の満了前においてその職員が任命権者の許可を得て職務に復歸した場合

三 その職員が専従休暇の許可條件に違反した場合 四 専従休暇を與えられた事由が消滅した場合

(専従休暇中の職員の分限) 第五條 職員は、専従休暇の期間中においてもその職を保有し、専従休暇の終了とともにその職務に復歸する権利を有する。但し、専従休暇の終了とともに正常な事由がなくして職務に復歸しない職員は、これを當然に離職したものとみなし、又條件附任用期間中にこの條例による専従休暇を與えられた職員は、條件附任用に關する法の規定の適用を免れるものではない。

(専従休暇の報告) 第六條 任命権者は、専従休暇を與えたときは、すみやかに、その職員の職、氏名、専従休暇中にその業務に従事する職員團體の名稱及び休暇の期間を書面をもつて市長に報告しなければならない。

(専従休暇の取消) 第七條 市長又は任命権者は、この條例の規定に違反した休暇を取り消すことができる。

附 則 この條例は、公布の日から施行する。

職員團體の登録に關する條例をここに公布する。

昭和二十六年三月三十日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第五十七號

職員團體の登録に關する條例

(この條例の目的) 第一條 この條例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一號)以下「法」という。)第五條第一項並びに

に第五十三條第一項及び第四項から第六項までの規定に基き、職員團體の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の申請) 第二條 職員團體が市長にその登録を申請する場合には、その代表者を通じて、左に掲げる事項又は書類を記載又は添付した正副二通の申請書を提出しなければならない。

一 理事、代表者その他の役員並びに法及びこれに基く條例で定めるところにより職員團體の業務にもつぱら従事するための休暇を與えられている者の氏名、住所及び職名 二 すべての事務所の所在地 三 連合体たる職員團體にあつては、その旨 四 法人とならうとする職員團體にあつては、その旨 五 規約又は定款の作成、役員選舉その他これらに準ずる重要な行為が、法第五十三條第三項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日及び場所を證明する書類 六 登録の申請書を提出する代表者の資格を證明する書類

(登録の通知) 第三條 市長は、登録の申請を受けた日から三十日以内に、登録をした旨又はしない旨をその職員團體に通知しなければならない。

規約若しくは定款等の變更(又は解散)の届出 第四條 職員團體が、規約若しくは定款を變更したとき、理事、代表者その他の役員を選任し、若しくは改任したとき、その他登録の申請書に記載した事項に變更を生じたときは、その意に基いて解散したときは、その事由を発生した日から十日以内に市長に書面をもつてその旨を届け出なければならない。

第三條 交渉は、職員団体と當局が、あらかじめ互にきりきめた時間に行われなければならない。

廣島市職員定数條例をここに公布する。 昭和二十六年三月三十日 廣島市長 濱井信三

廣島市條例第五十九號

廣島市職員定數條例(昭和二十四年九月十二日條例第四十七號)の全部を次のように改正する。

Table with 4 columns: Position, Staff Count, etc. Includes categories like 四、監査委員の事務部局の職員, 五、警察の事務部局の職員, etc.

ここに公布する。 昭和二十六年三月三十日 廣島市長 濱井信三 廣島市條例第六十號

四 學識経験を有する者の中から選任された監査委員

五 固定資産評價員

第二條 給與は、給料及び勤務地手当とする。

第三條 給料月額は、別表による。

第四條 勤務地手当の月額は、給料月額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第五條 給與の計算期間(以下「給與期間」という。)は、一般職の職員の例による。

第六條 新たに職員となつた者には、その日から給與を支給し、給與額に異動を生じたものには、その日から新たに定められた給與を支給する。

第七條 職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで給與を支給する。

附則 この條例は、昭和二十六年四月一日から施行する。

Table with 2 columns: Position (市長, 助役, 収入役), Salary (給料月額)

廣島市條例第六十二號 一般職の職員の給與に関する條例をここに公布する。 昭和二十六年三月三十日 廣島市長 濱井信三

(この條例の目的) 第一條 この條例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一號)第二十四條第六項の規定に基き、一般職に属する職員(以下職員という。)の給與に関する事項を定めることを目的とする。

第二條 各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して定める。

第三條 給料は、正規の勤務時間による勤務に對する報酬であつて、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び直直手当並びに年末手当を除いたものとする。

第四條 宿舎、食料、制服その他これらに類する有價物が職員に支給され、又は無料で貸與される場合においては、別に條例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

第五條 職員の職務は、十五級に分類する。

第六條 前項に規定する分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、市長が定める。

第七條 給料表は、一般給料表(別表第一)及び特別給料表(別表第二)とする。

第八條 前項の給料表に掲げる額は月額とする。 第九條 一般給料表は、特別給料表の適用を受ける者以外のすべての職員に適用し、特別給料表は、警察長以外の警察吏員及び消防長以外の消防吏員に適用する。

廣島市條例第六十一號 特別職の職員の給與に関する條例(目的及び適用範圍) 第一條 この條例は、左に掲げる職員の受ける給與について定めることを目的とする。

一 市長 二 助役 三 収入役

第四條 職員が現に受けている職給を受けるに至つたときから左に掲げる期間を良好な成績で勤務したときは、その者の職務の級における給料の幅の中において直近上位職給に昇給させることができる。

第五條 現に受ける給料月額と直近上位の給料月額との差額(以下「差額」という。)が三百円未満である者にあつては、六月以上

第六條 差額が三百円以上六百円未満である者にあつては、九月以上

第七條 差額が六百円以上である者にあつては、十二月以上

第八條 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受けている職給より二級以上上位の職給に昇給させ又はそのいずれをもあわせ行うことができる。

第九條 職員の給料月額がその属する職務の級における給料の幅の最高額である場合又は最高額をこえている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。

第十條 但し、それらの給料月額を受けている職員で、その給料月額を受けていた期間が長期にわたるもの、勤務成績が、特に良好であるもの等については、市長の承認を得て、その職員の属する職務の級における給料の幅の最高額をこえて、通し職給表(別表第三)に掲げる給料月額を用いて昇給させることができる。

昇格直前に受けていた給料月額が、昇格した職務の級における給料の最高額と同額であるか又はこれをこえている場合(第三號及び第四號の場合を除く。)

二 昇格直前に受けていた給料月額が、昇格した職務の級における給料の最高額をこえていない場合(第一號及び第二號の場合を除く。)

三 昇格直前に受けていた給料月額が、昇格した職務の級の職務の級における最高額と同額である場合は、その職務の級における最高額をこえていない場合(第一號及び第二號の場合を除く。)

四 昇格直前に受けていた給料月額が、昇格した職務の級の職務の級における最高額をこえていない場合(第一號及び第二號の場合を除く。)

五 昇格直前に受けていた給料月額が、昇格した職務の級の職務の級における最高額をこえていない場合(第一號及び第二號の場合を除く。)

(給料の支給方法)

第七條 給料の計算期間(以下「給與期間」という。は、月の一日から末日までとし、一給與期間につき、給料月額の全額を支給する。

第八條 給料の支給日は、規則で定める。

第九條 新たに職員となつた者には、その日から給料を支給し、昇格降格等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。但し、離職した職員が即日職員になつたときは、その日の翌日から給料を支給する。

職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで給料を支給する。

前二項の規定により給料を支給する場合であつて、給與期間の初日から支給するべき以外のときは、又は給與期間の末日まで支給するべき以外のときは、その給料額は、その給與期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

(扶養手当)

第九條 扶養手当は、扶養親族のある職員の手当てに對して支給する。

扶養手当の支給については、左に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

一 配偶者(届出をしないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

二 十八才未満の子及び孫

三 六十才以上の父母及び祖父母

四 十八才未満の弟妹

五 不具養親族者

扶養手当の月額額は、前項第一號に掲げる扶養親族については六百円とし、同項第二號から第五號までに掲げる扶養親族については一人につき四百円とする。但し、十八才未満の子のうち一人については六百円とする。

第十條 新たに職員となつた者に養扶親族がある場合又は職員に左の各號の一に該当する事實が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならぬ。

一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者があつた場合

二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者があつた場合

三 扶養手当は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日から、職員に前項第一號に掲げる事實が生じた場合においては、その事實が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその

支給額を改訂する。但し、その届出が、これに係る事實が生じた日から十五日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日からその支給額を改訂する。

扶養手当は、職員に第一項第二號に掲げる事實が生じた場合においては、その事實が生じた日以後は支給しない。

(勤務地手当)

第十一條 勤務地手当は、職員の手当てに對して支給する。

勤務地手当の月額額は、給料の月額と扶養手当の月額との合計額に百分の十五を乗じた額とする。

(特殊勤務手当)

第十二條 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給の方法は、別に條例で定める。

(給與の減額)

第十三條 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く外、その勤務しない一時間につき、第十五條に規定する勤務一時間當りの給與額を減額して給與を支給する。

公務にやらない負傷又は疾病のため引續き欠勤九十日(結核性疾患の場合は一年)をこえて勤務しない者に對しては、前項の規定にかかわらず、給料は、半額を減じて支給する。

休職者に對しては、法令又は條例に別段の定めがある場合を除き、その休職の期間中、第一項の規定にかかわらず、給料の三分の二を減じた額を支給する。

(超過勤務手当)

第十四條 正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間をこえて勤務した全時間に對して、勤務一時間につき、第十五條に規定する勤務一時間當りの給與額の百分の百二十五(その勤務が午後十時から翌日の午後五時までの間である場合は、百分の百五十)を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第十五條 職員には、正規の勤務日が休日に當つても、正規の給與を支給する。

1 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に對して、勤務一時間につき、第十五條に規定する勤務一時間當りの給與額の百分の百二十五を休日給として支給する。正規の勤務時間外に勤務しても、休日給は、支給されない。

2 前二項の休日とは、國民の祝日に關する法律(昭和二十三年法律第七十八號)に規定する日の外、別に條例で定める日を含む。

(夜勤手当)

第十六條 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に對して、勤務一時間につき、第十五條に規定する勤務一時間當りの給與額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

(勤務一時間當りの給與額の算出)

第十七條 前四條に規定する勤務一時間當りの給與額は、給料の月額とそれに対する勤務地手当の月額との合計額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除した額とする。

(常直手当)

第十八條 常直勤務を命ぜられた職員には、第十二條から第十四條までの規定にかかわらず、常直手当を支給する。

1 常直手当は、日直手当及び宿直手当とし、日直又は宿直の勤務をした回数に應じて、勤務一回につき次に掲げる額を支給する。

日直手当 二百五十円

宿直手当 二百円

(給料の更正決定)

第十九條 市長は、各任命権者が決定した職員の給料、第

三條の規定に合致しない認めるときは、その給料の更正を要求し又はその給料を更正することができる。

(この條例の施行に關し必要な事項)

第二十條 この條例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この條例は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 廣島市職員給與條例(昭和二十五年四月四日條例第二號)は、廢止する。

別表第一 一般給料表

職務の級	給料										
	一號給	二號給	三號給	四號給	五號給	六號給	七號給	八號給	九號給	十號給	十一號給
一級	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
二級	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
三級	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
四級	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
五級	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
六級	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
七級	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
八級	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
九級	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
十級	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
十一級	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
十二級	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
十三級	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
十四級	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
十五級	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40

左に掲げる職員の給與に關しては、この條例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

嘱託員

常時勤務を要しない者

未帰還者

臨時に雇用される者

4 この條例の規定に基き、別に條例又は規則で定める事項については、それらの條例又は規則が制定實施されるまでの間は、なお、従前の例による。

別表第二 特別給料表

Table with columns for '職給の抄' (Job Salary Summary) and '給料' (Salary). It lists salary amounts for various job grades from 1 to 10.

別表第三 通し給料表

Table with columns for '職給の抄' (Job Salary Summary) and '給料' (Salary). It lists salary amounts for various job grades from 1 to 14.

廣島市旅費條例の一部を改正する條例をここに公布す。昭和二十六年三月三十日 廣島市長 濱井信三

廣島市條例第六十三號

廣島市旅費條例の一部を改正する條例 廣島市旅費條例(昭和二十三年十月四日條例第三十八號)の一部を次のように改正する。

廣島市稅條例の一部を改正する條例をここに公布する。昭和二十六年三月三十一日 廣島市長 濱井信三

廣島市條例第六十四號

廣島市稅條例の一部を改正する條例 廣島市稅條例(昭和二十五年八月三十日條例第二十九號)の一部を次のように改正する。

稅の稅率は、左の通りとする。

Table showing tax rates for various income levels. Columns include '課率' (Tax Rate) and '課稅總所得金額' (Total Taxable Income).

過少であるを認められるとき。

前號の申告書又は所得稅法第二十七條第一項の修正確定申告書若しくは農業修正確定申告書の提出があつた場合において、これらに記載された課稅總所得金額が過少であるを認められる場合において政府がこれを更正しなかつたとき、又は政府が更正した課稅總所得金額が過少であるを認められるとき。

附則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年度分から適用する。

廣島市立洋野圖書館設置條例をここに公布する。昭和二十六年三月三十一日 廣島市長 濱井信三

三 兒童のための圖書室を設けること
 四 第一號及び第二號の行事がないときは、市民の集合その他公共の利用に供すること
 第四條 本館に、次の職員を置く。
 職員 若干名
 一 前項の外、必要な嘱託員を置くことができる。
 二 館長は、上司の命を受け館の事務を掌理し、所屬員を指揮監督する。
 三 館長に事故があるときは、上席の職員がその職務を代理する。
 第五條 本館の職員は、本館の例による。
 第六條 本館の休館日は、次の通りとする。
 一 定期休館日 毎週月曜日
 二 臨時休館日 年末自十二月二十九日至一月三日
 第七條 本館の運営については、特に市長が必要と認めるときは、運営委員会を設けることができる。
 第八條 本館を使用しようとするものは、左記事項を具し、市長の承認を受けなければならない。その事項を變更しようとするときは、同じである。
 一 使用者の住所氏名
 二 使用の目的
 三 使用の日時
 四 會合者の予定人員及び會費、入場料その他これに類する費用徴収の有無
 第九條 市長は、管理上必要と認めるときは、その使用承認につき条件を附することができる。
 一 公の秩序又は善良の風俗を亂す虞れがあること認めるとき
 二 甚だしく第一條の設置の主旨に反すること
 三 管理上その他支障があること認めるとき
 四 次の各號の一に該當する場合は、承認後いざも取

消すことができる。
 一 使用承認の條件に違反したとき
 二 この條例その他これに基く規定、命令に違反したとき
 三 市長において特に必要と認めるとき
 第十條 本館の使用料は、承認の際別表の通り徴収する。
 第十一條 本館の設備の特等器具の使用については、市長の定めることにより、別にこれを徴収する。
 第十二條 本館の使用料は、市長が必要と認められたもの外はこれを減免しない。
 第十三條 既納の使用料は、これを還付しない。但し、使用者の責に属しない事由により使用しないときは、全部又はその一部を返還することができる。
 第十四條 使用者が建物又は附屬物若しくは備付物品を損滅したときは、その損害を賠償しなければならない。
 第十五條 この條例施行に關し必要な事項は、市長がこれを定める。
 附 則
 この條例は、公布の日から施行する。

時間	区分	児童が使用する場 合	その他の使用場 合
午前	入場料等	徴収しない	徴収しない
午後	入場料等	徴収しない	徴収しない
夜間	入場料等	徴収しない	徴収しない
午前	入場料等	1,000	1,000
午後	入場料等	1,000	1,000
夜間	入場料等	1,000	1,000

午前八時三十分より正午まで、午後三時正午より五時まで、夜間は五時以後とする。但し、午前午後使用の場合、午後夜間使用の場合、午前午後夜間使用の場合、次表による。

時間	区分	児童が使用する場 合	その他の使用場 合
午前	入場料等	徴収しない	徴収しない
午後	入場料等	徴収しない	徴収しない
夜間	入場料等	徴収しない	徴収しない
午前	入場料等	1,500	1,500
午後	入場料等	1,500	1,500
夜間	入場料等	1,500	1,500

廣島市下水道取手数料條例の一部を改正する條例をここに公布する。
 昭和二十六年四月一日
 廣島市長代理 奥田達郎
 廣島市助役 奥田達郎

廣島市條例第二號

廣島市下水道條例の一部を改正する條例
 廣島市下水道條例(昭和二十三年十二月二十五日條例第六十四號)の一部を次のように改正する。
 第八條第一項の次に次の四項を加える。
 一 普通使用料一坪一ヶ年五〇〇〇以内
 二 廣告物、自動車駐車場その他工作物設置のための使用については、前項の使用料の三倍以内を徴収すること
 三 前項の許可をしたときは、左の範囲内において使用料を徴収する。

市長が必要と認めるときは、前二項の使用料を減免することができる。
 附 則
 この條例は、公布の日から施行する。
 廣島市議會議員定數條例をここに公布する。
 昭和二十六年四月一日
 廣島市長代理 奥田達郎
 廣島市助役 奥田達郎

廣島市條例第四號

廣島市議會議員定數條例
 廣島市議會議員の定數は、地方自治法第九十一條第二項の規定により四十名とする。
 附 則
 この條例は、公布の日から施行し、次の一般選挙のときから適用する。
 市長選挙における立會演說會に關する條例をここに公布する。
 昭和二十六年四月一日
 廣島市長代理 奥田達郎
 廣島市助役 奥田達郎

廣島市條例第五號

市長選挙における立會演說會に關する條例
 第一條 市長の選挙(公職選挙法第七條の場合を除く。)において、公職選挙法第六十條の二(任意制公營立會演說會)による公營の立會演說會を行う。但し、時宜により選挙管理委員会がこれを認めないこととする。
 第二條 前條の規定による立會演說會の開催の日時及び会場並びに候補者の一人當りの演說時間を決定し、選挙の告示のあつた日から五日以内に告示しなければならない。但し、第一條俱書により立會演說會を行わないときは、

選挙の期日前九日までに、この旨を告示することにも候補者に通知しなければならない。
 第三條 立會演說會に加わらうとする候補者は、市の選挙管理委員会にその指定する期日までに、前條の規定によつて告示された立會演說會の開催日及び会場毎に参加の旨を申し出なければならない。この場合立會演說會に加わることのできる回数は、一回の立會演說會日に候補者一人について一回に限る。
 第四條 前條の規定による期日後立會演說會に加わらうとするものは、最初に加わらうべき立會演說會の期日前三日までに、前條の例によりその旨を申し出なければならない。前項の申出のあつた候補者が加わらうべき立會演說會の演說の順序は、前條の期日までに参加の申し出をした候補者の後とする。
 第五條 第四條の規定によつて参加の申し出をした候補者の立會演說會における演說の順位は、選挙の告示の日から十一日目に市の選挙管理委員会がくじにより決定する。前條第一項の規定によつて参加の申し出をした候補者の立會演說會の演說の順位は、届出の順により、届出が同時であるときは、くじにより決定する。
 第六條 第三條及び第四條の規定により立會演說會の参加の申出があつた時は、市の選挙管理委員会は、立會演說會に参加の申出をした候補者の数及び開催の時等を考慮して申出を許可するか否かを決定して、その旨を候補者には通知しなければならない。その申出を許可する場合に併せて候補者の演說の順位を通知しなければならない。
 第七條 前各條に規定するものの外、立會演說會に關し必要な事項は、市の選挙管理委員会が定め、立會演說會の實施に關する事務は、市の選挙管理委員会が行う。
 附 則
 この條例は、公布の日から施行する。

廣島市規則第八十九號

廣島市職員住宅貸與規則をここに公布する。
 昭和二十六年三月二十二日
 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第九十號

廣島市職員住宅に關する一般的事務は、總務局總務課長(以下「總務課長」という。)が行う。
 一 總務課長は、職員住宅台帳を備えて、左の事項を記載しなければならない。
 (種類)
 第三條 職員住宅は、これを左の通り區分する。
 一 一般職員住宅
 二 現業所附屬住宅
 (管理)
 第四條 職員住宅に關する一般的事務は、總務局總務課長(以下「總務課長」という。)が行う。
 一 總務課長は、職員住宅台帳を備えて、左の事項を記載しなければならない。
 (所在地)
 一 敷地の坪數
 二 敷地の坪數
 三 建築費又は評價額
 四 建築費又は評價額
 五 使用料
 六 使用料
 七 其他必要な事項
 第五條 職員住宅の管理責任者は、次の通りとする。
 一 一般職員住宅は總務課長
 二 現業所附屬住宅は關係所管課長
 三 前項に規定する責任者は、その所屬の職員を指定して、その管理事務を行わせることができる。

規 則

（一）一般職員住宅

第六條 一般職員住宅は、職務に關連して、市の事務、事業の運営に必要と認められる場合において、第七條に掲げる者以外の職員に、有料で貸與する。

（現業所附屬住宅）

第七條 現業所附屬住宅は、左に掲げる職員であつて、市長が必要と認める者に對し、無料で貸與する。

一 本來の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務又はこれらに類似の性質を有する勤務に従事しなければならぬ者

二 事業所の管理責任者であつて、その職務を遂行するために事業所の構内に居住しなければならぬ者

市長は、前項に該當する者に對し、その住宅を指定して入居を命ずることがある。

（使用料）

第八條 職員住宅の使用料は、前納とし、その月額は、別表に定めることによる。

一 使用料が一月に滿たないときは、その月の使用料は、現日数による日割計算によつて徴收する

第九條 前條の使用料の基準は、主として、同一の大きさ、場所及び條件の民間住宅に對する法定又は公定の標準家賃、法定又は公定の標準家賃がない場合においては、同一又は類似の場所において比較することのできる民間住宅に對する家賃を考慮して定める。

（職員住宅の使用）

第十條 職員住宅を使用しようとする者は、使用申込書（別記様式第一）を市長に提出し、その使用許可を受けなければならぬ。

（職員住宅居住者の保管義務）

第十一條 職員住宅の居住者は、必要な注意を拂ひ、住宅を正常な状態において維持しなければならぬ。

（居住者の履行すべき事項）

第十二條 職員住宅の貸與を受ける者は、左の各號に掲げ

る事項を履行しなければならない。

一 貸與の手續を完了した日から原則として十日以内に、指定された職員住宅に居住すること。

二 職員住宅の全部又は一部を他に貸し付けないこと。

三 職員住宅を滅失又は破損した場合において、その住宅の管理責任者において、その滅失又は破損が居住者の故意又は重大な過失に因り生じたものであると認めるときは、これを原形に復し、又はその費用を辨償すること。

四 職員住宅を明け渡さうとする場合においては、退去届（別記様式第二）を、市長に、五日前までに届け出て、その職員住宅を正常な状態において引き渡すこと

第十三條 居住者は、職員住宅又はその附屬物の原形を變更してはならない。但し、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

一 前項但書の規定により職員住宅又は附屬物の原形を變更したときは、職員住宅明渡しの際、これを原形に復さなければならぬ。但し、變更の許可を受けるときは明渡しの際復元しないことの承認を受けたもの及び明渡しの際市長の承認を受けたものは、この限りでない。

（職員住宅の修繕費等）

第十四條 天災、時の經過その他居住者の責に歸することのできない事由により職員住宅が破損又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、市が負擔する。

（職員住宅の明渡し）

第十五條 職員住宅の貸與を受けた者が、左の各號の一に該當した場合においては、それぞれ事由につき定められた期間に、その職員住宅を明け渡さなければならぬ。但し、市長が、特に必要と認めるときは、この期間を伸縮することがある。

一 退職、休職及び轉勤のとき、發令の日から二十日以内

二 他の職員住宅の居住を指定又は命ぜられたとき、これを受けた日から十五日以内

三 死亡のとき、死亡の日から五十日以内

四 その他の事由で明渡しを命ぜられたとき命ぜられた日から三十日以内

一 前項但書の規定により期間を延伸する場合であつても、三月をこえてはならない。

（使用の取消等）

第十六條 市長は、左の各號の一に該當するときは、職員住宅の使用許可を取り消し、又は當該使用者に對し、必要な處置を命ずることがある。

一 故なく使用許可の日から十日以上職員住宅を使用しないとき

二 この規則に違反したとき

三 その他職員住宅の管理上必要と認めるとき

第十七條 この規則によつて提出する諸届は、當該職員住宅管理責任者及び給務課長を経由しなければならぬ。

第十八條 この規則の施行に關し必要な事項は、市長が定める。

附 則

一 この規則は、昭和二十六年四月一日から施行する。

二 この規則施行の際現に職員住宅に居住するものは、それぞれこの規則により當該職員住宅に居住を指定せられ又は居住を命ぜられ、若しくは使用の許可を得たものとみなす。

別 表

廣島市職員住宅の使用料額

番 號	種 別	所 在 地	一ヶ月使用料額
一	一般	舟入川口町八四〇の八	一、〇〇〇円
二	一般	下中町一八一の一	一、五〇〇
三	一般	皆賀町三丁目九〇七の五	一、二〇〇
四	一般	宇品町四丁目三二八	七〇〇
五	一般	宇品町四丁目三二八	七〇〇
六	一般	宇品町四丁目三二八	七〇〇
七	一般	東京都杉並區東田町二丁目一七七の二	一、〇〇〇

別記様式第一

職員住宅の使用申込書

何々につき職員住宅の使用方を申込致します。

なお、使用御許可の上は、廣島市職員住宅貸與規則を遵守することを誓約致します。

年 月 日

所 屬 氏 名

職 氏 名

廣島市長殿

備考 一 三部作成し、総務課へ二部提出すること。

（内一部は、許可書として本人に交付する。）

二 職員住宅の種類、所在地、使用許可月日等を記入できるよう餘白を残すこと。

別記様式第二

退 去

届 職員住宅の種類、名稱、所在地

所 屬 氏 名

職 氏 名

何々につき 年 月 日 日限り退去

致したいと思ひますからお届け致します。

年 月 日

職 氏 名

廣島市長殿

備考 二 部作成し、給務課へ一部提出すること。

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年三月二十三日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第九十號

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則（昭和二十四年八月十一日廣島市規則第二十八號）の一部を次のように改正する。

第一條中「毎月三日十六日」を「毎月第一、第三日曜日但し、生鮮水産物部は毎月三日、十六日」に改める。

附 則

この規則は、昭和二十六年五月一日から施行する。

廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十六年三月二十六日

廣島市規則第九十一號

廣島市特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十六年三月二十六日

廣島市特殊勤務手当支給規則（昭和二十五年六月二十四日規則第二十五號）の一部を次のように改正する。

第二條中「兼務手当、特殊有資格手当」を削り、「十種」を「八種」に改める。

第六條から第九條までを次のように改める。

第六條から第九條まで 削除

第十五條を次のように改める。

第十五條 前條の手当金は、左の区分により、これを支給する。

一 その月の集金償還額の枚数に對するもの

千五百枚まで一枚につき 七十錢

千五百枚をこえるものそのこえる部分一枚につき 一四十四錢

二 集金期間（二月間。以下同じ。）中の集金償還割合に對するもの

集金償還割合 百分の九十以上一集金期間につき千円

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則（昭和二十四年八月十一日廣島市規則第二十八號）の一部を次のように改正する。

集金償還割合 百分の九十三以上 一集金期間につき千二百円

集金償還割合 百分の九十五以上 一集金期間につき千四百円

集金償還割合 百分の九十七以上 一集金期間につき千七百円

集金償還割合 百分の九十八以上 一集金期間につき二千円

二 前項第二號に規定する手当支給の基礎となる集金償還割合は、その者の一集金期間中の集金償還件数と責任集金件数（一集金期間中に受けた告知書の件数）との割合及び一集金期間中の集金償還額と責任集金額（一集金期間中に受けた告知書の合計額）との割合の比較において、低い方の割合によるものとす。

第十六條及び第十七條中「六十錢」を「一四十四錢」に改める。

第二十八條第一項に次の但書を加える。

但し、第十五條第一項第二號に規定する手当金は、當該集金期間の翌月中に、支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年三月二十八日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第九十二號

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則（昭和二十四年八月十一日廣島市規則第二十八號）の一部を次のように改正する。

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年三月二十三日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第九十號

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則（昭和二十四年八月十一日廣島市規則第二十八號）の一部を次のように改正する。

集金償還割合 百分の九十以上一集金期間につき千円

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則（昭和二十四年八月十一日廣島市規則第二十八號）の一部を次のように改正する。

別表(一)の使用料表中
 附屬營業所使用料「附屬賣店一坪一月三〇〇円」を「卸賣店一坪一月二〇〇円」「小賣賣店一坪一月三〇〇円」に改める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

一般職の職員に關する條例施行規則をここに公布する。

昭和二十六年三月三十日
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第九十三號

一般職の職員の給與に關する條例施行規則

(目的)

第一條 この規則は、一般職の職員に關する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第六十二號。以下「條例」といふ。)第二十條の規定に基き、條例の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(條例第四條から第六條までの關係)

第二條 條例第四條から第六條までに規定する昇給、昇格及び降格並びに新たに職員となつた者の初任給の實施については、別の規則で定めるところによる。

(條例第八條關係)

第三條 條例第八條第一項に規定する「昇給、降給等」とは、昇給、降給、減給及び條例第十三條(第一項を除く。)(の規定による給料の減額をいふ。

第四條 條例第八條第二項に規定する「離職」とは、退職、免職、懲戒免職、解職又は失職等をいふ。

(條例第十條關係)

第五條 條例第十條第一項の届出は、新たに扶養手当の支給を受けようとする場合及び従前扶養手当の支給を受けていた職員に新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合には、扶養親族認定申請書(別紙様式第一のイ)により、扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合には、扶養親族減少届(別紙様式第一のロ)によるものとする。

第六條 任命権者が、職員から前條の届出を受けたときは、申請書記載の扶養親族が條例に定める要件を備えていないかを確かめ、認定しなければならぬ。

第七條 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

一 民間その他から扶養手当に相當する手当を受けている者
 二 その者の勤務所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額二万五千二百円程度以上である者
 三 不具は、疾者の場合は前二號による外、終身労働に服することができない程度でない者

第八條 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合に、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

第九條 任命権者は、前三條の認定を行うに當つて必要と認めるときは、扶養事實を證明するに足る證據書類の提出を求めることができる。

第十條 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該當し、給料を減額されるべきにおいて減額されないものとする。

一 條例第十三條(第三項を除く。)(の規定により、給與を減額された場合
 二 懲戒により減給の處分を受けた場合

第十一條 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該當するときは、その期間中支給しない。

一 休職又は停職を命ぜられた期間
 二 職員団体の業務にもつづら従事する職員に關する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第五十六條)の規定に基き、専任休職を命ぜられた期間

(條例第十三條關係)

第十二條 條例第十三條第一項の「その勤務しないこと」とは、次に掲げる場合をいふ。

一 一 條例第十三條(第三項を除く。)(の規定により、給與を減額された場合
 二 懲戒により減給の處分を受けた場合

第十一條 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該當するときは、その期間中支給しない。

一 休職又は停職を命ぜられた期間
 二 職員団体の業務にもつづら従事する職員に關する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第五十六條)の規定に基き、専任休職を命ぜられた期間

(條例第十三條關係)

第十三條 條例第十三條第一項の「その勤務しないこと」とは、次に掲げる場合をいふ。

一 一 條例第十三條(第三項を除く。)(の規定により、給與を減額された場合
 二 懲戒により減給の處分を受けた場合

第十一條 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該當するときは、その期間中支給しない。

(條例第十三條關係)

第十四條 職員が特に承認なくして勤務しなかつた時間数は、その給與期間の全時間数によつて計算するものとし、その時間数に一時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

第十五條 條例第十四條の「正規の勤務時間」とは、勤務時間から減額する時間数をいふ。

第十六條 超勤勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給與期間の全時間数(超勤勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異なる部分ごとに各別に計算した時間数)によつて計算するものとし、この場合において一時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

第十七條 公務により旅行中の職員は、その旅行期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなす。但し、旅行目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことを、

數計算法(昭和二十五年法律第六十一號)の規定を準用する。

(條例第十八條關係)

第二十一條 條例第十八條に規定する「當直勤務」とは、廣島市當直服務規則(昭和二十四年十一月十日廣島市規則第五十三號)の規定に基き勤務又はこれに準ずる勤務をいふ。

附 則

一 この規則は、昭和二十六年四月一日から施行する。
 二 左に掲げる規則は、廢止する。
 廣島市職員給與條例施行規則(昭和二十五年四月二十日廣島市規則第六號)
 廣島市超勤勤務手当支給規則(昭和二十五年四月二十日廣島市規則第七號)

別表第一

條例第十三條の規定に基き「勤務しないこと」の承認期間の基準

一 傳染病預防法による交通しや	特に承認を與える期間	同
二 風水害火災その他の非常災害による交通しや	同	右
三 風水害火災その他の天災地變による職員の見住居の滅失又は破損	一週間をこえない範囲内でそのつぎ必要と認められる期間	同
四 その他交通機関の事故等の不可抗力の原因	そのつぎ必要と認められる期間	同
五 職務に關し、被告人、被告人、公判官、裁判所、地方公共団体の議會その他の官公署の職務	同	右
六 選挙権その他公衆としての権利の行使	同	右
七 所属部署の事務又は事業の全部又は一部が停止又は事業の全部が一時停止したとき(註)官風の來襲等による事故を含むものとする。	同	右

八 地方公務員法第三十九條及び第四十二條の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の實施

九 負傷又は疾病(豫防注射又は豫防接種による著しい發熱等の場合を含む。)

十 職員の分へん

十一 生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理日において勤務すること著しく困難である女子職員の生理休暇

十二 忌引

十三 年末年始の休暇

備考	右の基準並びに別表第二に、特に承認を與える期間中一定日数又は週数もしくは年数で示されているものは、その日数、週数及び年数中に勤務を要しない日及び休日を含むものとする。
別表第二	忌引日数表
死亡した者	忌引日数
一 直系親族	血族 父母 七日 子 五日 兄弟姉妹 三日 配偶者 三日
二 二親等の直系親族	血族 祖父母 三日 孫 三日 兄弟姉妹(兄弟姉妹) 三日 配偶者 三日
三 三親等の直系親族	血族 祖父母 三日 孫 三日 兄弟姉妹(兄弟姉妹) 三日 配偶者 三日

職員に對し、且つ、その勤務時間につき明確に證明できるものについては、超過勤務手当を支給する。

(條例第十五條關係)

第十八條 條例第十五條第二項に規定する休日給は、休日に特に勤務を命ぜられた職員のみでなく、休日に當然勤務することになつてゐる交替制勤務、現場勤務等の職員についても支給する。

2 休日給は、休日における正規の勤務時間中における労働時間中にして支給する。休日において正規の勤務時間を超えて勤務した部分については、超過勤務手当を支給される。

3 休日給は、休日における正規の勤務時間中における労働時間中にして支給する。休日において正規の勤務時間を超えて勤務した部分については、超過勤務手当を支給される。

4 公務により旅行中の職員に對する休日給については、第十七條の規定を準用する。

5 一勤務が二日にまたがる勤務でその一日が休日に當るときは、休日給は、休日における勤務に對するのみ支給する。

(條例第十六條關係)

第十九條 條例第十六條に規定する夜勤手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた労働時間中にして支給する。

2 條例第十六條の規定による午後十時から翌日の午前五時までの間に於ける正規の勤務時間中の勤務の中に休日にある部分がある場合には、その部分の勤務に對しては、休日給を支給する。

(條例第十七條關係)

第二十條 條例第十七條の「給料の月額」とは、條例その他の規定により給料を減らされているときでも、本来受けるべき給料の月額とする。但し、減額により減給処分を受けている場合は、その期間に限り減額された給料額を以て「給料の月額」とする。

21 條例第十七條の規定による「勤務一時期間当りの給與額」に一回未満の端数が生じたときは、圓庫用納金等編

備考
一 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
二 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の繼承を受
別紙様式第一のイ

扶養親族認定申請書

昭和二十六年四月二日提出

所屬課長印

年月日

認定	課長	主任	係	月	日

（証明書通添付）

一 一般職の職員に給與に關する條例第九條の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族として次の
の扶養者数を計し、配偶者第一子第二子その他
の扶養者数を記入する。

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居、別居、別職	業種	収入額	備考

備考
一 添付する證明書は原則として官公署の發行するものとし、任命権者は實情に應じて證明書の發行者及び様式を指定することができる。
二 任命権者は扶養の事實について證明書の必要を認めないとき、又は證明書の提出が申請書の提出時に間に合わないときは、任命権者の責任において、この申請書のみで認定することができる。
三 備考欄には、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものであることを證明するに足る事實を具体的に、且つ、詳細に記入すること。
四 年収額欄には、勤務所得ばかりでなく資産所得、事業所得等もあれば、所得の種類ごとにその金額を記入すること。

けた者は、一親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。
三 葬祭のため遠隔の地におもむく必要のある場合には、實際に要した往復日数を加算することができる。

別紙様式第一のロ

扶養親族減少届

昭和二十六年四月二日提出

所屬課長印

年月日

認定	課長	主任	係	月	日

任命権者 勤務部局長 氏名印

（証明書通添付）

一 一般職の職員に給與に關する條例第九條の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族が次のとおりその要件を欠くに至りましたのでお届けたります。

氏名	続柄	生年月日	要件	欠くに	事由

この届出前、配偶者第一子第二子その他計
の扶養者数を記入する。

給料等の支給に關する規則をここに公布する。
昭和二十六年三月三十日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第九十四號
給料等の支給に關する規則
（目的）
第一條 この規則は、一般職の職員に關する條例（昭和二十六年三月三十日廣島市條例第六十二號、以下「條例」という。）第七條第二項及び第二十條の規定に基づき、給料等の支給に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

（給料の支給）
第二條 職員の一般職期間の給料は、その月二十一日に支給する。但しその日が休日又は日曜日に當るときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日でない日に支給する。
三 市長は、必要を認めるときは、前項の規定による支給日を繰り上げることができる。
第三條 給與期間中給料の支給日以後において新たに職員となつた者及び給與期間中給料の支給日以前において離職し又は死亡した職員には、その際給料を支給する。
第四條 職員が、職員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病災害、婚嫁、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために、給料を請求した場合には、給與期間中給料の支給日以前であつても、請求の日までの日割計算（その給與期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算、以下同じ。）により、その際支給する。
第五條 職員が休職を命ぜられ、停職処分を受け、若しくは職員団体の業務にまつら従事する職員に關する條例（昭和二十六年三月三十日廣島市條例第五十六號）の規定に基き休職（以下「専従休職」という。）を與えられた場合は、専従休職中は「専従休職の終了により職務に復歸した場合におけるその給與期間の給料は、日割

計算によりこれを支給する。給與期間の初日から引き續いて休職又は専従休職中にある職員が給料の支給日後に職務に復歸した場合には、その給料をその際支給する。
（扶養手当の支給）
第六條 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
（勤務地手当の支給）
第七條 勤務地手当は、給料の支給方法に準じて支給する。但し、給料及び扶養手当が日割計算により算出されている場合には、その給料及び扶養手当の合計額に支給割合を乗じた額を勤務地手当として支給する。
（超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び當直手当）
第八條 超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び當直手当は、一の給與期間の分を次の給與期間における給料の支給日に支給する。但し、職員が第四條の規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給する。
（雜則）
第九條 この規則に定めるものの外、給料、扶養手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び當直手当の支給に關し必要な事項は、別に市長が定める。

この規則は、昭和二十六年四月一日から施行する。

地方自治法第二百四十七條による市長の職務代理者の順序に關する規則をここに公布する。
昭和二十六年四月一日

廣島市長代理 廣島市助役 奥田達郎

廣島市規則第一號
地方自治法第二百四十七條による市長の職務代理者の順序に關する規則
第一條 地方自治法第二百四十七條第一項の規定による市長の職務を行つた事務員については、この規則の定める順序による。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

廣島市児童文化會館條例施行規則をここに公布する。
昭和二十六年四月一日

廣島市長代理 廣島市助役 奥田達郎

廣島市規則第二號
廣島市児童文化會館條例施行規則
第一條 この規則は、廣島市児童文化會館條例（以下「條例」という。）の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。

第二條 條例第七條により、廣島市児童文化會館に運営委員會（以下「委員會」という。）を置く。

第三條 委員會は、市長の諮問に應じ、各種の事業の企画實施につき調査審議するものとする。

第四條 委員會は、委員若干名をもつて組織する。

第五條 委員は、本市吏員、専任職員、各種文化團體の役員中から市長が任命又は委嘱する。

第六條 委員長は、委員の互選とする。

第七條 委員長は、會務を統理し、委員會を代表する。

第八條 委員長は、その職務を代理する委員をあらかじめ選任しておかなければならない。

この規則は、公布の日から施行する。

第四條 委員の任期は、一年とし、再任を妨げない。但し、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五條 委員會は、市長の要請があるとき又は必要の都度、委員長が招集する。

第六條 前各條に定めるものの外、委員會に關し必要な事項は、委員長が別に定める。

第七條 本館の使用について市長が承認したときは、條例第八條の額出人に別記様式の使用許可證を交付する。

第八條 條例第十條第二項の映寫機等の使用料は、左の區分により徴収する。但し、使用者は市長が選定する。

一 映寫機 一時間につき 二四〇円

二 擴聲装置一式 一時間につき 一一〇円

第九條 本市又は廣島縣並びに縣、市教育委員會が單獨に使用するときは、使用料を徴収しない。

第十條 實施日以外の日で、準備又は練習に於ける場合は、條例別表使用料の各項の半額とする。

第十一條 前各項の外、市長が特別の事情があるを認めるときは、使用料を減免することができる。

第十二條 第九條 條例第十三條の賠償額は、その都度市長が決定する。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

使用許可證

昭和二十六年四月二日

廣島市長代理 廣島市助役 奥田達郎

氏名

住所

使用許可證

昭和二十六年四月二日

廣島市長代理 廣島市助役 奥田達郎

廣島市轉出證明書交付手数料等徴收規則をここに公布す
昭和二十六年四月一日
廣島市長代理 奥 田 達 郎
廣島市助役 奥 田 達 郎

廣島市規則第三號
廣島市轉出證明書交付手数料等徴收規則

第一條 地方公共団体手数料令(昭和二十二年政令第三百二十七號)第一條の規定により、轉出證明書等の交付に關する手数料は、一件につき、左の各號に掲げる額を徴収する。
一 轉出證明書交付手数料 二十四
二 旅行證明書交付手数料 十
市収入證紙規則の定める手数料の納入に關しては、廣島市収入證紙規則の定めるところによる。
第三條 既納の取扱料は、申請又は届出事項の變更若しくは取消の場合においてもこれを還付しない。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示 (甲)

廣島市告示第百三號

三月二十二日市議会の議決を経た昭和二十五年年度廣島市歳入出予算追加更正の要領は次の通りである。但し、この予算は即日これを施行する。
昭和二十六年三月二十二日
廣島市長 濱 井 信 三

- 五、國庫支出金 金壹億參千五百七十八万六千五百參拾五圓
一、國庫補助金 金壹億參千五百四拾六万五千四百九拾四圓

廣島市告示第百四號

三月二十二日市議会の議決を経た昭和二十五年年度廣島市特別會計水道事業費歳入出予算追加更正の要領は次の通りである。但し、この予算は即日これを施行する。
昭和二十六年三月二十二日
廣島市長 濱 井 信 三

- 六、國庫支出金 金壹千六百貳拾八万七千貳拾六圓
一、補助金 金壹千六百貳拾八万七千貳拾六圓

廣島市告示第百五號

三月二十二日市議会の議決を経た昭和二十五年年度廣島市歳入出予算追加更正の要領は次の通りである。但し、この予算は即日これを施行する。
昭和二十六年三月二十二日
廣島市長 濱 井 信 三

- 一、水道費 金壹億七千參百參拾四万四千八百拾四圓
一、上水經常費 金七千六百九拾貳万壹千參百拾四圓
三、水道事業費 金壹千參百九拾八萬圓
四、水道復舊事業費 金貳千貳拾壹萬圓
五、災害復舊事業費 金七百九拾八万六千圓
六、水道應急改良事業費 金壹千貳拾六萬圓
七、失業應急事業費 金四百四拾六万壹千八百八拾八圓
二、公債費 金七百八拾貳千七百七拾四圓
二、利子 金四百八拾貳万參百貳拾八圓
歳入出差引殘金なし

廣島市告示第百八號

東側警町二丁目 信濃橋三郎外六十
七名(新増築)

特別會計建設費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。但し、この豫算は即日これを施行する。
昭和二十六年三月二十二日
廣島市長 濱 井 信 三

- 昭和二十五年年度廣島市特別會計建設費歳入出豫算追加更正
歳入
一、國庫支出金 金貳億七百五拾五万四千九百貳拾七圓
一、補助金 金貳億六百拾壹万四千九百貳拾七圓
四、市債 金壹億四千四百七拾五萬圓
一、市債 金壹億四千四百七拾五萬圓
歳入合計 金五億四千六百八拾八万貳百四拾四圓

廣島市告示第百七號

三月二十二日市議会の議決を経た昭和二十五年年度廣島市特別會計建設費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。但し、この豫算は即日これを施行する。
昭和二十六年三月二十二日
廣島市長 濱 井 信 三

- 四、使用料及手数料 金七千四拾四万參千七百七拾四圓
一、使用料 金五千九拾七万六千參百壹圓
歳入合計 金拾億八千七拾參万九百六圓

廣島市告示第百十號

三月二十八日市議会の議決を経た昭和二十六年年度廣島市歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。但し、この豫算は即日これを施行する。
昭和二十六年三月二十八日
廣島市長 濱 井 信 三

- 九、雑収入 金五千參百參拾七万七千五百五拾六圓
三、物品貸拂代金 金七拾万五千八百九拾圓
歳入合計 金拾億九千八百四万六千七百四拾貳圓
歳入出差引殘金なし

廣島市告示第百六號
三月二十二日市議会の議決を経た昭和二十五年年度廣島市歳入出予算追加更正の要領は次の通りである。但し、この予算は即日これを施行する。
昭和二十六年三月二十二日
廣島市長 濱 井 信 三

- 一、建設費 金四億七千四百七拾八万七千六百參拾貳圓
一、記念施設費 金貳千六百五拾五万壹千圓
二、區劃整理費 金六千五百八拾貳万壹千圓
三、街路費 金壹千七百八拾貳万七千壹千圓
七、下水費 金六千八百七拾五萬六千圓
八、公共空地整備費 金參百九拾九萬參千圓
九、住宅建設費 金七千七百八拾壹万參千參拾圓
十、學校修繕費 金壹億參千五百貳拾九萬參百圓
十一、建築費 金壹千貳百拾九萬六千圓
歳出合計 金五億四千六百八拾八万貳百四拾四圓
歳入出差引殘金なし

廣島市長決定分
舟入川口町 佐々木幸夫外百二十九名(新増築)
二葉の里 鐵道砂利工業株式會社外千三百七十五名(新増築)

廣島市長決定分
松原町 梁仁煥外七百八名(新増築)
右の者の地方税法第四百十二條による家屋の評定貨賃價格決定について同法第四百十五條に準じ、自三月二十八日の十日間廣島市役所資産課において關係者の縦覧に供する。
昭和二十六年三月二十六日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十六年廣島市歳入出豫算

- 一、市税 金六億參百拾万八千七百拾五圓
- 一、普通税 金五億四千九百七拾万貳千貳百九拾五圓
- 二、舊法による稅收入 金五千參百四拾万六千四百貳拾四圓
- 二、地方財政平衡交付金 金五千六百參拾四萬千圓
- 一、地方財政平衡交付金 金五千六百參拾四萬千圓
- 三、公企業及財產收入 金四拾九万五千九拾貳圓
- 一、基本財産收入 金參拾壹万八千八百五拾圓
- 二、彌補救助基金收入 金貳千七百六拾圓
- 三、積立金收入 金九千參拾六圓
- 四、財產收入 金拾六万六千四百四拾四圓
- 五、財產賣拂代金 金貳圓
- 四、使用料及手数料 金八千參百七拾四万壹千參百五拾八圓
- 一、使用料 金六千五拾五万五千八百八拾五圓
- 二、手数料 金貳千參百拾八万六千七百七拾參圓
- 五、國庫支出金 金壹億六千七百七拾四万參千六百六拾五圓
- 一、國庫補助金 金壹億六千七百七拾四万貳千六百貳拾圓
- 二、補助金 金參拾貳万壹千四百拾五圓
- 六、縣支出金 金壹千七百六拾九万貳千五百八拾四圓
- 一、交付金 金九拾七万參千六百五拾四圓
- 二、補助金 金壹千六百七拾壹万八千九百參拾四圓
- 七、寄附金 金壹圓
- 一、寄附金 金壹圓
- 八、繰入金 金四億貳拾万四千五百六拾六圓
- 一、繰入金 金四億貳拾万四千五百六拾六圓
- 九、繰越金 金一圓
- 一、前年度繰越金 金一圓
- 十、雜收入 金壹千四百六拾六万八千八百九拾貳圓
- 一、納付金 金八拾四万四千六百六拾圓
- 二、辨償金及報償金 金四拾八万壹千五百六拾壹圓
- 三、物品賣拂代金 金四拾五万貳千四圓
- 四、利子 金五拾八万參千七百六拾八圓

市税延滞金

- 五、市税延滞金 金六拾万八千九百四拾四圓
- 六、繰入金 金四億五拾五万五千九百六拾四圓
- 七、雜入 金五拾四万貳千貳圓
- 八、過年度收入 金壹圓
- 十一、市債 金壹億貳千三百九拾九萬圓
- 一、市債 金壹億貳千三百九拾九萬圓
- 一、市債 金壹億貳千三百九拾九萬圓
- 歳入合計 金拾億六千五百八拾九万壹千參百七拾四圓
- 歳入合計 金拾億六千五百八拾九万壹千參百七拾四圓

生活保護費

- 一、生活保護費 金九千六百九拾四万五拾參圓
- 二、民生委員費 金參拾四万壹千四百六拾四圓
- 三、民生委員事務所費 金五拾九萬圓
- 四、隣保館費 金六拾九万四千參百參拾四圓
- 五、保健院費 金參百五拾七万六千四百四拾壹圓
- 六、保育所費 金九百八拾參万九千九拾參圓
- 七、厚生課費 金貳百四拾四万參千八百四圓
- 八、公園費 金四拾四万九千五百參拾壹圓
- 九、兒童福祉費 金壹千參百六拾八万九百四拾壹圓
- 十、母子寮費 金參拾六万七拾貳圓
- 十一、失業対策事業費 金壹億參千參拾貳万九千九百九拾四圓
- 十二、養老院費 金參百五拾七万七千四百八拾七圓
- 十三、乳兒院費 金百七拾參万壹千貳圓
- 七、保健衛生費 金參千四百四拾七万四千四百四拾七圓
- 一、保健所費 金參百八拾六万七千貳百四拾八圓
- 二、性病診療所費 金六拾六万參千九百參拾四圓
- 三、傳染病診療所費 金六拾貳拾壹万四千六拾四圓
- 四、鼠疫昆虫消毒費 金參百五拾九万六千貳百四圓
- 五、トラホーム豫防費 金八万六千六圓
- 六、結核豫防費 金貳百參万六千參百七拾貳圓
- 七、性病豫防費 金拾壹万四千九百六拾四圓
- 八、舟入病院費 金百五拾九万四千貳百拾八圓
- 九、衛生試験検査費 金參拾六万參千四圓
- 十、診療所費 金百參拾七万五千五拾四圓
- 十一、下水道費 金七億四拾四万九千九百五拾六圓
- 十二、下水道調査費 金拾八万九千九百貳拾五圓
- 十三、汚物處理費 金四億四拾壹万五千四拾五圓
- 十四、尿場費 金四拾九万壹千四百壹圓
- 十五、火葬場費 金五拾八万壹千六百六圓
- 十六、体育費 金五拾參万九百參拾壹圓
- 十七、衛生課費 金五拾万貳千九百九拾四圓
- 十八、狂犬病豫防費 金四拾壹万參千五百五拾壹圓
- 八、産業經濟費 金貳千八百五拾八万貳千六百六拾四圓
- 一、配給諸費 金拾五万參千五百貳拾八圓

- 二、商工諸費 金八百六拾貳万五千貳百圓
- 三、農水産諸費 金九拾貳万五千參百八拾圓
- 四、農地委員會費 金六拾万六千九百六拾圓
- 五、農薬調整委員會費 金八拾壹万參千貳百四拾圓
- 六、家畜市場費 金五拾五万四千六百參拾貳圓
- 七、灌溉諸費 金七拾五万六千五百七拾七圓
- 八、工業指導所費 金百八拾壹万七千參百八拾四圓
- 九、觀光港灣諸費 金六百貳拾万參千五百圓
- 十、中央卸賣市場費 金貳百五拾七万七千四百參拾四圓
- 十一、國統綜合指導所費 金貳百四万八千八百五拾三圓
- 十二、土地改良費 金五拾万圓
- 十三、農業水利事業費 金貳百万圓
- 九、財產費 金七億參万七千九拾五圓
- 一、基本財産生成費 金拾七万七千貳百八拾七圓
- 二、財產管理費 金六億八拾五万九千八百八圓
- 一、統計調査費 金百五拾万參千八百八拾五圓
- 二、統計調査費 金百五拾万參千八百八拾五圓
- 一、選挙費 金九億九拾四万七千七百六拾六圓
- 二、選挙費 金九億九拾四万七千七百六拾六圓
- 三、警察宣傳費 金貳拾七万七千七百四圓
- 三、市長及市議會費 金百參拾五万壹千八百七拾四圓
- 四、市長及市議會費 金貳百五拾貳万壹千五百四拾八圓
- 五、市長及市議會費 金五拾四万貳千九百貳拾九圓
- 六、選挙執行費 金八百八拾五万九百四拾四圓
- 一、公債費 金貳千六百六拾壹万貳千貳百拾壹圓
- 二、元金償還金 金貳千六百六拾壹万貳千貳百拾壹圓
- 三、利子 金六億四拾八万圓
- 三、諸費 金壹圓
- 十三、檢査費 金壹百六万圓
- 一、檢査費 金壹百六万圓

- 十四、監査委員費 金百六拾六万九千九百貳圓
- 一、監査委員費 金百六拾六万九千九百貳圓
- 十五、諸支用金 金九千八百六拾七万七千九百六拾貳圓
- 一、公金取扱費 金七拾九万六千五百五拾壹圓
- 二、訴訟費 金貳圓
- 三、滞納處分費 金五万七千四圓
- 四、特別會計繰出金 金六千貳百八拾四万八千八百九拾九圓
- 五、繰越金 金四百五拾五万五千九百六拾圓
- 六、字回其他調整費 金參拾九万九千四百四圓
- 七、過年度支出 金百六拾七万八千七百四圓
- 八、雜支出 金貳百六拾九万九千四百拾參圓
- 九、災害救助除費 金六拾貳万參千四百參拾參圓
- 十、東京出張所費 金五拾四万六千七百七拾四圓
- 十一、綠化週間實施費 金五万六千四百四圓
- 十二、廣報費 金百貳拾參万九千參百九拾圓
- 十三、自轉車費補助費 金參百拾六万參千九百八拾四圓
- 十四、第六回國民体育大會諸費 金貳千拾万參千四百拾四圓
- 十六、豫備費 金貳百万圓
- 一、豫備費 金貳百万圓
- 歳入合計 金拾億六千五百八拾九万壹千參百七拾四圓
- 歳入合計 金拾億六千五百八拾九万壹千參百七拾四圓

- 二、給水工事費收入 金千參百拾六万七千四百貳拾九圓
- 一、給水工事費收入 金千參百拾六万七千四百貳拾九圓
- 三、雜收入 金八百五拾拾万貳千八百五圓
- 一、雜入 金八百五拾拾万貳千八百五圓
- 四、公企業及財產收入 金貳百七拾五万圓
- 一、物件賣拂代金 金貳百七拾五万圓
- 五、繰入金 金壹圓
- 一、一般會計より繰入金 金壹圓
- 六、國庫支出金 金千貳百五拾六万圓
- 一、補助金 金千貳百五拾六万圓
- 七、市債 金壹億五千六百貳拾八万圓
- 一、市債 金壹億五千六百貳拾八万圓
- 八、繰越金 金壹圓
- 一、前年度繰越金 金壹圓
- 歳入合計 金參億六拾八万八千貳百拾貳圓
- 歳入合計 金參億六拾八万八千貳百拾貳圓
- 一、水道費 金貳億九千六百貳千四百八拾六圓
- 一、經營費 金壹億五百六拾四万八千六百六圓
- 二、給水工事費 金千四百七拾參千八百七拾九圓
- 三、配水管費 貳百五拾万圓
- 四、水道事業費 金千八百八拾四万圓
- 五、水道復舊事業費 金壹圓
- 六、第四期水道復舊事業費 金壹億五千圓
- 二、公債費 金六百參拾壹万五千五拾九圓
- 一、元金償還金 金六百參拾壹万五千五拾九圓
- 三、利子 金壹圓
- 三、諸支用金 金四億貳拾壹万四千五百六拾六圓
- 一、操出金 金四億貳拾壹万四千五百六拾六圓
- 二、過年度支出 金參万圓
- 四、予備費 金壹圓
- 一、予備費 金壹圓
- 歳出合計 金參億六拾八万八千貳百拾貳圓
- 歳入出清引残金なし

廣島市告示第百十一號

本月二十八日市議会の議決を経て昭和二十六年度廣島市特別会計水道事業費歳入出豫算の要領は、次の通りである。但し、この豫算は四月一日よりこれを施行する。

昭和二十六年三月二十八日

廣島市長 濱 非 信

一、使用料及手数料金壹億八百拾四万七千九百七拾六圓
二、使用料 金壹億六百七拾五万七千七百八拾八圓
三、手数料 金五百拾九万六千八百八拾八圓

廣島市告示第百十二號

本月二十八日市議会の議決を経た昭和二十六年度廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算の要領は、左の通りである。但し、この豫算は、昭和二十六年四月一日より施行する。

昭和三十二年三月二十八日 廣島市長 濱 井 信 三

- 昭和三十二年度廣島市特別會計 公益質屋費歳入出豫算
- 歳入
- 一、貸付金より生ずる収入 金五拾四万六千四
- 1 貸付金より生ずる収入 金五拾四万六千四
- 二、雑収入 金壹万四
- 1 雑収入 金壹万四
- 三、貸付金戻入 金四百六拾万四
- 1 貸付金戻入 金四百六拾万四
- 四、繰入金 金貳拾五万貳千四
- 1 繰入金 金貳拾五万貳千四
- 五、前年度繰越金 金壹万四
- 1 前年度繰越金 金壹万四
- 歳入合計 金五百參拾九万八千貳百四
- 歳出
- 一、事務費 五拾九万七千壹百四
- 1 事務費 金五拾九万七千壹百四
- 二、貸付金 金四百八拾万四
- 1 貸付金 金四百八拾万四
- 三、諸支出金 金壹万四
- 1 雑支出 金壹万四
- 四、豫備費 金千四
- 1 予備費千四
- 歳出合計 金五百參拾九万八千貳百四
- 歳入出差引殘金なし

廣島市告示第百十三號

本月二十八日市議会の議決を経た昭和二十六年度廣島市特別會計奨學資金歳入出豫算の要領は、左の通りである。但し、この豫算は、昭和二十六年四月一日より施行する。

昭和三十二年三月二十八日 廣島市長 濱 井 信 三

- 昭和三十二年度廣島市特別會計奨學資金 歳入出豫算
- 歳入
- 一、資金収入 金千五百七拾九四
- 1 資金収入 金千五百七拾九四
- 歳入合計 金千五百七拾九四
- 歳出
- 一、奨學費 金千五百七拾九四
- 1 奨學費 金千五百七拾九四
- 歳出合計 金千五百七拾九四
- 歳入出差引殘金あれば各々の資金に組入れるものとする。

廣島市告示第百十四號

本月二十八日市議会の議決を経た昭和二十六年度廣島市特別會計天滿町外部落有財産歳入出豫算の要領は、左の通りである。但し、この豫算は、昭和二十六年四月一日より施行する。

昭和三十二年三月二十八日 廣島市長 濱 井 信 三

- 昭和三十二年度廣島市特別會計天滿町外部落有財産歳入出豫算
- 歳入
- 一、財産収入 金四四
- 1 財産収入 金四四
- 歳入合計 金四四
- 歳出
- 一、財産費 金四四

廣島市告示第百十五號

本月二十八日市議会の議決を経た昭和二十六年度廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算の要領は、左の通りである。但し、この豫算は、昭和二十六年四月一日より施行する。

昭和三十二年三月二十八日 廣島市長 濱 井 信 三

- 昭和三十二年度廣島市特別會計 用品調達費歳入出豫算
- 歳入
- 一、繰入金 金貳百五拾九万六千八百拾九四
- 1 繰入金 金貳百五拾九万六千八百拾九四
- 二、繰越金 金壹万四
- 1 前年度繰越金 金壹万四
- 三、繰替金収入 金五百万四
- 1 繰替金収入 金五百万四
- 四、雑収入 金壹万四
- 1 雑収入 金壹万四
- 歳入合計 七百五拾九万六千八百拾九四
- 歳出
- 一、用品調達費 金七百五拾九万六千八百拾九四
- 1 事務費 金貳百五拾九万六千八百拾九四
- 2 用品調達費 五百万四
- 歳出合計 金七百五拾九万六千八百拾九四
- 歳入出差引殘金なし

廣島市告示第百十六號

本月二十八日市議会の議決を経た昭和二十六年度廣島市特別會計建設費歳入出豫算の要領は左の通りである。但し、この豫算は、四月一日よりこれを施行する。

昭和三十二年三月二十八日 廣島市長 濱 井 信 三

- 昭和三十二年度廣島市特別會計建設費歳入出豫算
- 歳入
- 一、橋梁復舊費 金貳千七百七拾參万九千五百六拾九四
- 1 橋梁復舊費 金貳千七百七拾參万九千五百六拾九四
- 二、特別會計繰出金 金九拾參万六千六百五拾參四
- 歳入合計 金八千八百六拾貳万八千九百九拾四
- 歳入出差引殘金なし
- 歳出
- 十四、保育所建設費 金百參万八百九四
- 十五、職災者救済費 金百貳拾貳万七千七百六拾八四
- 並 施設費 金百貳拾貳万七千七百六拾八四
- 七、保健衛生費 金參千參百四
- 十九、保健所復舊費 金參千參百四
- 八、産業經濟費 金壹千五百五拾九万九千參百九拾五四
- 十四、中央卸賣市場 金壹千四拾九万九千參百九拾五四
- 十五、農地災害復舊費 金五百拾万四
- 十五、災害土木復舊費 金貳千七百七拾參万九千五百六拾九四
- 一、橋梁復舊費 金貳千七百七拾參万九千五百六拾九四
- 十六、諸支出金 金九拾參万六千六百五拾參四
- 四、特別會計繰出金 金九拾參万六千六百五拾參四
- 歳入合計 金八千八百六拾貳万八千九百九拾四
- 歳入出差引殘金なし

廣島市告示第百十八號

三月二十八日市議会の議決を経た昭和二十六年度廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算追加の要領は、次の通りである。但し、この豫算は、四月一日よりこれを施行する。

昭和三十二年三月二十八日 廣島市長 濱 井 信 三

- 昭和三十二年度廣島市特別會計 水道事業費歳入出豫算追加
- 歳入
- 一、繰入金 金拾八万五千貳百五拾四
- 1 繰入金 金拾八万五千貳百五拾四
- 二、公企業及財産収入 金七万八千四
- 1 物件貸付代金 金七万八千四
- 六、國庫支出金 金五百七拾七万八千四
- 一、補助金 金五百七拾七万八千四
- 七、市債 金五百七拾七万八千四
- 一、市債 金五百七拾七万八千四

し、この予算は、昭和二十六年四月一日より施行する。

昭和三十二年三月二十八日 廣島市長 濱 井 信 三

- 昭和三十二年度廣島市特別會計 建設費歳入出豫算
- 歳入
- 一、公企業及財産収入 金五百拾万四千七百五拾四
- 1 財産賣拂代金 金五百拾万四千七百五拾四
- 二、國庫支出金 金參億六千六拾參万八千八百
- 1 補助金 金參億五千九百拾九万八千八百
- 2 交付金 金百四拾四万四
- 三、繰入金 金六千万四
- 1 繰入金 金六千万四
- 四、雑収入 金四百八拾万七千七百九拾貳四
- 1 雑収入 金四百八拾万七千七百九拾貳四
- 五、市債 參億八千參百八拾万四
- 1 市債 金參億八千參百八拾万四
- 六、繰越金 金壹万四
- 1 前年度繰越金 金壹万四
- 七、換地清算徴収金 金壹万四
- 1 換地清算徴収金 金壹万四
- 歳入合計 金八億千四百參拾四万四千參百四拾四
- 歳出
- 一、建設費 金七億八千六拾八万四千
- 1 記念施設費 金四千貳百拾四万九千四
- 2 區劃整理費 金八千貳百九拾六万五千四
- 3 街路費 金七千五百拾貳万參千四
- 4 重要幹線街路費 金千五百拾万貳千四
- 5 路面補装費 金千貳百九万四千四
- 6 橋梁費 金六千五百七拾六万四
- 7 下水費 金壹億千五百五拾五万九千四
- 8 公共空地整備費 九百八拾六万九千四
- 9 都市公共施設整備費 金八拾五拾五万四千四
- 10 住宅建設費 壹億四千七拾七万貳千四

廣島市告示第百十七號

三月二十八日市議会の議決を経た昭和二十六年度廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但し、この豫算は、四月一日よりこれを施行する。

昭和三十二年三月二十八日 廣島市長 濱 井 信 三

- 昭和三十二年度廣島市歳入出豫算追加
- 歳入
- 六、繰越金 金壹千四百六拾九万九千九拾八四
- 二、補助金 金壹千四百六拾九万九千九拾八四
- 九、繰越金 金四千五百四拾參万七千九拾六四
- 一、前年度繰越金 金四千五百四拾參万七千九拾六四
- 十一、市債 金貳千八百五拾万四
- 一、市債 金貳千八百五拾万四
- 歳入合計 金八千八百六拾貳万八千九百九拾四
- 歳出
- 三、警察消防費 金九百拾万四
- 一、警察費 金九百拾万四
- 六、社会労働施設費 金貳百貳拾五万貳千五百七拾七四

八、繰越金 金壹千貳百八拾壹万九千五百円
 一、前年度繰越金 金壹千貳百八拾壹万九千五百円
 歳入合計 金貳千四百五拾六万七千五百拾四円

歳入出 出
 一、水道費 金貳千四百參拾七万五千五百円
 一、經營費 金六百万円
 五、水道復舊事業費 金五百六拾七万六千五百円
 七、水道應急改良事業費 金壹百拾四万參千四
 八、災害復舊事業費 金壹千五百五拾五万六千四
 二、公債費 金拾八万五千貳百五拾四
 一、元利償還金 金拾八万五千貳百五拾四
 歳出合計 金貳千四百五拾六万七千五百拾四円
 歳入出差引殘金なし

廣島市告示甲第百十九號

本月二十八日市議會の議決を経た、昭和二十六年度廣島市特別會計建設費歳入出豫算追加の要領は、左の通りである。但し、この豫算は、昭和二十六年四月一日より施行する。

昭和二十六年三月二十八日
 廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十六年度廣島市特別會計建設費歳入出豫算追加

歳入 入
 三、繰入金 金九拾參万六千六百五拾參円
 一、繰入金 金九拾參万六千六百五拾參円
 六、繰越金 金參千九百貳拾八万八千四百拾五円
 一、前年度繰越金 金參千九百貳拾八万八千四百拾五円
 歳入合計 金四十四萬貳千七百九拾七円

歳出 出
 一、建設費 金四十四萬貳千七百九拾七円
 11 學校營繕費 金參千七百四拾壹万六千五百拾參円
 12 建設費 金貳百八拾壹万四千四百拾四円

歳出合計 四千貳拾貳万四千七百九拾七円
 歳入出差引殘金なし

廣島市告示甲第百二十號

昭和二十六年三月三十日
 廣島市長 濱 井 信 三
 廣島市立工業專門學校は、昭和二十六年三月三十一日限り廢止する。

廣島市告示甲第百二十一號

昭和二十六年三月三十一日
 廣島市長 濱 井 信 三
 本年四月任期満了に因る市の議會の議員及び長の選舉に伴う公職資格審査申請期間については、さきに昭和二十六年三月二十五日をもつて締切つたのであるが、今般更に左記により取扱うこととなつたから手續されたい。

公職資格審査調査表提出期間
 昭和二十六年四月一日から
 昭和二十六年四月三日まで

廣島市告示甲第百二十二號

三月三十一日市議會の議決を経た昭和二十五年年度廣島市歳入出予算追加の要領は、次の通りである。但し、この予算は即日これを施行する。

昭和二十六年三月三十一日
 廣島市長 濱 井 信 三
 昭和二十五年年度廣島市歳入出予算追加

歳入 入
 十、雜收入 金八拾万圓
 三、物品賣拂代金 金八拾万圓

歳入合計 金八拾万圓
 歳出合計 金八拾万圓
 歳入出差引殘金なし

廣島市告示甲第百二十三號

昭和二十六年三月三十一日
 廣島市東部土地區劃整理地區
 整理施行者 廣島市長 濱 井 信 三
 土地立入りについて
 震災復興土地區劃整理事業施行上、左記により土地立入りをなすから、都市計画法第十二條及び耕地整理法第七條の規定により、次の通り告示する。

一、目的 土地測量又は検査をなし、障害の竹、木、土、石等を移轉若しくは除却せしめるため
 一、場所 廣島市東部土地區劃整理地區及び其の周邊土地一帯

自昭和二十六年四月一日、日没より日没まで
 至昭和二十七年三月三十一日、日没まで
 一、右目的の從事者は、身分證明書を携帯する。

廣島市告示甲第一號

廣島市長濱井信三は、昭和二十六年三月三十一日、辭任した。

昭和二十六年四月一日
 廣島市長代理 廣島市助役 奥 田 達 郎

廣島市告示甲第二號

市長辭任のため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十

皆貸田張所主任を命ずる
 昭和二十六年三月二十四日 工業指導所長 勝 盛 豊 一
 願により本職を免ずる
 事務吏員 江口 松 芳
 工業指導所長事務取扱を命ずる
 昭和二十六年三月三十日 廣島市助役 大島 六 七 男
 願により本職を免ずる
 昭和二十六年三月三十一日 事務吏員 押 岩 正 人
 總務局徴収課勤務を命ずる
 昭和二十六年三月三十一日 事務吏員 田 村 博 文
 願により本職を免ずる
 昭和二十六年三月三十一日 事務吏員 加 島 忠 雄
 廣島市職員就業規則第三十七條第一項第四號により休職を命ずる
 昭和二十六年四月一日 事務吏員 山 本 智 章

公安委員會告示

廣島市公安委員會遵照規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和二十六年三月二十日
 廣島市公安委員會

七號) 第五十二號第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から廣島市助役奥田達郎が、その職務を代理する。

昭和二十六年四月一日
 廣島市長代理 廣島市助役 奥 田 達 郎

公安委員會告示第七號

廣島市公安委員會遵照規程(昭和二十四年度廣島市公安委員會告示第七號)の一部を次のように改正する。

第一條中「権限に於いて」の下に「法令の定める」を加える。

第二條中「免許」を削る。

第三條中「又はその代理人(以下營業者という)」を「又は所持者(以下該當者という)」に改め、聽聞を受ける營業所、營業場、營業場を「營業者」に對してはその營業所を所持者に對してはその住所を管轄する警察署前」に改める。

第五條、第六條、第七條、第八條、第十一條、第十二條、第十三條、第十四條、第十五條中「營業者」を「該當者」に改める。

第十六條中「指令書(別紙様式第三號)」を「營業者に對しては別紙様式第三號、所持者に對しては別紙様式第四號による指令書」に改める。

第十七條第三號の次に次の一號を加える。

第四號様式 行政處分指令書

廣公委第 號
 所持の種類
 本 籍
 住 所
 職 業
 氏 名
 生 年 月 日

何々法何條によりこの指令書交付の日から銃砲又は刀劍類の所持許可を取消す。

昭和 年 月 日
 廣島市公安委員會

附 則
 この規程は、昭和二十五年十一月二十日から適用する。

辭令

喜生園勤務を命ずる
 事務吏員 三 好 利 三 郎

建設局給務課勤務を命ずる
 筆 本 慈

建設局土木課勤務を命ずる
 松 本 利 明

民生局保健課勤務を命ずる
 竹 中 忠 雄

建設局住宅課勤務を命ずる
 石 井 忠 忠

民生局体育課勤務を命ずる
 手 島 悟

段原出張所主任を命ずる
 川 村 正 男

總務局徴収課勤務を命ずる
 渡 部 數 雄

雜報

三月の市議會において左記のまかり議決された。

(三月二十二日)
 一、第百五十八號議案 昭和二十五年年度廣島市歳入出予算追加更正 原案可決
 一、第百六十號議案 昭和二十五年年度廣島市警察施設整備費公債方法中變更について 原案可決

- 一、第百六十一號議案 昭和二十五年廣島市消防資材整備費公債方法中變更について 原案可決
- 一、第百六十二號議案 昭和二十五年廣島市農地災害復舊費公債方法中變更について 原案可決
- 一、第百六十三號議案 昭和二十五年廣島市保健所復舊事業費公債方法 原案可決
- 一、第百五十九號議案 學校廢止について 原案可決
- 一、第百六十四號議案 昭和二十五年廣島市特別會計水道事業費歳入出予算追加更正 原案可決
- 一、第百六十五號議案 昭和二十五年廣島市特別會計水道事業費公債方法中變更について 原案可決
- 一、第百六十六號議案 昭和二十五年廣島市特別會計建設費歳入出予算追加更正 原案可決
- 一、第百六十七號議案 昭和二十五年廣島市特別會計建設費公債方法中變更について 原案可決
- 一、第百六十八號議案 古鐵管賣却契約締結の同意について 原案承認
- 一、第百六十九號議案 契約締結の承認について 原案承認
- 一、第百七十號議案 契約締結の同意について 原案同意
- 一、第百七十一號議案 契約締結の同意について 原案同意
- 一、第百七十二號議案 契約締結の同意について 原案同意
- 一、第百七十三號議案 財産の取得について 原案可決
- 一、第百七十四號議案 財産の處分について 原案可決

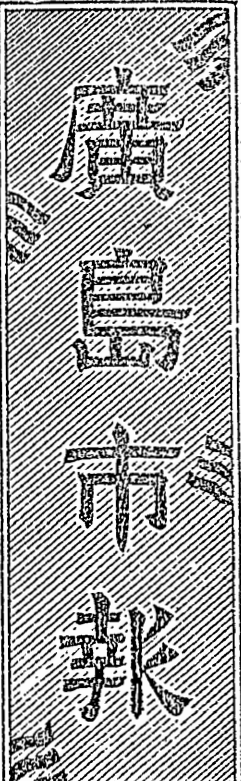
- 一、第百七十五號議案 昭和二十五年廣島市歳入出予算追加 原案可決
- 一、第百七十六號議案 昭和二十五年廣島市特別會計建設費歳入出予算追加更正 原案可決
- 一、第百七十七號議案 昭和二十五年廣島市特別會計建設費公債方法中變更について 原案可決
- 一、第百七十八號議案 契約締結の同意について 原案同意
- 一、第百七十九號議案 契約締結の承認について 原案承認
- (三月二十八日)
- 一、市議會議員辭職許可について 辭職許可
- 一、第一號議案 昭和二十六年廣島市歳入出予算 修正議決
- 一、第二號議案 廣島市職員定数條例の全部を改正する條例制定について 原案可決
- 一、第三號議案 廣島市報關並びに費用辨償條例の一部を改正する條例制定について 同 右
- 一、第四號議案 廣島市稅條例の一部を改正する條例制定について 同 右
- 一、第五號議案 廣島市児童文化會館條例制定について 同 右
- 一、第六號議案 廣島市尿尿汲取手数料條例の一部を改正する條例制定について 同 右
- 一、第七號議案 廣島市下水道條例の一部を改正する條例制定について 同 右
- 一、第八號議案 廣島市立淺野圖書館設置條例制定について 同 右
- 一、第九號議案 昭和二十六年廣島市土木費公債方法 同 右
- 一、第十號議案 昭和二十六年廣島市警察費公債方法 原案可決

- 一、第十一號議案 昭和二十六年廣島市消防資材整備費公債方法 同 右
- 一、第十二號議案 昭和二十六年廣島市消防施設整備費公債方法 同 右
- 一、第十三號議案 昭和二十六年廣島市失業對策事業費公債方法 同 右
- 一、第十四號議案 昭和二十六年廣島市保育所建設費公債方法 同 右
- 一、第十五號議案 昭和二十六年廣島市農業水利事業負擔金公債方法 同 右
- 一、第十六號議案 昭和二十六年廣島市特別會計水道事業費歳入出予算 同 右
- 一、第十七號議案 昭和二十六年廣島市水道事業費公債方法 同 右
- 一、第十八號議案 昭和二十六年廣島市特別會計公益賃屋費歳入出予算 同 右
- 一、第十九號議案 昭和二十六年廣島市特別會計獎學資金歳入出予算 同 右
- 一、第二十號議案 昭和二十六年廣島市特別會計天滿町外部落有財產歳入出予算 同 右
- 一、第二十一號議案 昭和二十六年廣島市特別會計用品調達費歳入出予算 同 右
- 一、第二十二號議案 昭和二十六年廣島市特別會計建設費歳入出予算 修正議決
- 一、第二十三號議案 昭和二十六年廣島市建設事業費公債方法 原案可決
- 一、第二十四號議案 財産の處分について 同 右
- 一、第二十五號議案 年度内一時借入金について 同 右
- 一、第二十六號議案 一般職の職員に關する條例制定について 同 右
- 一、第二十七號議案 特別職の職員に關する條例制定について 同 右
- 一、第二十八號議案 廣島市旅費條例の一部を改正する條例制定について 同 右

- 一、第二十九號議案 昭和二十六年廣島市歳入出豫算追加 同 右
- 一、第三十號議案 職員に關する義務の特例に關する條例制定について 同 右
- 一、第三十一號議案 職務に専念する義務の特例に關する條例制定について 同 右
- 一、第三十二號議案 職員に關する義務の特例に關する職員に關する條例制定について 同 右
- 一、第三十三號議案 職員團體の登録に關する條例制定について 同 右
- 一、第三十四號議案 職員團體の行方交渉に關する條例制定について 同 右
- 一、第三十五號議案 昭和二十六年廣島市保健所復舊事業費公債方法 同 右
- 一、第三十六號議案 昭和二十六年廣島市災害土木復舊事業費公債方法 同 右
- 一、第三十七號議案 昭和二十六年廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算追加 同 右
- 一、第三十八號議案 昭和二十六年廣島市特別會計水道事業費公債方法中變更について 同 右
- 一、第三十九號議案 昭和二十六年廣島市特別會計建設費歳入出豫算追加 同 右
- 一、第四十號議案 財産の取得について 同 右
- 一、第四十一號議案 市長選挙に於ける立會演說會に關する條例制定について 同 右
- 一、第四十二號議案 學校廢止について 同 右
- 一、第四十三號議案 區域外營遺物施設の處定について 同 右
- 一、第四十四號議案 廣島市議會議員定数條例制定について 修正議決
- 一、第百八十號議案 昭和二十五年廣島市歳入出予算追加 原案可決

- 一、市交際費議會議費調査委員長報告 委員長報告可決
- 一、昭和二十四年度廣島市各經濟歳入出決算 認定
- 一、市長退職の同意について 退職同意
- (三月三十一日)
- 一、第百八十一號議案 昭和二十五年廣島市歳入出予算追加 原案可決
- 一、第百八十二號議案 契約締結の同意について 原案同意
- 一、厚生委員會正副委員長選任の件 委員五選

- 一、第十一號議案 昭和二十六年廣島市消防資材整備費公債方法 同 右
- 一、第十二號議案 昭和二十六年廣島市消防施設整備費公債方法 同 右
- 一、第十三號議案 昭和二十六年廣島市失業對策事業費公債方法 同 右
- 一、第十四號議案 昭和二十六年廣島市保育所建設費公債方法 同 右
- 一、第十五號議案 昭和二十六年廣島市農業水利事業負擔金公債方法 同 右
- 一、第十六號議案 昭和二十六年廣島市特別會計水道事業費歳入出予算 同 右
- 一、第十七號議案 昭和二十六年廣島市水道事業費公債方法 同 右
- 一、第十八號議案 昭和二十六年廣島市特別會計公益賃屋費歳入出予算 同 右
- 一、第十九號議案 昭和二十六年廣島市特別會計獎學資金歳入出予算 同 右
- 一、第二十號議案 昭和二十六年廣島市特別會計天滿町外部落有財產歳入出予算 同 右
- 一、第二十一號議案 昭和二十六年廣島市特別會計用品調達費歳入出予算 同 右
- 一、第二十二號議案 昭和二十六年廣島市特別會計建設費歳入出予算 修正議決
- 一、第二十三號議案 昭和二十六年廣島市建設事業費公債方法 原案可決
- 一、第二十四號議案 財産の處分について 同 右
- 一、第二十五號議案 年度内一時借入金について 同 右
- 一、第二十六號議案 一般職の職員に關する條例制定について 同 右
- 一、第二十七號議案 特別職の職員に關する條例制定について 同 右
- 一、第二十八號議案 廣島市旅費條例の一部を改正する條例制定について 同 右



號 外

昭和二十六年 四月三日 發行 (火曜日)

發行人所

廣 島 市 役 所

電話 廣島市國泰寺町三九... 中二三五〇六番... 中三三〇九六番... 中六六七九六番... 中六六五六九番... 中六六五七七番... 中六六五八七番... (秘書課)

◎選舉管理委員會規則

公職選舉法第百四十一條の規定による選舉運動のために使用される自動車、機體及船舶等の制限に關する規則をここに公布する。

昭和二十六年四月三日 廣島市選舉管理委員會 委員長 平井 憲太郎

廣島市選舉管理委員會規則第一號

選舉運動のために使用される自動車、機體及び船舶等の制限に關する規則

第一條 公職選舉法(以下法さいう)第百四十一條(自動車、機體及び船舶の使用)第二項の規定による證明書は、別記第一號様式による。 第二條 法第百四十一條第三項(自動車等の表示)の規定による表示は、別記第二號様式により廣島市選舉管理委員會において交付する表示板を用い、それぞれ當時外部から見易い場所に、これを掲示しなければならない。

法第百四十一條(自動車機體及船舶の使用)第二項の規定による證明書の交付を受けようとする者は、廣島市選舉管理委員會に對し別記第三號様式より申請書を作成しなければならぬ。 第二條 前條第二項の表示板を紛失し、又は破損したためその再交付を受けようとする者は、廣島市選舉管理委員會に對して第一項の證明書に理由書添えて申請しなければならぬ。この場合において、破損したためその申請をするものは、破損した表示板を返付しなければならない。

この規則は、公布の日から施行する。 別記第一號様式(證明書の様式)

證明書 (船)第 號 自(撥) 姓名 住所 施行の選挙日 昭和 何年 何月 何日 廣島市選舉管理委員會印

第二號様式(表示板の様式) 昭和何年何月何日發行 廣島市選舉管理委員會印

第三號様式(申請書の様式)

自動車(機體) (船舶) 使用證明書及び表示板交付申請書 一、自動車(機體) (船舶) 使用證明書及び表示板 今回執行の何議會議員(委員、市長) 選挙に立候補届出 しましたので右證明書及び表示板の交付を受けたく申請 致します。 昭和 何年 何月 何日 候補者 氏 名 印 廣島市選舉管理委員會委員長氏名あて

公職選舉法第百四十二條の規定による選舉運動のために頒布することのできる通常葉書の交付及び同法第百四十九條第一項の規定による選舉運動のためにする新聞廣告等のための候補者證明書に關する規則をここに公布する。 昭和二十六年四月三日 廣島市選舉管理委員會 委員長 平井 憲太郎

廣島市選舉管理委員會規則第二號 選舉運動に使用する通常葉書及び新聞廣告等のための候補者證明書に關する規則 選挙長は、候補者の届出又は抽籤届出があつたときは、當該候補者が公職選舉法(以下法さいう)第百四十二條(文字圖画の頒布)の規定による通常葉書を郵便局から交付を受けるため又は法第百四十九條(新聞廣告)第一項の規定による新聞廣告のため必要な候補者證明書を別記第一號様式及び第二號様式により調製し候補者一人につきそれ

この規則は、公布の日から施行する。
別記
第一號様式（通常選挙の證明書様式）

有 着 票 者 證 明 書	氏 名	何々
何々	氏 名	何々
住 所	住 所	何々
生 年 月 日	生 年 月 日	何々
立 候 補 届 出 月 日	立 候 補 届 出 月 日	何々
上 記 の 者 は 何 々 候 補 者 として 立 候 補 の 届 出 を 認 認 理 した も の で あ る こ と を 認 明 す る	昭 和 何 年 何 月 何 日	何々
何 々 選 挙 区 長	氏 名	何々
何 々 選 挙 区 長	氏 名	何々
考 査 日 付	考 査 日 付	何々
考 査 時 間	考 査 時 間	何々
考 査 場 所	考 査 場 所	何々
考 査 員	考 査 員	何々

第二號様式（新聞廣告の證明書様式）
新聞廣告證明書
何 議 會 議 員（何 市 長）候 補 者 證 明 書
住 所 候 補 者 氏 名
生 年 月 日
黨 派 別
立 候 補 届 出 月 日

右の者は何議會議員（何市長）候補者として立候補の届出を受理したものであることを證明する。
昭 和 何 年 何 月 何 日
何 選 挙 区 長 氏 名
廣 告 掲 載 新 聞 社 名
昭 和 何 年 何 月 何 日
廣 告 掲 載 希 望 月 日
昭 和 何 年 何 月 何 日
廣 島 市 選 挙 管 理 委 員 會 委員 長 平 井 憲 太 郎

公職選挙法第四十四條の規定による選挙運動のため使用するポスターの検印に関する規則をここに公布する。
昭 和 二 十 六 年 四 月 三 日
廣 島 市 選 挙 管 理 委 員 會 委員 長 平 井 憲 太 郎

廣島市選挙管理委員会規則第三號
選挙運動のために使用するポスターの検印に関する規則

第一條 公職選挙法（以下法という。）第四百四十四條第二項（ポスターの検印）の規定によつて廣島市選挙管理委員会が行う検印は、別記第一號様式によつて作製した印を用いるものとする。

第二條 法第四百四十四條第二項（ポスターの検印）の規定によつて廣島市選挙管理委員会の検印を受けようとする者は、別記第二號様式による申請書にポスターを添えて提出しなければならない。

第三條 検印を受けようとするポスターには、あらかじめ掲示責任者の住所及び氏名を記載しておかなければならない。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

第一號様式（検印の様式）
備 考
一寸法は直徑四、五釐とする
二検印は朱又は黒色で捺印する

第二號様式（ポスター検印申請書様式）

ポスター検印申請書
一、ポスター 枚
今 回 執 行 の 何 選 挙 に 立 候 補 届 出 致 し ま し た の で 右 の ポ ス タ ー に 検 印 を 受 け た く 申 請 致 し ま す
昭 和 何 年 何 月 何 日
候 補 者 氏 名
廣 島 市 選 挙 管 理 委 員 會 委 員 長 氏 名 宛 へ
名 〇

公職選挙法第四十八條第二項の規定による選挙運動に関する新聞又は雑誌を掲示することが出来る場所を指定する規則をここに公布する。
昭 和 二 十 六 年 四 月 三 日
廣 島 市 選 挙 管 理 委 員 會 委員 長 平 井 憲 太 郎

廣島市選挙管理委員会規則第四號
選挙運動に関する新聞紙等の掲示場所を指定する規則

第一條 新聞を掲示するに出来る場所
新聞の種類によつてそれぞれ次のとおりとする。
一、一般商業新聞については、當該新聞を發行する會社の本社、支社、支局（個人が發行する新聞については、主たる事務所及びその他の事務所）及び販賣店の店頭等當該新聞を掲示することを常例とする場所
二、政黨その他の政治団体、労働組合、文化的目的で結成された諸団体等の發行する機関紙については、その本部、支部及びその他の事務所等當該新聞を掲示することを常例とする場所
三、いわゆる業界新聞については、當該新聞を發行する団体等の主たる事務所及びその他の事務所並びに販賣店の前等當該新聞を掲示することを常例とする場所

第二條 雑誌を掲示するに出来る場所
雑誌の發行所及び販賣店等雑誌を掲示することを常例とする場所

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公職選挙法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の

に立會うことができる。
（指定期日後の参加申出者の演説の順序）
第五條 法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の規定により準用する法第五十七條第一項（立會演説會への指定期日後の参加）の規定による届出のあつた候補者が加わることが出来る立會演説會の演説の順序は、第三條第一項の期日までに申出をした候補者の後とする。
前項の場合において一の立會演説會に新たに加わらるべき候補者が二人以上あるときは、第三條第二項（立會演説會への指定期日後の参加の届出）の届出の到達の順によりその到達が同時であるときは、くじで定める。
（演説の順序等の通知）
第六條 法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の規定により準用する法第五十六條第五項（指定期日までに参加届をした者の演説順序の通知）及び法第五十七條第三項（指定期日後に参加届をした者の演説順序の通知）の規定による候補者に対する通知は、第三條（立會演説會への指定期日後の参加の届出）の届出の到達の順によりその到達が同時であることを、くじで定める。
（立會演説會の開催に関する告示）
第七條 法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の規定により準用する法第五十八條（立會演説會開催の周知方法）第一項の規定による立會演説會の開催に関する告示は、別記第二號様式により、廣島市選挙管理委員会において予め定められた場所にこれをする。
前項の告示における候補者の氏名及び黨派別の記載の順序は、當該立會演説會における候補者の演説の順序による。
第一項における告示の場所については、別に廣島市選挙管理委員会において定める。
（立會演説會開催の周知）
第八條 前條第一項に規定する告示の外、立會演説會の開催を選舉人に周知するため、適宜の手段を講ずることが出来るものとする。
（立會演説會場の表示）
第九條 法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の規

規定によりする立會演説會開催に関する規則をここに公布する。
昭 和 二 十 六 年 四 月 三 日
廣 島 市 選 挙 管 理 委 員 會 委員 長 平 井 憲 太 郎

廣島市選挙管理委員会規則第五號
選挙運動のためにする立會演説會開催に関する規則

（この規則の適用範囲）
第一條 この規則は、公職選挙法（以下法という。）第六十條の二（任意制公營立會演説會）による市長選挙について適用する。
（立會演説會を開催すべき単位）
第二條 法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の規定による立會演説會を開催すべき単位は、選挙の都府廣島市選挙管理委員会において別にこれを定める。
（立會演説會への参加の届出）
第三條 法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の規定により準用する法第六十五條第一項（立會演説會への参加）の規定による立會演説會に加入するべき旨の届出の期日は、選挙の期日の告示の日から五日目とする。
法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の規定により準用する法第五十七條（立會演説會の指定期日後の参加）の規定により立會演説會への指定期日後に立會演説會に加入する旨の届出は、最初に加入するべき立會演説會の日前四日までにしなければならぬ。
立會演説會に加入するべき旨の届出書は、別記第一號様式により、これを製しなければならぬ。
（指定期日までに参加申出者の演説の順序）
第四條 法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の規定により準用する法第五十六條第四項（演説の順序決定のくじ）の規定により各立會演説會における候補者の演説の順序を定めるくじは、選挙期日の告示の日から六日目に於て行う。
法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の規定により準用する法第五十六條第一項（立會演説會への参加）の中川をした候補者又はその代理人は、前項のくじ

に立會うことができる。
（指定期日後の参加申出者の演説の順序）
第五條 法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の規定により準用する法第五十七條第一項（立會演説會への指定期日後の参加）の規定による届出のあつた候補者が加わることが出来る立會演説會の演説の順序は、第三條第一項の期日までに申出をした候補者の後とする。
前項の場合において一の立會演説會に新たに加入するべき候補者が二人以上あるときは、第三條第二項（立會演説會への指定期日後の参加の届出）の届出の到達の順によりその到達が同時であることを、くじで定める。
（演説の順序等の通知）
第六條 法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の規定により準用する法第五十六條第五項（指定期日までに参加届をした者の演説順序の通知）及び法第五十七條第三項（指定期日後に参加届をした者の演説順序の通知）の規定による候補者に対する通知は、第三條（立會演説會への指定期日後の参加の届出）の届出の到達の順によりその到達が同時であることを、くじで定める。
（立會演説會の開催に関する告示）
第七條 法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の規定により準用する法第五十八條（立會演説會開催の周知方法）第一項の規定による立會演説會の開催に関する告示は、別記第二號様式により、廣島市選挙管理委員会において予め定められた場所にこれをする。
前項の告示における候補者の氏名及び黨派別の記載の順序は、當該立會演説會における候補者の演説の順序による。
第一項における告示の場所については、別に廣島市選挙管理委員会において定める。
（立會演説會開催の周知）
第八條 前條第一項に規定する告示の外、立會演説會の開催を選舉人に周知するため、適宜の手段を講ずることが出来るものとする。
（立會演説會場の表示）
第九條 法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の規

定により準用する法第五十八條（立會演説會開催の周知方法）第二項の規定による立會演説會場の表示並びに立會演説會場における候補者の氏名及び黨派別の告示は、別記、第三號様式によりこれをする。
第七條（立會演説會の告示）第二項の規定は、前項の候補者の氏名及び黨派別の告示について準用する。
（立會演説會の施設の程度）
第十條 立會演説會を開催する場合において照明、演壇、聴衆席等立會演説會開催のために必要な設備（暖房を除く。）を要する。
前項の規定によりなすべき設備につきその程度その他必要な事項は、別に廣島市選挙管理委員会において定める。
（立會演説會の司會者）
第十一條 廣島市選挙管理委員会は、予め委員又は書記の中から立會演説會の司會者、演説をする候補者の氏名、黨派の紹介等立會演説會を司會する者（以下司會者という。）を定めておくものとする。
司會者は、法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の規定により準用する法第五十九條（立會演説會場の秩序保持）の規定による秩序保持のために予め必要な措置をするものとする。
演説會場において司會者は、これを表示する服装の類をつけておるものとする。
（立會演説會における代理演説者）
第十二條 法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の規定により準用する法第五十四條（立會演説會における演説者）第二項の規定により候補者に代つて演説しようとするものは、別記第四號様式に準じて演説しようとする旨の告示を、別記第四號様式に準じて演説しようとする旨の廣島市選挙管理委員会に届出なければならぬ。
（立會演説會の演説時間）
第十三條 立會演説會において演説しようとする候補者は、自己の演説を開始すべき時間までに立會演説會に來なければならぬ。但し、自己の演説を開始すべき時刻

定により準用する法第五十八條（立會演説會開催の周知方法）第二項の規定による立會演説會場の表示並びに立會演説會場における候補者の氏名及び黨派別の告示は、別記、第三號様式によりこれをする。
第七條（立會演説會の告示）第二項の規定は、前項の候補者の氏名及び黨派別の告示について準用する。
（立會演説會の施設の程度）
第十條 立會演説會を開催する場合において照明、演壇、聴衆席等立會演説會開催のために必要な設備（暖房を除く。）を要する。
前項の規定によりなすべき設備につきその程度その他必要な事項は、別に廣島市選挙管理委員会において定める。
（立會演説會の司會者）
第十一條 廣島市選挙管理委員会は、予め委員又は書記の中から立會演説會の司會者、演説をする候補者の氏名、黨派の紹介等立會演説會を司會する者（以下司會者という。）を定めておくものとする。
司會者は、法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の規定により準用する法第五十九條（立會演説會場の秩序保持）の規定による秩序保持のために予め必要な措置をするものとする。
演説會場において司會者は、これを表示する服装の類をつけておるものとする。
（立會演説會における代理演説者）
第十二條 法第六十條の二（任意制公營立會演説會）の規定により準用する法第五十四條（立會演説會における演説者）第二項の規定により候補者に代つて演説しようとするものは、別記第四號様式に準じて演説しようとする旨の告示を、別記第四號様式に準じて演説しようとする旨の廣島市選挙管理委員会に届出なければならぬ。
（立會演説會の演説時間）
第十三條 立會演説會において演説しようとする候補者は、自己の演説を開始すべき時間までに立會演説會に來なければならぬ。但し、自己の演説を開始すべき時刻

後に立會演説會場にきた場合においても、その時刻が自
己の演説時間内であるときは、その時間内に限り演説す
ることが出来る。

(立會演説會における演説者の演説の中止)
第十四條 立會演説會において自己の演説の時間を超過し
てもなお演説をやめない者があるときは、廣島市選挙管
理委員會は、これをやめさせるものとする。

(立會演説會が開催不能の場合の措置)
第十五條 天災その他避けることのできない事故により立
會演説會を開催することができないときは、廣島市選挙管理委
員會は、直ちにその旨を告示するものとする。

前項の場合廣島市選挙管理委員會は、當該立會演説會
に代るべき立會演説會を開催することが出来るものとする。

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第一號様式(立會演説會参加届様式)

立會演説會場参加届
候補者 氏名
黨派 何々
住所 都(道府縣)何郡(市)何町
(村)大字何(町)何番地
選挙 昭和何年何月何日執行の廣島
市長選挙

演説の順位

第一希望	第二希望
順位開催月日	順位開催月日
場	場

右第一希望の順位により難いときは、第二希望の順位

により、なお第二希望の順位にもより難いときは公職選
挙法第六十條の二の規定により準用する公職選挙法第
百五十六條第三項の規定により決定せられることを諒承
し、立會演説會に参加することを届け出ます。

昭和何年何月何日
氏名 印

廣島市選挙管理委員會委員長氏名あて
第二號様式(立會演説會の揭示様式)

廣島市長選挙立會演説會

日時	何月何日午後何時
會場	何々
参加市長候補者	黨派氏名

第三號様式(立會演説會の表示様式)

廣島市長 立會演説會場
候補者 廣島市選挙管理委員會
備考 寸法は縦二米以上横三十糎以上とする。

(立會演説會場における候補者の氏名等の揭示様式)
(その二)
黨派 氏名
備考 寸法は縦一、五米以上横二十五糎以上とする。
第四號様式(代理演説者の證明書様式)
代理演説者の證明書
氏名
生年月日
住所

右の者は、昭和何年何月何日、何々で開催される立會
演説會において、私に代つて演説するものであることを
證明する。
昭和何年何月何日
廣島市長候補者 氏名 印

廣島市選挙管理委員會委員長氏名あて
公職選挙法第九十二條第二項及び第四項の規定による
選挙運動に關する収入及び支出の報告書の要旨の公表及び
報告書の閲覧の請求並びにその方法に關する規則をここに
公布する。
昭和二十六年四月三日
廣島市選挙管理委員會
委員長 平井 憲太郎

廣島市選挙管理委員會規則第六號

選挙運動に關する収入及び支出の報告書の
要旨の公表等に關する規則
第一條 公職選挙法(以下法という。)第九十二條(報
告書の公表、保存及び閲覧)第二項の規定による報告書
の要旨の公表は、廣島市役所前の市揭示場に揭示する。
第二條 法第九十二條(報告書の公表、保存及び閲覧)
第四項の規定による報告書の閲覧は、廣島市選挙管理委
員會事務局において執務時間中にしなければならない。
第三條 報告書の閲覧は、廣島市選挙管理委員會事務局に
備付の閲覧簿に所定の事項を記入し、指定された場所
でなければならない。
第四條 報告書は、指定された場所以外に持ち出してはなら
ない。
第五條 報告書は、てい重に取扱ひ、破損、汚損又は加筆等の
行為をしてはならない。
第六條 前三項の規定に違反する者に對しては、係員、はその
閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止する。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則



No. 60

昭和二十六年四月二十日發行

(金曜日)

廣島市役所

廣島市國泰寺町三九

電話 中二三五一番 中三〇六六番 中三〇九四番 中三七〇五番 中一六五八番 中一六五七番 中一六五九番 (市會事務局) (秘書課) (會計課)

目次

規則

廣島市養老院條例施行規則制定... 廣島市公印保管使用規則の一部改正... 廣島市警察條例第九條による派出所及び駐在所の位置名稱及び管轄區域等に関する規則の一部改正...

告示

昭和二十六年度廣島市特別會計建設費歳入出予算追加... 家屋の評定貸賃價格決定について... 第二十回換地予定地變更指定及び第五回換地等發表について... 家屋の評定貸賃價格決定について... 廣島市指定水道工事店新規指定並びに繼續指定申請の受付期間について... 昭和二十六年度廣島市畜犬登録及び狂犬病予防注射實施について... 廣島市中央卸賣市場における買入人の納付すべき保證金について... 衛生監視員と糞粉夫について...

教育委員會告示

選舉運動のために個人演說會の施設の公費の納付すべき費用額に関する規則の廢止...

教育委員會告示

選舉運動のために個人演說會の施設の公費の納付すべき費用額に関する規則の廢止...

教育委員會訓令

廣島市教育委員會事務局課長代決規程... 廣島市教育委員會文書規程の一部改正...

市議會告示

選舉運動のために個人演說會に關する公營のため納付すべき費用の額について...

辭令

出張所管區別人口世帯比較増減表... 戸籍上の市勢...

雜報

規則

廣島市養老院條例施行規則をここに公布する。昭和二十六年四月三日 廣島市長代理 廣島市助役 嶋田達郎

廣島市規則第四號

廣島市養老院條例施行規則

第一條 本院に入院保護を受けようとする者は、入院願(別記第一號様式)を市長に提出しなければならない。第二條 入院の許可を受けた者は、締約書(別記第二號様式)を提出し、指定の日時に入院しなければならない。

式)を提出し、指定の日時に入院しなければならない。指定の日時に入院しないときは許可を取消することがある。

第三條 本院の收容定員は、一〇〇名とする。但し、市長において必要と認めるときは、定員をこえて收容し又は定員内でも收容しないことができる。

第四條 本院は、左の各條の一に該當する者を收容する。一 本市に居住する満六十才以上の老齢者で、生活保護法の適用を受ける者 二 その他市長において、入院を必要と認める者

第五條 院長は、清潔保持のため、毎月一回又は必要の都度、藥品をもつて、院内の消毒を行わなければならない。

第六條 院長は、毎月定期に、收容者の健康診斷を實施しなければならない。

第七條 院長は、健康な收容者に對して、適當な作業を與えることができる。

第八條 院長は、收容者の意見又は希望を尊重し、その處遇の改善に努めなければならない。

第九條 院長は、死亡、異院その他收容者に異動があつたときは、直ちに、市長に報告しなければならない。

第十條 院長は、收容者月報(別記第三號様式)を翌月七日までに、市長に提出しなければならない。

第十一條 職員は、次の各條に該當するときは、直ちに、本院に參集し、收容者の救助等機關の設置をたらなければ

ばならない。

- 一 院内若しくは附近に火災があるとき
- 二 その他非常事態等に際し必要あるとき
- 三 第十二條 收容者は、使用室の清潔整理並びに自己の衣服の補修洗濯等に自己の身邊の清潔保持に留意しなければならない。
- 四 第十三條 收容者は、院長の許可を得ないで、左に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 外出及び外泊
 - 二 内職
 - 三 院内で支給する以外の飲食
 - 四 室内での火氣使用
 - 五 金銭の貸借
- 五 第十四條 收容者は、この規則に定めるものの外、保護指導又は管理に関する院長の指示に従わなければならない。

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年二月五日から適用する。

附 則

(第一號様式)

本籍地	入院願
職業	氏名
住所	年 月 日 生
備考	本願書には左記書類の添付を要す
	1 戸籍謄本 一通
	2 財産目録 一通

(第二號様式)

誓約書

この度入院を許可されましたが、入院中は諸規定並びに職員長の御指示を堅く遵守します。

昭和 年 月 日

本籍地 住 所 氏 名

廣島市長 殿 生 年 月 日

(第三號様式)

月分收容者状況報告 昭和 年 月 日

性別	入院	退院	死亡	その他	現在員
男					
女					

年令別調査表

年令	人員	年令	人員	年令	人員	年令	人員
15-20		21-25		26-30		31-35	
36-40		41-45		46-50		51-55	
56-60		61-65		66-70		71-75	
76-80		81-85		86-90		91-95	
96-100							

大體者 氏名 生年月日 退院、死亡者 氏名 生年月日 臨時收容による受診患者氏名 その他 備考

女子は()を附して再掲すること

廣島市公印保管使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年四月四日 廣島市長代理 奥田達郎

廣島市規則第五號

廣島市公印保管使用規則の一部を改正する規則

廣島市公印保管使用規則(昭和二十三年五月十七日規則第十三號)の一部を次のように改正する。

第一條中「第五號」の次に次の一號を加え、「第六號」を「第七號」に改める。

六 局長印

第二條の「別表」を次のように改める。

「收入役代理者印」の次に次の通り加え、「隣、出張所長印」を「隣、出張所長印」に改める。

局長印) 篆書 方二十五純 総務課

「楯形」の下に次の通り加え、(ハ)を(イ)に改める。

廣島市長代理 奥田達郎

廣島市規則第六號

廣島市警察條例第九條による派出所及び駐在所の位置、名稱及び管轄區域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年四月六日 廣島市長代理 奥田達郎

廣島市警察條例第九條による派出所及び駐在所の位置名稱及び管轄區域等に関する規則(昭和二十四年十二月三十一日規則第六十五號の二)の一部を次のように改正する。

廣島市告示甲第三號

廣島市長決定分 中島新町 藤川マサヨ外二百二十六名(家屋新築)

金屋町 石田増吉外七十五名(家屋増築)

右の者の地方税法第四百十二條による家屋の評定貨賃價格決定について、同法第四百十五條に準じ、自四月五日至四月十四日の十日間廣島市役所資産課において関係者の縦覧に供する。

昭和二十六年四月二日 廣島市長代理 奥田達郎

廣島市告示甲第四號

第二号回換地予定地變更指定及び第五号回換地予定地指定取消中未發表のもの發表について

一、換地予定地變更指定

廣島特別都市計画事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記の土地は、土地區劃整理委員会の諮問を経て換地予定地が變更決定しましたから、関係者は東部復興事務所にて詳細承知して下さい。

二、土地所有者に対する換地予定地の指定通知書は、土地の所有届を提出済の人にだけ送達します。なお土地所有届を未だ提出されていない人は、至急提出して下さい。

三、今回發表の土地を賣買又は譲渡するときは、必ず事前に東部復興事務所協議の上で御取組願います。万一御連絡がな場合いには、決定した換地を取消すことになることありますから是非連絡して下さい。

四、この換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については指定致します。

昭和二十六年四月四日 廣島市長代理 奥田達郎

廣島市告示甲第五號

廣島縣知事決定分 金屋町 小川勝外三百五十七名(家屋新築)

舟入木町 高原義雄外四十九名(家屋増築)

右の者の地方税法第四百十二條による家屋の評定貨賃價格決定について、同法第四百十五條に準じ、自四月十一日至四月二十日の十日間廣島市役所資産課において関係者の縦覧に供する。

昭和二十六年四月九日 廣島市長代理 奥田達郎

廣島市告示甲第六號

廣島市指定水道工事規則第三條及び同施行細則第二條第三條の規定により、指定水道工事府の新規指定並びに續指定申請の受付期間は、左の通りとする。

追つて、所定の申請書類を左記期間内に提出されたい。

昭和二十六年四月十日 廣島市長代理 奥田達郎

告 示 (甲)

廣島市告示甲第二號の二

東警察署轄中「驛前警部補派出所」を「驛前巡查部長派出所」に、「東雲町、尾長町、彌生町、及び東白島町巡查部長派出所」を夫々「巡查派出所」に改め、西警察署轄中「己斐町、鷹野橋、基町、横川町、親善町及び小網町巡查部長派出所」を夫々「巡查派出所」に改め、宇品警察署轄中「築港及び大河巡查部長派出所」を夫々「巡查派出所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和二十六年四月一日 廣島市長代理 奥田達郎

昭和二十六年度廣島市特別會計建設費歳入出算計追加

- 歳入
- 一、附庫支出金 金壹千九百四拾壹万四千四百圓
 - 二、補助金 金壹千九百四拾壹万四千四百圓
 - 三、繰入金 金貳千八百拾五万八千九百圓
 - 四、前年度繰越金 金貳千八百拾五万八千九百圓
 - 五、歳入合計 金四千七百五拾六万九千九百圓
- 歳出
- 一、建設費 金四千七百五拾六万九千九百圓
 - 二、學校修繕費 金四千七百五拾六万九千九百圓
 - 三、歳出合計 金四千七百五拾六万九千九百圓
 - 四、歳入出算計差金なし

廣島市告示甲第七號

狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七號)による昭和二十六年度廣島市畜犬登録及び定期狂犬病予防注射(前期分)を、左記の通り實施するから所定の期間内に畜犬登録及び予防注射を受けなければならない。

なお、登録を受けず若しくは鑑札を付けていない犬又は予防注射を受けず若しくは注射済票を付けていない犬は、捕獲されその飼主は法第二十七條の規定により、三万円以下の罰金に處せられることがある。

昭和二十六年四月十日
廣島市長代理 奥田達郎

廣島市告示甲第九號

左記の章程は、紛失の届出があつたので以後無効とする。

昭和二十六年四月十七日
廣島市代理 廣島市助役 奥田達郎

廣島市告示甲第八號

廣島市中央卸賣市場業務條例第三十九條第二項の規定による買出人の納付すべき保證金の額は、一人につき壹千円とする。

昭和二十六年四月十三日
廣島市長代理 廣島市助役 奥田達郎

の罰金に處せられることがある。

昭和二十六年四月十日
廣島市長代理 奥田達郎

廣島市助役 奥田達郎

一、畜犬登録 登録手数料 三百円
期間 昭和二十六年四月一日より (日曜、祝日を除く)
場所 廣島市保健所
當日は犬を連れて来なくてもよい
(なお、左記注射場所でも特別に取扱う。)

二、定期予防注射(前期分)
注射料 注射済票交付手数料 三百円 百三十円

注射月日 注射實施時間 注射實施の場所

五月一日火	午後一時より四時まで	三篠小学校
五月二日水	午後一時より四時まで	廣島市役所-比治山出張所
五月三日木	午後一時より四時まで	東警察署
五月四日金	午後一時より四時まで	廣島女子商業高等學校
五月五日土	午後一時より四時まで	大芝小学校
五月六日火	午後一時より四時まで	荒神小学校
五月七日水	午後一時より四時まで	江波小学校
五月八日木	午後一時より四時まで	牛田小学校
五月九日金	午後一時より四時まで	本川小学校
五月十日土	午後一時より四時まで	吉島盲啞學校
五月十一日火	午後一時より四時まで	白島小学校
五月十二日水	午後一時より四時まで	廣島市児童文化會館
五月十三日木	午後一時より四時まで	廣島市役所
五月十四日金	午後一時より四時まで	市役所
五月十五日土	午後一時より四時まで	市役所
五月十六日火	午後一時より四時まで	市役所
五月十七日水	午後一時より四時まで	市役所
五月十八日木	午後一時より四時まで	市役所
五月十九日金	午後一時より四時まで	市役所
五月二十日土	午後一時より四時まで	市役所
五月二十一日火	午後一時より四時まで	市役所
五月二十二日水	午後一時より四時まで	市役所
五月二十三日木	午後一時より四時まで	市役所
五月二十四日金	午後一時より四時まで	市役所
五月二十五日土	午後一時より四時まで	市役所
五月二十六日火	午後一時より四時まで	市役所
五月二十七日水	午後一時より四時まで	市役所
五月二十八日木	午後一時より四時まで	市役所
五月二十九日金	午後一時より四時まで	市役所
五月三十日土	午後一時より四時まで	市役所

廣島市告示甲第七號

狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七號)による昭和二十六年度廣島市畜犬登録及び定期狂犬病予防注射(前期分)を、左記の通り實施するから所定の期間内に畜犬登録及び予防注射を受けなければならない。

なお、登録を受けず若しくは鑑札を付けていない犬又は予防注射を受けず若しくは注射済票を付けていない犬は、捕獲されその飼主は法第二十七條の規定により、三万円以下の罰金に處せられることがある。

昭和二十六年四月十日
廣島市長代理 奥田達郎

廣島市告示甲第九號

左記の章程は、紛失の届出があつたので以後無効とする。

昭和二十六年四月十七日
廣島市代理 廣島市助役 奥田達郎

◎教育委員會告示

廣島市教育委員會告示第一號

公選運動法施行令第二百二十一條第二項の規定による選挙運動のためにする個人演説會の施設のために納付すべき費用の額を次の通り定める。

昭和二十六年四月三日
廣島市教育委員會
委員長 小川早苗

種別	廣島市役所	納付すべき費用額				備考
		平日	日曜	休日	夜間	
牛田小学校 特別教室	100	500	500	400	500	
芝田小学校 講堂	100	500	500	400	500	
同 普教	100	500	500	400	500	配線
尾長小学校 普教	100	500	500	400	500	配線
矢賀小学校 普教	100	500	500	400	500	配線
青崎小学校 普教	100	500	500	400	500	配線
同 普教	100	500	500	400	500	配線
比治山小学校 講堂	100	500	500	400	500	
竹賀小学校 普教	100	500	500	400	500	配線
仁保小学校 講堂	100	500	500	400	500	臨時
同 談話室	100	500	500	400	500	配線
大河小学校 講堂	100	500	500	400	500	
同 普教	100	500	500	400	500	
榎原小学校 講堂	100	500	500	400	500	
同 普教	100	500	500	400	500	配線
宇品小学校 講堂	100	500	500	400	500	
同 普教	100	500	500	400	500	配線
白島小学校 普教	100	500	500	400	500	臨時
同 講堂	100	500	500	400	500	
同 普教	100	500	500	400	500	配線
榎町小学校 普教	100	500	500	400	500	臨時
袋町小学校 普教	100	500	500	400	500	臨時
竹屋小学校 普教	100	500	500	400	500	
千田小学校 普教	100	500	500	400	500	
中島小学校 普教	100	500	500	400	500	
廣瀬小学校 普教	100	500	500	400	500	
本川小学校 普教	100	500	500	400	500	配線
神崎小学校 普教	100	500	500	400	500	
舟入小学校 講堂	100	500	500	400	500	
江波小学校 講堂	100	500	500	400	500	配線

◎教育委員會規則

廣島市教育委員會規則第一號

選挙運動の爲にする演説會の施設の公營の爲に納付すべき費用額に關する規則を廢止する規則をここに公布する。

昭和二十六年四月三日
廣島市教育委員會
委員長 小川早苗

選挙運動の爲にする演説會の施設(設備を含む)の公營の爲に納付すべき費用額に關する規則昭和二十五年十一月二十八日廣島市規則第六十六號は、廢止する。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

Table with columns for school names, types, and times. Includes schools like 天瀬小学校, 觀音小学校, 廣島學園小学校, etc.

但し右費用の額は演説會が十一月一日より三月三十一日までの間に行われる場合は七十二回を加算する。
◎教育委員會訓令
廣島市教育委員會事務局課長代決規程を次のように定める。
昭和二十六年四月十日
廣島市教育長 宮川 澄夫

廣島市教育委員會事務局課長代決規程

第一條 廣島市教育委員會事務局課長代決規程(昭和二十五年十一月十四日廣島市教育委員會規則第五號)第五條の規定に基づき、廣島市教育委員會事務局の課長に代決させる事項は、この規程の定めることによる。
第二條 各課長は次に掲げる事項を代決する。
一 法令若しくは市法規に基く諸給與金の支給に関する事項
二 所屬職員(係長以上を除く)の諸願届出處理及び除服出仕に関する事項
三 所屬職員の間外勤務及び市内出張に関する事項
四 定例又は輕易な諸證明、諸願届出處理に関する事項
五 定例又は輕易な文書處理に関する事項
六 一件五万円未満の工事以外の事業の施行に関する事項
七 一件貸貸借料年額又は總額五万円未満の財産の貸與又は借受に関する事項
第三條 總務課長は、次に掲げる事項を代決する。
一 支出及び振替命令に関する事項
二 一件一万円未満の予算流用に関する事項
三 助教諭、養護助教諭及び預員(臨時のものを除く)の任免、賞罰、服務、給與、公傷認定に関する事項
四 學校醫、齒科醫及び藥劑師の委嘱並びに解嘱に関する事項
五 退職料、遺族扶助料及び退職給與金に関する事項
六 職員(課長以上を除く)の縣内出張に関する事項
七 扶養親族の認定に関する事項
八 教育職員(諸願届出處理及び除服出仕)に関する事項
九 學齡兒童生徒の就學に関する事項
十 調査統計資料の收集に関する事項
第四條 指導課長は、次に掲げる事項を代決する。
一 教科書採擇の選定に関する事項

廣島市教育委員會事務局課長代決規程

二 定例又は輕易な學校教育指導計画の樹立及び實施に関する事項
三 學校給食の實施に関する事項
第五條 施設課長は、次に掲げる事項を代決する。
一 所屬臨時雇員の任免、給與、服務等に関する事項
二 學校施設の使用に関する事項
三 一件十万円未満の工事の施工に関する事項
四 一件十万円未満の物品の購入、修繕に関する事項
五 物品の購入並びに修繕に関する一万円未満の過剰金決定に関する事項
第六條 社會教育課長は、次に掲げる事項を代決する。
一 山陽文徳殿の運替に関する事項
二 各市立圖書館及び公民館の運替に関する事項
三 宣傳刊行物の沒收に関する事項
四 移動映寫に関する事項
第七條 前條に定める事項で、重要又は異例に屬するものは、教育長の決裁をうけなければならない。
附則
この規程は、昭和二十六年四月一日から適用する。
廣島市教育委員會文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
昭和二十六年四月十日
廣島市教育長 宮川 澄夫
廣島市教育委員會文書規程の一部を改正する訓令
廣島市教育委員會文書規程(昭和二十六年三月二日廣島市教育委員會第一號)の一部を次のように改正する。
第十二條第二號を次のように改める。

市議會告示

廣島市議會告示第一號
公職選舉法施行令第二百一十一條の規定による選舉運動のためにする個人演説會に関する公替のため納付すべき費用の額を次の通り定め、昭和二十五年十一月二十四日廣島市議會告示第一號は廢止する。
昭和二十六年四月五日
管理者 廣島市議會副議長 宮本 正夫
附則
この訓令は、昭和二十六年四月一日から適用する。

命令

廣島市議會告示第一號
廣島市議會
議事堂
納付すべき費用額
但し、右費用の額は演説會が十一月一日より三月三十一日までの間に行われる場合は、七十二回を加算する。
◎命令
事務長 和川 精護
昭和二十六年四月三日

廣島市技師吏員に任命する
 技師に補する
 十級三號俸を給する
 保健所予防課勤務を命ずる
 昭和二十六年四月十六日

山地 藤平

◎ 雜 報

出張所管區域別人口及び世帯状況
 (昭和二十六年四月一日現在)

出張所別	人口	同上前月 この比較 △減	世帯	同上前月 この比較 △減
牛田	八、六三六	八	二、四四九	五
尾長	一三、七四〇	△	三、〇七七	一四
青崎	九、六三三	△	二、三二七	一
段原	三〇、七五七	△	五、四六五	三
比治山	一六、八〇九	△	四、四六六	九
仁保	五、六九三	△	一、四四七	〇
大河	一〇、九六六	△	二、七四〇	〇
大賀	一五、七九二	△	三、九八三	〇
字品	二二、三三三	△	六、九八五	〇
似島	二二、三三八	△	五、三〇三	〇
基町	二六、七八五	△	六、九八九	〇
中央	三六、四三三	△	九、六三三	〇
十日市	二〇、四三三	△	五、一五六	〇
舟入	二二、九三三	△	三、七六六	〇
観音	一八、三六五	△	四、五四三	〇
己斐	一八、四一七	△	四、七三三	〇
三篠	一七、〇〇二	△	四、三三八	〇
草津	一三、四六五	△	三、三二五	〇
計	二九一、一一〇	△	七〇、七四七	二六

戸籍上の市勢 (昭和二十六年三月分)

種別	件数	同上		前年同月	増減
		最大	最小		
婚姻	二〇〇	二一五	一九五	二〇〇	〇
離婚	三三	三三	三三	三三	〇
出生計	一、五五二	一、四〇〇	一、六〇〇	一、五五二	〇
女	八二二	九二二	九二二	八二二	〇
男	七三〇	四七八	六七八	七三〇	〇
死亡計	一、三三三	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、三三三	〇
女	四八八	六六六	六六六	四八八	〇
男	八四五	三三四	八三四	八四五	〇
寄留届 出寄留届	五三	三三	三三	五三	〇
三三	三三	三三	三三	三三	〇
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	〇
謄抄本請求	七、八九二	四六六	九〇〇	七、八九二	〇
印鑑届	一、二六三	七〇	一、二六三	一、二六三	〇
印鑑照査	四、四八八	三三八	一、〇四一	四、四八八	〇
身分證明	七六一	六三	二八五	七六一	〇
戸籍閲覧	二七五	三三	一〇五	二七五	〇

備考 一、各項左側の数字は本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送届出たもの
 二、婚姻離婚出生、死亡は三十一日分でその他は二十六日分で計算したもの

廣島市報

號外

昭和二十六年四月二十五日發行

(水曜日)

發行所 廣島市役所

廣島市國泰寺町三九

電話
 中二三五一番
 中二六〇六番
 中三七九四番
 中三六六一番
 中一六五八番
 中一六五八番

市會事務局
 中二三五五番
 中三七〇五番
 中三七六一番

(秘書課)
 (會計課)

廣選管告示甲第一號

公職選舉法附則第五號により廣島市議會議員一般選舉
 廣島市長選舉を同時に行う期日を左記の通り定める。

昭和二十六年四月三日

廣島市選舉管理委員會
 委員長 平 井 憲 太郎

選舉執行期日 昭和二十六年四月二十三日

廣選管告示甲第二號

昭和二十六年四月二十三日執行の廣島市議會議員一般選
 舉、廣島市長選舉の同時選舉における公職の候補者一人の
 支出することのできる選舉運動費用の最高額を左記のよう
 に定める。

昭和二十六年四月三日

廣島市選舉管理委員會
 委員長 平 井 憲 太郎

廣島市議會議員候補者 一、金五万九千五百円也

廣島市長候補者 一、金貳拾万円也

廣選管告示甲第三號

昭和二十六年四月二十三日執行の廣島市議會議員一般選
 舉、廣島市長選舉において公職選舉法施行令第五十三條の

規定による投票用紙並びに同封筒の交付及び投票は廣島市
 役所においてこれを取扱う。

昭和二十六年四月三日

廣島市選舉管理委員會
 委員長 平 井 憲 太郎

廣選管告示甲第四號

昭和二十六年四月三十日執行の廣島縣議會議員選舉にお
 いて公職選舉法施行令第五十三條の規定による投票用紙並
 びに同封筒の交付及び投票は廣島市役所においてこれを取
 扱う。

昭和二十六年四月三日

廣島市選舉管理委員會
 委員長 平 井 憲 太郎

廣選管告示甲第五號

昭和二十六年四月二十三日執行の廣島市議會議員一般選
 舉廣島市長選舉の同時選舉における選舉長及び選舉長に故
 障あることその職務を代理すべき者を次のように選任し
 た。

昭和二十六年四月三日

廣島市選舉管理委員會
 委員長 平 井 憲 太郎

選舉長 住所 廣島市古田町古江
 氏名 平井憲太郎
 代理者 住所 廣島市巴里町八七
 氏名 崎 政一

廣選管告示甲第六號

昭和二十六年四月二十三日執行の廣島市議會議員一般選
 舉廣島市長選舉の同時選舉における開票管理者及び開票管
 理者に故障があることその職務を代理すべき者を次のよう
 に選任した。

昭和二十六年四月三日

廣島市選舉管理委員會
 委員長 平 井 憲 太郎

開票區名 開票管理者の住所氏名 代理者の住所氏名
 東部 廣島市寶町 廣島市基町 頭 義 臣
 中部 廣島市古田町 廣島市舟入川口町 幸 夫
 開票區 平井 憲太郎 佐々木 幸 夫
 西部 廣島市基町 廣島市巴里町 政 一
 開票區 江口 松 芳

廣選管告示甲第七號

昭和二十六年四月三十日執行の廣島縣議會議員一般選舉
 の廣島市選舉區における開票管理者及び開票管理者に故障
 があることその職務を代理すべき者を次のように選任した

昭和二十六年四月三日

廣島市選舉管理委員會
 委員長 平 井 憲 太郎

開票區名 開票管理者の住所氏名 代理者の住所氏名
 東部 廣島市寶町 廣島市基町 頭 義 臣
 開票區 石 井 博

Table with 2 columns: 二、演壇 (Stage) and 種類及び程度 (Type and Scale). Lists various venues like 廣島市立荒神町小學校 and 廣島市中央公民館 with details on seating and equipment.

Table with 2 columns: 五、會場表示場所及び表示方法 (Venue and Display Method) and 表示場所 (Display Location). Lists venues like 廣島市立荒神町小學校 and 廣島市中央公民館 with their respective display methods.

Table with 2 columns: 三、聽衆席 (Audience Seats) and 種類及び程度 (Type and Scale). Lists venues like 廣島市立荒神町小學校 and 廣島市中央公民館 with details on seating and equipment.

Table with 2 columns: 立會演說會開催場所 (Assembly Venue) and 種類及び程度 (Type and Scale). Lists venues like 5 鷺見橋東詰 and 6 比治山橋東詰 with details on seating and equipment.

Table with 2 columns: 立會演說會開催場所 (Assembly Venue) and 種類及び程度 (Type and Scale). Lists venues like 19 比治山橋西詰 and 20 鷺見橋西詰 with details on seating and equipment.

Table with 2 columns: 立會演說會開催場所 (Assembly Venue) and 種類及び程度 (Type and Scale). Lists venues like 1 天満橋西詰 and 2 三宅製針前 with details on seating and equipment.

- 11 已斐町山中煙草店前 山中宮三郎
- 12 佐藤靴店 小田寅一
- 13 已斐郵便局前 小川早苗
- 14 日通已斐支店 小川早苗
- 15 已斐西踏切前 野口シヅカ
- 16 旭山神社下 市住入口屏揚示板
- 17 已斐町鐵道官舎西側 田中
- 18 高須幼稚園前 農協組合庚午支所
- 19 高須電停前 29 庚午北町六丁目 滝井五六
- 20 古江電停前 30 消防署已斐
- 21 古田小学校前
- 22 草津電停前
- 23 草津本町川本藥店前
- 24 草津南町高坂儀渡前
- 25 草津濱町立石商店前
- 26 庚午町市管住宅前
- 27 庚午町市管住宅中央部
- 28 庚午北町十三丁目

廣選管告示甲第一三號

公職選舉法第六十條の二の規定により行つる昭和二十六年四月三日執行の廣島市長選挙における立會演説會を左記の通り開催する

昭和二十六年四月三日

廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

- 一、立會演説會開催日時及び場所
- 開催月日 開始時刻 開催場所
- 四月十三日 午後七時三十分 廣島市立荒神町小学校
 - 四月十四日 午後七時三十分 國立廣島大學皆實分校
 - 四月十五日 午後七時三十分 廣島縣廣島市舟入高等學校
 - 四月十六日 午後七時三十分 旭映画劇場
 - 四月十七日 午後七時三十分 廣島市立已斐小学校
 - 四月十八日 午後七時三十分 廣島市中央公民館
- 二、演説時間
候補者一人の演説時間は四十分とする

廣選管告示甲第一四號

昭和二十六年四月二十三日執行の市長及び市議會議員選挙における市長並びに議員候補者の提出した昭和二十二年勅令第一號第七條第一項の規定による調査表寫の閱覽の請求及びその方法を次のように定める

昭和二十六年四月三日

廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

- 一、調査表の閱覽は市の選挙管理委員會事務局において職務時間中にしなければならない
- 二、調査表の閱覽は市の選挙管理委員會事務局に備付の閱覽簿に所規の事項を記入し指定された場所で行なければならぬ
- 三、調査表は指定された場所以外に持ち出してはならない
- 四、調査表はてい重に取扱ひ破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない
- 五、前三項の規定に違反する者に對しては係員はその閱覽を中止させ又は閱覽を禁止する

廣選管告示甲第一五號

昭和二十五年十一月二十日廣選管告示甲第六二號による廣島市の投票區域及びその名稱並に開票區域及其の名稱の一部を左記の通り改め次の各種選挙より實施する

昭和二十六年四月三日

廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

- 一、中部開票區域中
機町投票區の次え
- 投票區名 堀川投票區
- 堀川町、胡町、東胡町、斜屋町、銀山町、薬研堀、三川町、下流川町、彌生町及び電車道路以南に屬する下柳町、山口町、上流川町、

鐵砲町、八丁堀の區域を

翠町投票區の次え

投票區名 元字品投票區

關係區域 元字品町を加え

鐵砲町、八丁堀に改める

字品第一投票區中關係區域を字品町(通稱水上區、一區、二區、三區、及大カクマ島)仁保町、金輪島に改める

二、西部開票區域中

已斐第二投票區を已斐町の(通稱東本町、中本町、西本町)の區域及庚午北町二丁目、同三丁目、同四丁目、庚午町(庚午北町四丁目以北の區域)に屬する區域に改める

高須投票區を古田町、庚午北町五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目及庚午町(庚午北町九丁目以北の區域)に屬する區域に改める

古田投票區を古田町、古田町川田、庚午北町十丁目、同十一丁目、同十二丁目、庚午町(觀光道路西側以西の庚午北町十丁目乃至十二丁目の庚午町の區域)に屬する區域に改める

庚午投票區を庚午北町十丁目、同十一丁目、同十二丁目庚午町(他の投票區に屬せざる區域)に屬する區域に改める

廣選管告示甲第一六號

昭和二十六年四月一日廣島市条例第五號の規定により行つた立會演説會における演説の順位を定めるくじを差配の通り行つ

昭和二十六年四月六日

廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第二一號

昭和二十六年四月三十日執行の廣島縣議會議員選挙廣島市選挙區に於ける公職候補者の氏名及び黨派別の揭示順位を定めるくじを次のように行つ

昭和二十六年四月十六日

廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第二二號の一

昭和二十六年四月二十三日執行の市長、議會議員選挙並びに縣議會議員選挙における投票管理者の代理人を左記の通り選任を變更する

昭和二十六年四月十七日

廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

- 矢賀投票區投票管理者代理人廣島市矢賀町 住田 守
- 青崎 同 同 仁保町青崎 中家 嗣一
- 字品第一 同 同 字品町 本田 久一
- 草津 同 同 草津町 三好利三郎
- 右の者を解任し左の者を選任する。

廣選管告示甲第二三號

矢賀投票區投票管理者代理人廣島市長長町 川井 政雄

青崎 同 同 青崎町 藤水 修

字品第一 同 同 字品町 向井 清市

草津 同 同 古田町 藤田多喜登

昭和二十六年四月十日現在に於て調製した補充選挙人

記

一、日時 昭和二十六年四月九日午後一時

一、場所 廣島市役所

廣選管告示甲第一七號

昭和二十六年四月二十三日執行の廣島市議會議員一般選挙廣島市長選挙の同時選挙に於ける公職候補者の氏名及び黨派別の揭示順位を定めるくじを次のように行つ

昭和二十六年四月九日

廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

日時 昭和二十六年四月十二日午前十時

場所 廣島市役所

廣選管告示甲第一八號

昭和二十六年四月三日現在に於て調製した補充選挙人名簿は次により選挙人の縦覧に供する

昭和二十六年四月十一日

廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

縦覧期日 昭和二十六年四月十四日より同十六日まで

縦覧場所 廣島市役所

廣選管告示甲第一九號

昭和二十六年四月二十三日執行の廣島市長、廣島市議會議員選挙における投票管理者並びに同代理者の選任を左記の通り變更する

昭和二十六年四月十二日

廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

記

一、日時 昭和二十六年四月十八日午後九時

一、場所 廣島市役所

廣選管告示甲第二〇號

昭和二十六年四月十五日

廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

- 向洋投票區投票管理者 廣島市仁保町青崎 中家 福一
- 青崎 同 同 荒神町 川本 照男
- 荒神投票區投票管理者代理人 同若草町 森下 實男
- 青崎 同 同 仁保町大原 川崎俊三郎
- 向洋 同 同 同 河合 護郎
- 大河 同 同 仁保町 三宅 廣三
- 段原第二 同 同 字品町 今井 輝男
- 段原第三 同 同 基町 竹升 潔
- 千田 同 同 南千田町 奥田 一平
- 右の者を解任し左の者を選任する
- 青崎投票區投票管理者 廣島市基町 竹升 潔
- 向洋 同 同 荒神町 川本 照男
- 荒神投票區投票管理者代理人 同若草町 岡田 繁
- 青崎 同 同 仁保町大原 中家 嗣一
- 向洋 同 同 同 川崎俊三郎
- 大河 同 同 同 今井 輝男
- 段原第二 同 同 下柳町 三宅 廣三
- 段原第三 同 同 基町 築部 健三
- 千田 同 同 南千田町 住吉 勇三

廣選管告示甲第二一號

昭和二十六年四月十五日

廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

記

一、日時 昭和二十六年四月十九日午前十時

一、場所 廣島市役所

廣選管告示甲第二二號

昭和二十六年四月十七日

廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

- 矢賀投票區投票管理者代理人廣島市長長町 川井 政雄
- 青崎 同 同 青崎町 藤水 修
- 字品第一 同 同 字品町 向井 清市
- 草津 同 同 古田町 藤田多喜登
- 昭和二十六年四月十日現在に於て調製した補充選挙人

名簿は次により選挙人の縦覧に供する。
昭和二十六年四月十八日
廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第二三號
昭和二十六年四月三日現在により調製の本市補充選挙人名簿に關する異議申立に對する四月十八日の決定に基き公職選挙法第二十九條の規定により補充選挙入口簿を別紙要領により修正した。
昭和二十六年四月十八日
廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第二四號
福本みちえ外九四四名より申立のあつた補充選挙人名簿についての異議申立は左記決定書の通り決定した。
昭和二十六年四月十八日
廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

決定書
異議の申立人 福本みちえ外九四四名
右申立の要旨は四月三日調製の廣島市補充選挙人名簿に昭和二十六年四月十八日より本市町番地に居住し、四月二十三日まで引續き三ヶ月以上住所を有し何等選挙権に關する缺格事項がないので該名簿に登録せられたいといふので公職選挙法第二十三條の規定により之を

受理し審査の結果申立人の申立は正當であるので選挙人福本みちえ外九四四名は選挙を有するものとす
右の理由により左の如く決定する。
異議申立に係る選挙人は昭和二十六年四月三日現在により調製の本市補充選挙人名簿に登録せられるものとす。
昭和二十六年四月十八日
廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第二五號
昭和二十六年四月二十三日執行の市長、議會議員選挙並びに四月三十日執行の縣議會議員選挙における千田投票區投票管理者の選任を左記の通り變更する。
昭和二十六年四月十八日
廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第二六號
昭和二十六年四月三日現在において調製した補充選挙人名簿は同四月十九日確定したので廣島市における選挙権を有する者のその總數の五十分の一の數並びに三分の一の數は次の通りである。
昭和二十六年四月十九日
廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

課
五十分の一の數 三、二五六名
三分の一の數 五四、二六二名

廣選管告示甲第二六號の二
昭和二十六年四月三十日執行の廣島縣議會議員選挙における投票管理業者並びに同代理者を左記の通り選任を變更する。
昭和二十六年四月二十四日
廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

記
青崎投票區投票管理業者 廣島市基町 竹升 潔
同 代理者 同 基町 藤永 修
向洋投票區投票管理業者 同 荒神町 川本 照男
同 代理者 同 仁保町 川崎俊三郎
淵崎投票區投票管理業者 同 同 大村 繁見
補那投票區投票管理業者 同 同 向井 源一
段原第一投票區投票管理業者 同 段原山崎町 宮本 基
白鳥投票區投票管理業者 同 鷹匠町 金子 廣人
千田投票區投票管理業者 同 霞町 吉田 達雄
右の者を解任し左の者を選任する。
青崎投票區投票管理業者 安藝郡府中町 川本 淳真
同 代理者 同 船越町 流本 鶴一
向洋投票區投票管理業者 同 船越町 塩見 清
同 代理者 同 府中町 小濱 隆
淵崎投票區投票管理業者 代理者 廣島市仁保町 奥村 昌司
補那投票區投票管理業者 同 仁保町 大村 繁見
段原第一投票區投票管理業者 同 霞町 吉田 達雄
白鳥投票區投票管理業者 代理者 同 基町 竹升 潔
千田投票區投票管理業者 同 皆實町二丁目 山根 力男

廣選管告示甲第二七號
昭和二十六年四月二十三日執行の廣島市議會議員一般

選挙廣島市長選挙の同時選挙において市長並びに市議會議員に當選した者の住所及び氏名は次の通りである。
昭和二十六年四月二十五日
廣島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

Table with columns for City (市長), City Council Members (市議會議員), and names of candidates and their addresses.

江波町七三一
翠町一、六二〇ノ一
江波町一、〇〇七
仁保町字葛蒲崎一七一
段原末廣町一七四
宇品町四ノ五
仁保町字新築地甲一二四
舟入川口町四五八ノ二
草津濱町一九九五
己斐町八四ノ三
宇品町二二九
段原大畑町一〇七ノ二〇
東白鳥町二〇五
江波町五四四
南三篠町一二五二
己斐町二五三九ノ八
仁保町字梓木六七二
京橋町九三
天満町六

Table with columns for City (市長), City Council Members (市議會議員), and names of candidates and their addresses.

市議會議員 廣島市稻荷町二九
西親善町二丁目五二ノ二
新庄町二、〇九一
皆實町三丁目一〇二ノ五
宇品町四一七
千田町三丁目九〇一ノ三
若草町九七七
旭町一、六六八ノ五
宇品町三八
東親善町二丁目二二〇
福島町四四三ノ一
西新町一五〇
尾長町二六九ノ二
牛田町九六三
下流川町四四
大洲町三一ノ一
仁保町字伏見五二ノ二
吉島本町四一三
西親善町二丁目三一七ノ一
白鳥中町四
松原町五九〇
江波町七三一
翠町一、六二〇ノ一
仁保町字葛蒲崎一七一
段原末廣町一七四
宇品町四ノ五
仁保町字新築地甲一二四

Table with columns for City Council Members (市議會議員) and names of candidates and their addresses.

Table of candidates for supplementary election, listing names and addresses such as 舟入川口町四五八ノ二, 津賀 春一, etc.

廣選管告示甲第二九號

右申立の外七名より申立のあつた補充選挙人名簿に... 昭和二十六年四月二十五日

決議 委員長 平井 憲太郎

右申立の要旨は四月十日調製の廣島市補充選挙人名簿に... 昭和二十六年四月二十五日

異議申立に係る選挙人は昭和二十六年四月十日現在により調製の本市補充選挙人名簿に登録せられるものとする

廣選管告示甲第三〇號

昭和二十六年四月十日現在により調製の本市補充選挙人名簿に關する異議申立に對する四月二十五日の決定に

Table of candidates for supplementary election, listing names and addresses such as 廣島市議員 縣内, 鶴岡, etc.

廣選管告示甲第三一號

昭和二十六年四月十日現在において調製した補充選挙人名簿は同四月二十六日確定したので昭和二十六年四月十九日廣選管告示甲第二六號に依る廣島市における選挙権を有する者のその総数の五分の一の數に對して三分の一の數を次の通り改める

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第三二號

昭和二十六年四月三十日執行の廣島縣議會議員選挙に對ける中區開票管理者の選任を左記の通り變更する

廣島市議員選挙管理委員会 委員長 平井 憲太郎... 廣島市古田町 平井 憲太郎... 廣島市役所 廣島市選挙管理委員会

Main table of candidates for supplementary election, listing names, addresses, and birth dates, organized by district.

廣島市長選挙告示第一號 昭和二十六年四月二十三日執行の廣島市議會議員一級選挙廣島市長選挙の同時選挙につき選挙長の事務は左記の場所において取扱う

Table with 4 columns: Date (e.g., 四月三日), Name (e.g., 島根県), Address (e.g., 島根県), and Organization (e.g., 島根県). Contains numerous entries for various municipalities and organizations in Shimane Prefecture.

Table with 4 columns: Date (e.g., 四月三日), Name (e.g., 島根県), Address (e.g., 島根県), and Organization (e.g., 島根県). Contains numerous entries for various municipalities and organizations in Shimane Prefecture.

Table with 4 columns: Date (年月日), Name (姓名), Address (住所), and Organization (職業). Entries include names like 山口 隆光, 高橋 大一, 山崎 武一郎, etc., with their respective birth dates and addresses in Aomori Prefecture.

Table with 4 columns: Date (年月日), Name (姓名), Address (住所), and Organization (職業). Entries include names like 角田 善之助, 榎垣 謙, 角谷 繁雄, etc., with their respective birth dates and addresses in Aomori Prefecture.

氏名	住 所	職 業	被 選 派 氏 名	住 所
村上源次郎	廣島市尾長町 五七一番地	自由黨	植木俊夫	廣島縣廣島市 二番地
三宅雄吉	廣島市仁保町 二四新築地甲	自由黨	名玉岩夫	廣島縣賀茂郡 野一〇二番地
松下一男	廣島市安室町 一八七番地	新進黨	鈴木實	廣島縣山縣郡 月内町一四四一
河内勉	廣島市南郷町 一四二九九番地	自由黨	鈴木實	廣島縣山縣郡 月内町一四四一
若井啓吉	廣島縣廣島市 大字町一丁目 二五二番地	製靴商	柳坪東一	廣島市吉田町 三番地
前 理一	廣島市吉田町 山田甲五三三	農 業	吉本謙一	廣島市新庄町 二〇九一番地
宮本敏男	廣島縣廣島市 南千田町一〇一五八番地	自由黨	鈴木謙一	廣島縣山縣郡 月内町一四四一
波多野勇男	廣島縣安藝郡 府中町武千七 七番地	社會黨	名玉岩夫	廣島縣賀茂郡 野一〇二番地
伊藤忠男	廣島市巴里町 八四番地	新進黨	仲山俊行	廣島市東白鳥 町九十一番地
木村鹿男	廣島市字品町 二番地	新進黨	日本通運	廣島市東白鳥 町九十一番地
木村鹿男	廣島市字品町 二番地	新進黨	日本通運	廣島市東白鳥 町九十一番地
奧本世作	廣島縣安佐郡 福木村字福田 五軒屋三三	酒類販賣業	日本通運	廣島市東白鳥 町九十一番地
吉本謙一	廣島市新庄町 二〇九一番地	農 業	日本通運	廣島市東白鳥 町九十一番地
柳坪東一	廣島市吉田町 三番地	雜貨商	日本通運	廣島市東白鳥 町九十一番地
柳坪東一	廣島市吉田町 三番地	雜貨商	日本通運	廣島市東白鳥 町九十一番地
鈴木實	廣島縣山縣郡 月内町一四四一	社會黨	日本通運	廣島市東白鳥 町九十一番地
鈴木實	廣島縣山縣郡 月内町一四四一	社會黨	日本通運	廣島市東白鳥 町九十一番地
鈴木實	廣島縣山縣郡 月内町一四四一	社會黨	日本通運	廣島市東白鳥 町九十一番地

廣島市議長選舉長告示第四號
左の通り廣島市議會職員候補者の届出があつた
廣島市議會議員選舉長 平井 憲太郎
廣島市議長候補者 推選 尾田者

氏名	住 所	職 業	被 選 派 氏 名	住 所
山肩晴男	廣島市設町 八番地	自由黨	植木俊夫	廣島縣廣島市 二番地
手島 智	廣島縣安藝郡 海田町一	自由黨	名玉岩夫	廣島縣賀茂郡 野一〇二番地
宮本隆一	廣島縣安藝郡 船越町三	新進黨	鈴木實	廣島縣山縣郡 月内町一四四一
宮本隆一	廣島縣安藝郡 船越町三	新進黨	鈴木實	廣島縣山縣郡 月内町一四四一
宮本隆一	廣島縣安藝郡 船越町三	新進黨	鈴木實	廣島縣山縣郡 月内町一四四一
宮本隆一	廣島縣安藝郡 船越町三	新進黨	鈴木實	廣島縣山縣郡 月内町一四四一
宮本隆一	廣島縣安藝郡 船越町三	新進黨	鈴木實	廣島縣山縣郡 月内町一四四一
宮本隆一	廣島縣安藝郡 船越町三	新進黨	鈴木實	廣島縣山縣郡 月内町一四四一
宮本隆一	廣島縣安藝郡 船越町三	新進黨	鈴木實	廣島縣山縣郡 月内町一四四一
宮本隆一	廣島縣安藝郡 船越町三	新進黨	鈴木實	廣島縣山縣郡 月内町一四四一

廣島市議長選舉長告示第四號
左の通り廣島市議會職員候補者の届出があつた
廣島市議會議員選舉長 平井 憲太郎
廣島市議長候補者 推選 尾田者

廣市議長選舉告示第九號
昭和二十六年四月三十日執行の廣島市議會議員一般選舉
廣島市長選舉の同時選舉につき選舉會の選舉立會人の互選
の次の場所及び日時において行ふ。

廣島市議會議員選舉選舉長 平 井 憲 太 郎
廣島市長選舉選舉長 平 井 憲 太 郎
廣島市議會事務所(市議會議事堂)

一、日 時 昭和二十六年四月二十一日午前十時
一、場 所 廣島市役所(市議會議事堂)

廣市議長中開管告示第一號
昭和二十六年四月二十三日執行の廣島市議會議員一般選舉
廣島市長選舉の同時選舉における中部開票區の開票の場
所及び日時を次のとおり定める。

廣島市中部開票區開票管理者 平 井 憲 太 郎
一、開票の日時 昭和二十六年四月二十四日
午前八時三十分
一、開票の場所 廣島市役所(議會議事堂)

廣市議長西開管告示第二號
昭和二十六年四月二十三日執行の廣島市議會議員一般選舉
廣島市長選舉の同時選舉につき西部開票區の開票の場
所及び日時を次のとおり定める。

廣島市西部開票區開票管理者 江 口 松 芳
一、開票の日時 昭和二十六年四月二十四日
午前八時三十分
一、開票の場所 廣島市舟入小學校

廣市議長東開管告示第一號

昭和二十六年四月二十三日執行の廣島市議會議員一般選舉
廣島市長選舉の同時選舉における東部開票區の開票の場
所及び日時を次のとおり定める。

廣島市東部開票區開票管理者 石 井 博
一、開票の日時 昭和二十六年四月二十四日
午前八時三十分
一、開票の場所 廣島市荒神町小學校

廣市議長東開管告示第二號

昭和二十六年四月二十三日執行の廣島市議會議員一般選舉
廣島市長選舉の同時選舉につき東部開票區開票立會人の
互選を次の場所及び日時において行ふ。

廣島市東部開票區開票管理者 石 井 博
一、開票の日時 昭和二十六年四月二十一日午前十時
一、場 所 廣島市役所(市議會議事堂)

廣市議長西開管告示第一號

昭和二十六年四月二十三日執行の廣島市議會議員一般選舉
廣島市長選舉の同時選舉につき西部開票區の開票の場
所及び日時を次のとおり定める。

廣島市西部開票區開票管理者 江 口 松 芳
一、開票の日時 昭和二十六年四月二十四日
午前八時三十分
一、開票の場所 廣島市舟入小學校

廣市議長選舉告示第九號
昭和二十六年四月三十日執行の廣島市議會議員一般選舉
廣島市長選舉の同時選舉につき選舉會の選舉立會人の互選
の次の場所及び日時において行ふ。

廣島市議會議員選舉選舉長 平 井 憲 太 郎
廣島市長選舉選舉長 平 井 憲 太 郎
廣島市議會事務所(市議會議事堂)

廣市議長中開管告示第一號
昭和二十六年四月二十三日執行の廣島市議會議員一般選舉
廣島市長選舉の同時選舉における中部開票區の開票の場
所及び日時を次のとおり定める。

廣市議長西開管告示第二號
昭和二十六年四月二十三日執行の廣島市議會議員一般選舉
廣島市長選舉の同時選舉につき西部開票區の開票の場
所及び日時を次のとおり定める。

- 投票所 廣島市補那小學校 桑田 一人
投票所 廣島市大河小學校 盛岡 幹造
投票所 廣島市段原第一投票區投票管理者 宮本 基
投票所 廣島市段原中學校 秋田勘三郎
投票所 廣島市段原第二投票區投票管理者 小林 延恩
投票所 廣島市白鳥小學校 野村 秀夫
投票所 廣島市白鳥小學校 森弘 助治
投票所 廣島市磯町小學校 深田 鎮雄
投票所 廣島市磯町小學校 井川 滿
投票所 廣島市磯町小學校 桑田 茂
投票所 廣島市磯町小學校 桑田 豐
投票所 廣島市磯町小學校 龍神 薔
投票所 廣島市磯町小學校 坂江 重雄
投票所 廣島市磯町小學校 丹羽 賢象
投票所 廣島市磯町小學校 大井 博利
投票所 廣島市磯町小學校 福田稔成夫
投票所 廣島市磯町小學校 南 登次郎
投票所 廣島市磯町小學校 川上 盾
投票所 廣島市磯町小學校 奥井忠太郎
投票所 廣島市磯町小學校 吉田 雄雄

- 投票所 廣島市中島投票區投票管理者 桑原 一茂
投票所 廣島市中島小學校 池内 邦政
投票所 廣島市吉島投票區投票管理者 向井 一貫
投票所 廣島市吉島本町稻荷神社事務所 國安 榮
投票所 廣島市廣瀨投票區投票管理者 伊藤 勇
投票所 廣島市本川投票區投票管理者 伊藤 弘志
投票所 廣島市神崎投票區投票管理者 笹村 弘志
投票所 廣島市舟入投票區投票管理者 田中 浩造
投票所 廣島市江波投票區投票管理者 田中 浩造
投票所 廣島市天満投票區投票管理者 田中 浩造
投票所 廣島市天満小學校 田中 浩造
投票所 廣島市天満小學校 福本 徹夫
投票所 廣島市親善投票區投票管理者 津田 眞行
投票所 廣島市親善第一投票區投票管理者 津田 眞行
投票所 廣島市親善中學校 津田 眞行

- 投票所 廣島市南觀音第二投票區投票管理者 佐藤雄太郎
投票所 廣島市南觀音工業學校 岩原 和一
投票所 廣島市西隣保館 新宅 武雄
投票所 廣島市大芝投票區投票管理者 高槻紀美雄
投票所 廣島市三條投票區投票管理者 高槻紀美雄
投票所 廣島市三條小學校 正田四三男
投票所 廣島市已斐第一投票區投票管理者 中西 新一
投票所 廣島市已斐第二投票區投票管理者 寺崎 幸助
投票所 廣島市高須投票區投票管理者 寺崎 幸助
投票所 廣島市高須青年會館 高須 健三
投票所 廣島市古田投票區投票管理者 小林 登
投票所 廣島市庚午投票區投票管理者 小林 登
投票所 廣島市庚午中學校 小林 登
投票所 廣島市草津投票區投票管理者 小林 登
投票所 廣島市草津小學校 小林 登

廣市議長選舉告示第一號
左の通り廣島縣會議員候補者の届出があつた。
昭和二十六年四月三日
廣島縣會議員選舉
廣島市選舉區選舉長 平 井 憲 太 郎

受付	氏名	本籍	住所	生年月日	職業	党派	氏名	住所
四月三日	林 一 郎	廣島縣安芸郡	廣島市千田町	三月二十二日	会社役員	廣島縣	廣島縣	廣島市千田町
四月三日	林 一 郎	廣島縣安芸郡	廣島市千田町	三月二十二日	会社役員	廣島縣	廣島縣	廣島市千田町
四月三日	林 一 郎	廣島縣安芸郡	廣島市千田町	三月二十二日	会社役員	廣島縣	廣島縣	廣島市千田町

受付日時	氏名	本籍	住所	職業	黨派	推薦・届出者
四月三日 午前八時	中越正男	廣島市東雲町	五七四	商	日本社会	
四月三日 午前九時	早川義彦	廣島縣青島郡	室山村字上山 二五三番地	○新選盟	新選盟	
四月三日 午前九時	鬼玉秀一	廣島縣高田郡	向原町大字戸島 一八三ノ三	○国民	国民	
四月三日 午前九時	田口正治	廣島市吉島町	武吉町 五百三拾番地	なし		
四月三日 午前九時	藤澤雄三	廣島市高津南町	開四〇二	同志	同志	
四月三日 午前九時	石堂賢夫	廣島縣安藝郡	中野村一 五八	日本社会		
四月三日 午前九時	植木伸次郎	廣島縣安芸郡	原通町十丁目 大野町二五四	日本社会		
四月三日 午前九時	川本隆之輔	廣島市已斐町	百六十八番地	自由		
四月三日 午前九時	里垣二三	廣島縣廣島市	大芝町二、三、三九一	自由		
四月三日 午前九時	松江澄	廣島市上柳町	六八番地	日本社会		

廣島縣議員選舉廣島市選舉區選舉長 平非 憲太郎

昭和三十八年四月四日、廣島縣議員選舉廣島市選舉區選舉長 平非 憲太郎の届出があつた。

受付日時	氏名	本籍	住所	職業	黨派	推薦・届出者
四月三日 午前九時	中越正男	廣島市東雲町	五七四	商	日本社会	
四月三日 午前九時	早川義彦	廣島縣青島郡	室山村字上山 二五三番地	○新選盟	新選盟	
四月三日 午前九時	鬼玉秀一	廣島縣高田郡	向原町大字戸島 一八三ノ三	○国民	国民	
四月三日 午前九時	田口正治	廣島市吉島町	武吉町 五百三拾番地	なし		
四月三日 午前九時	藤澤雄三	廣島市高津南町	開四〇二	同志	同志	
四月三日 午前九時	石堂賢夫	廣島縣安藝郡	中野村一 五八	日本社会		
四月三日 午前九時	植木伸次郎	廣島縣安芸郡	原通町十丁目 大野町二五四	日本社会		
四月三日 午前九時	川本隆之輔	廣島市已斐町	百六十八番地	自由		
四月三日 午前九時	里垣二三	廣島縣廣島市	大芝町二、三、三九一	自由		
四月三日 午前九時	松江澄	廣島市上柳町	六八番地	日本社会		

廣島縣議員選舉廣島市選舉區選舉長 平非 憲太郎

昭和三十八年四月四日、廣島縣議員選舉廣島市選舉區選舉長 平非 憲太郎の届出があつた。

受付日時	氏名	本籍	住所	職業	黨派	推薦・届出者
四月三日 午前九時	中越正男	廣島市東雲町	五七四	商	日本社会	
四月三日 午前九時	早川義彦	廣島縣青島郡	室山村字上山 二五三番地	○新選盟	新選盟	
四月三日 午前九時	鬼玉秀一	廣島縣高田郡	向原町大字戸島 一八三ノ三	○国民	国民	
四月三日 午前九時	田口正治	廣島市吉島町	武吉町 五百三拾番地	なし		
四月三日 午前九時	藤澤雄三	廣島市高津南町	開四〇二	同志	同志	
四月三日 午前九時	石堂賢夫	廣島縣安藝郡	中野村一 五八	日本社会		
四月三日 午前九時	植木伸次郎	廣島縣安芸郡	原通町十丁目 大野町二五四	日本社会		
四月三日 午前九時	川本隆之輔	廣島市已斐町	百六十八番地	自由		
四月三日 午前九時	里垣二三	廣島縣廣島市	大芝町二、三、三九一	自由		
四月三日 午前九時	松江澄	廣島市上柳町	六八番地	日本社会		

廣島縣議員選舉廣島市選舉區選舉長 平非 憲太郎

昭和三十八年四月四日、廣島縣議員選舉廣島市選舉區選舉長 平非 憲太郎の届出があつた。

受付日時	氏名	本籍	住所	職業	黨派	推薦・届出者
四月三日 午前九時	中越正男	廣島市東雲町	五七四	商	日本社会	
四月三日 午前九時	早川義彦	廣島縣青島郡	室山村字上山 二五三番地	○新選盟	新選盟	
四月三日 午前九時	鬼玉秀一	廣島縣高田郡	向原町大字戸島 一八三ノ三	○国民	国民	
四月三日 午前九時	田口正治	廣島市吉島町	武吉町 五百三拾番地	なし		
四月三日 午前九時	藤澤雄三	廣島市高津南町	開四〇二	同志	同志	
四月三日 午前九時	石堂賢夫	廣島縣安藝郡	中野村一 五八	日本社会		
四月三日 午前九時	植木伸次郎	廣島縣安芸郡	原通町十丁目 大野町二五四	日本社会		
四月三日 午前九時	川本隆之輔	廣島市已斐町	百六十八番地	自由		
四月三日 午前九時	里垣二三	廣島縣廣島市	大芝町二、三、三九一	自由		
四月三日 午前九時	松江澄	廣島市上柳町	六八番地	日本社会		

廣島縣議員選舉廣島市選舉區選舉長 平非 憲太郎

昭和三十八年四月四日、廣島縣議員選舉廣島市選舉區選舉長 平非 憲太郎の届出があつた。

廣市縣議東開管告示第一號

昭和二十六年四月三十日執行の廣島縣議會議員選舉における東部開票区の開票の場所及び日時を次のとおり定める

- 開票の日時 昭和二十六年五月一日午前八時三十分
開票の場所 廣島市荒神町小学校

廣市縣議東開管告示第二號

昭和二十六年四月三十日執行の廣島縣議會議員選舉における東部開票区開票立會人の互選を次の場所及び日時において行う

- 開票の日時 昭和二十六年四月二十八日午後一時
開票の場所 廣島市役所(議會議事堂)

廣市縣議中開管告示第一號

昭和二十六年四月三十日執行の廣島縣議會議員選舉における中部開票区の開票の場所及び日時を次のとおり定める

- 開票の日時 昭和二十六年五月一日午前八時三十分
開票の場所 廣島市役所(議會議事堂)

廣市縣議西開管告示第一號

昭和二十六年四月三十日執行の廣島縣議會議員選舉における西部開票区の開票の場所及び日時を次のとおり定める

- 開票の日時 昭和二十六年四月二十八日午後一時
開票の場所 廣島市舟入小学校

廣市縣議西開管告示第二號

昭和二十六年四月三十日執行の廣島縣議會議員選舉における西部開票区開票立會人の互選を次の場所及び日時において行う

- 開票の日時 昭和二十六年四月二十八日午後一時
開票の場所 廣島市役所(議會議事堂)

廣市縣議東開管告示第一號

昭和二十六年四月二十五日執行の廣島縣議會議員選舉における東部開票区の開票の場所及び日時を次のとおり定める

- 開票の日時 昭和二十六年四月二十五日
開票の場所 廣島市東部開票区開票管理者

廣市縣議東開管告示第二號

昭和二十六年四月二十五日執行の廣島縣議會議員選舉における東部開票区開票立會人の互選を次の場所及び日時において行う

- 開票の日時 昭和二十六年四月二十五日
開票の場所 廣島市東部開票区開票管理者

廣市縣議中開管告示第一號

昭和二十六年四月二十五日執行の廣島縣議會議員選舉における中部開票区の開票の場所及び日時を次のとおり定める

- 開票の日時 昭和二十六年四月二十五日
開票の場所 廣島市中開管告示第一號

- 投票所 廣島市竹屋投票區投票管理者 桑田 茂
投票所 廣島市皆賀投票區投票管理者 景山 登

- 投票所 廣島市皆賀投票區投票管理者 龍神 薙
投票所 廣島市元字品第一投票區投票管理者 坂江 重雄

- 投票所 廣島市元字品第二投票區投票管理者 丹羽 賢象
投票所 廣島市元字品第三投票區投票管理者 大井 博利

- 投票所 廣島市元字品第四投票區投票管理者 福田 稔夫
投票所 廣島市元字品第五投票區投票管理者 南 登次郎

- 投票所 廣島市元字品第六投票區投票管理者 川上 辰
投票所 廣島市元字品第七投票區投票管理者 奥井忠太郎

- 投票所 廣島市元字品第八投票區投票管理者 九本 輔一
投票所 廣島市元字品第九投票區投票管理者 山根 力男

- 投票所 廣島市元字品第十投票區投票管理者 桑原 茂
投票所 廣島市元字品第十一投票區投票管理者 池内 邦政

- 投票所 廣島市元字品第十二投票區投票管理者 向井 一貫
投票所 廣島市元字品第十三投票區投票管理者 國安 榮

- 投票所 廣島市元字品第十四投票區投票管理者 伊藤 勇
投票所 廣島市元字品第十五投票區投票管理者 佐村 弘忠

- 投票所 廣島市元字品第十六投票區投票管理者 田中 浩造
投票所 廣島市元字品第十七投票區投票管理者 田中 浩造

- 投票所 廣島市元字品第十八投票區投票管理者 田中 浩造
投票所 廣島市元字品第十九投票區投票管理者 田中 浩造

- 投票所 廣島市元字品第二十投票區投票管理者 田中 浩造
投票所 廣島市元字品第二十一投票區投票管理者 田中 浩造

- 投票所 廣島市元字品第二十二投票區投票管理者 田中 浩造
投票所 廣島市元字品第二十三投票區投票管理者 田中 浩造

- 投票所 廣島市元字品第二十四投票區投票管理者 田中 浩造
投票所 廣島市元字品第二十五投票區投票管理者 田中 浩造

- 投票所 廣島市觀音投票區投票管理者 福本 徹夫
投票所 廣島市觀音第一投票區投票管理者 津田 眞行

- 投票所 廣島市觀音第二投票區投票管理者 佐藤雄太郎
投票所 廣島市觀音第三投票區投票管理者 岩原 和一

- 投票所 廣島市觀音第四投票區投票管理者 新宅 武雄
投票所 廣島市觀音第五投票區投票管理者 高槻紀美雄

- 投票所 廣島市觀音第六投票區投票管理者 正田四三男
投票所 廣島市觀音第七投票區投票管理者 中西 新一

- 投票所 廣島市觀音第八投票區投票管理者 寺崎 幸助
投票所 廣島市觀音第九投票區投票管理者 德永 健三

- 投票所 廣島市觀音第十投票區投票管理者 小林 肇
投票所 廣島市觀音第十一投票區投票管理者 鶴 明

- 投票所 廣島市觀音第十二投票區投票管理者 鶴 明
投票所 廣島市觀音第十三投票區投票管理者 鶴 明

- 投票所 廣島市觀音第十四投票區投票管理者 鶴 明
投票所 廣島市觀音第十五投票區投票管理者 鶴 明

- 投票所 廣島市觀音第十六投票區投票管理者 鶴 明
投票所 廣島市觀音第十七投票區投票管理者 鶴 明

- 投票所 廣島市觀音第十八投票區投票管理者 鶴 明
投票所 廣島市觀音第十九投票區投票管理者 鶴 明

- 投票所 廣島市觀音第二十投票區投票管理者 鶴 明
投票所 廣島市觀音第二十一投票區投票管理者 鶴 明

- 投票所 廣島市觀音第二十二投票區投票管理者 鶴 明
投票所 廣島市觀音第二十三投票區投票管理者 鶴 明

- 投票所 廣島市觀音第二十四投票區投票管理者 鶴 明
投票所 廣島市觀音第二十五投票區投票管理者 鶴 明

- 投票所 廣島市觀音第二十六投票區投票管理者 鶴 明
投票所 廣島市觀音第二十七投票區投票管理者 鶴 明

- 投票所 廣島市矢賀投票區投票管理者 住田 春男
投票所 廣島市矢賀第一投票區投票管理者 奥田 弘

- 投票所 廣島市矢賀第二投票區投票管理者 久保田忠義
投票所 廣島市矢賀第三投票區投票管理者 歌佐 春雄

- 投票所 廣島市矢賀第四投票區投票管理者 佐々木 勇
投票所 廣島市矢賀第五投票區投票管理者 上川 實

- 投票所 廣島市矢賀第六投票區投票管理者 川本 滄眞
投票所 廣島市矢賀第七投票區投票管理者 塩見 清

- 投票所 廣島市矢賀第八投票區投票管理者 松本 正爾
投票所 廣島市矢賀第九投票區投票管理者 濱崎 啓造

- 投票所 廣島市矢賀第十投票區投票管理者 桑田 一人
投票所 廣島市矢賀第十一投票區投票管理者 盛岡 幹造

- 投票所 廣島市矢賀第十二投票區投票管理者 吉田 達雄
投票所 廣島市矢賀第十三投票區投票管理者 秋田勘三郎

- 投票所 廣島市矢賀第十四投票區投票管理者 小林 延恩
投票所 廣島市矢賀第十五投票區投票管理者 野村 秀夫

- 投票所 廣島市矢賀第十六投票區投票管理者 森弘 助治
投票所 廣島市矢賀第十七投票區投票管理者 澤田 眞雄

- 投票所 廣島市矢賀第十八投票區投票管理者 井川 満
投票所 廣島市矢賀第十九投票區投票管理者 井川 満

- 投票所 廣島市矢賀第二十投票區投票管理者 井川 満
投票所 廣島市矢賀第二十一投票區投票管理者 井川 満

- 投票所 廣島市矢賀第二十二投票區投票管理者 井川 満
投票所 廣島市矢賀第二十三投票區投票管理者 井川 満

- 投票所 廣島市矢賀第二十四投票區投票管理者 井川 満
投票所 廣島市矢賀第二十五投票區投票管理者 井川 満

- 投票所 廣島市矢賀第二十六投票區投票管理者 井川 満
投票所 廣島市矢賀第二十七投票區投票管理者 井川 満